

宮
廷

前橋市會議長

測候技師
公立實業學校教諭
公立實業學校教諭
公立實業學校教諭

動六等功六等	正八位勳六等	從七位勳六等	從七位勳六等	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	從六位
上	福田	片岡	羽生	野村	中川	木暮	庭屋	矢野	館山	新井	小野	武藤	高橋	鳥喜	佐藤	田村	田村	室伏	室伏
一郎	三郎	三郎	俊太	孝太	英三	國三	三三	三三	三三	甲午	友吉	幹彦	清郁	喜久	尚	豐	萬	吉	吉

一五三

宮
廷

群馬縣會議員

地方警視
公立實業學校教諭
師範學校教諭
公立實業學校教諭
公立實業學校教諭
公立實業學校教諭
地方商工技師

從六位	從六位	從六位	從六位	從六位	正七位勳六等	正六位	正六位	正六位	正六位	正六位	正七位勳五等功七級	正六位勳五等	從六位勳五等	動五位	從七位勳六等功五級	正七位勳五等功五級	
織田	茂木	是洞	岸本	稻川	蘆田	清水	佐藤	永井	田中	須田	手賀	杉邊	詫摩	井上	上野	横川	佐藤
博	許	雄	郎	遼	郎	松	藏	門	一	彥	美	吉	秀	郎	八	助	也

一五二

公立實業學校教諭	正七位	動六等	山崎善三
公立實業學校教諭	正七位	動六等	稻葉
公立實業學校教諭	正七位	動六等	木村二
公立實業學校教諭	正七位	動六等	岩切
公立實業學校教諭	正七位	動六等	齋藤
公立實業學校教諭	正七位	動六等	酒井鐵二
公立實業學校教諭	正七位	動六等	須田丙子
公立實業學校教諭	正七位	動六等	須田重
公立實業學校教諭	正七位	動六等	細野種重
公立實業學校教諭	正七位	動六等	田尻
公立實業學校教諭	正七位	動六等	櫻井菊次
公立實業學校教諭	正七位	動六等	羽鳥升次
公立實業學校教諭	正七位	動六等	秋山金次
公立實業學校教諭	正七位	動六等	橫內茂次
公立實業學校教諭	正七位	動六等	內田英夫
公立實業學校教諭	正七位	動六等	竹越秀司
公立實業學校教諭	正七位	動六等	佐藤鏡太
公立實業學校教諭	正七位	動六等	須賀原又
公立實業學校教諭	正七位	動六等	原田秋音

一五四

道府縣立少年教護院教諭	正七位	動七等	近藤基平
公立實業學校教諭	正七位	動七等	野口米次
公立實業學校教諭	正七位	動七等	石濱正平
公立實業學校教諭	正七位	動七等	貝原潤平
公立實業學校教諭	正七位	動七等	上野善一
公立實業學校教諭	正七位	動七等	森野善
公立實業學校教諭	正七位	動七等	石村辰
公立實業學校教諭	正七位	動七等	牧原房
公立實業學校教諭	正七位	動八等	中島善房
公立實業學校教諭	正七位	動八等	高橋善房
公立實業學校教諭	正七位	動八等	原川久三
公立實業學校教諭	正七位	動八等	內川久三
公立實業學校教諭	正七位	動八等	田中久三
公立實業學校教諭	正七位	動八等	羽鳥耕三
公立實業學校教諭	正七位	動八等	星野元
公立實業學校教諭	正七位	動八等	阿部善太
公立實業學校教諭	正七位	動八等	山部善太
公立實業學校教諭	正七位	動八等	角田益太
公立實業學校教諭	正七位	動八等	前橋市會副議長

一五五

宮 廷

前橋市助役
共愛女學校長

正 七 位

周 堀

再 康

賜 雄

一五六

第五章 獻上品

第一節 取扱心得

七月二十五日内訓第三號を以て、「獻上品取扱心得」の内訓、及同日演祕演獻第一五號總務部長名を以て「獻上品取扱方ニ關スル件依命通牒」ありたり。其の全文左の如し。

内訓第三號

町 市
村 長 長

昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸ニ際シ 聖上陛下ニ對シ奉り獻上ヲナサムトスル者アルトキハ其ノ取扱方左ノ通心得ヘシ

右内訓ス

昭和九年七月二十五日

群馬縣知事 金 澤 正 雄

獻上品取扱心得

第一條 獻上品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メラルルモノハ採納セラレサルモノトス

- 一、華美ニ流ルルモノ
- 二、廣告又ハ宣傳ノ爲ニスルモノ
- 三、賣名、私利ノ爲ニスルモノ
- 四、其ノ他獻上品トシテ不適當ナルモノ

第二條 獻上ヲ願出テムトスル者アルトキハ別記様式ニ依ル獻上願正副貳通ニ左ノ書類ヲ添付シ昭和九年八月二十五日限

知事ニ提出セシムヘシ

一、個人ノ場合

經 歴 書

二、團體ノ場合（市町村ハ之ヲ要セス）

團 體 名

定款若ハ規約ノ類

創立年月日

團 體 員 數

事業ノ概要

第三條 (ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ) 市町村長獻上願ヲ受理シタルトキハ左ノ事項精査ノ上意見ヲ具シ知事ニ進達スヘシ

宮 廷

一五七

- (一) 献上願書及添付書類ノ記載ハ事實ト相違ナキヤ否
 - (二) 本人又ハ團體代表者ノ性行信用狀態及賞罰
 - (三) 本人竝從事者及其ノ家族ニ遺傳性又ハ傳染性疾患ナキヤ否
 - (四) 製産方法ニ付衛生上顧慮スヘキ事項ナキヤ否
 - (五) 本人及從事者ノ居住地又ハ製産地附近ニ傳染病ナキヤ否
 - (六) 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第四條 献上前ニ前條事項ニ異動ヲ生シタルトキハ速報スヘシ
- 第五條 願書差出後願人又ハ從事者ノ身上及衛生狀態ニ變動ヲ生シタルトキハ其ノ旨遅滞ナク知事ニ届出シムヘシ
- 第六條 第二條ノ出願ニ對シテハ採納御沙汰ノ有無ヲ願人ニ傳達ス
- 献上品採納ノ御沙汰アリタルトキハ指定ノ日時場所ニ差出サシムヘシ但シ特別ノ理由ニ依リ指定ノ日時ニ差出シ難キ場合ハ知事ノ指揮ヲ受ケシムヘシ
- 第七條 献上品ノ製産包裝及容器等ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ
- 一、製産ニ從事スル者ハ健康者タルコト
 - 二、製産ニ從事スルトキハ身體ヲ清淨ニシ清潔ナル白衣又ハ上著ヲ用ヒ且手指ノ消毒ヲ行フコト
 - 三、献上品ノ包裝ハ可成其ノ内容ヲ調査シ得ル如クスルコト但シ埋詰其ノ他止ムヲ得サルモノハ密封スルコト
 - 四、前號ニ依リ密封シタルモノハ別ニ少量ノ見本ヲ添付スルコト
 - 五、献上品ハ清淨ナル白木(桐・松・杉・椴等)用材トスヘシ)印籠蓋箱入又ハ手付籠入レトナスコト但シ其ノ性質上之ニ依リ難キトキハ知事ノ指揮ヲ受クルコト箱、籠其ノ他ノ容器ニ入レタルモノハ白布風呂敷ニテ包ムコト

- 六、巾二三寸ノ美濃紙片ニ品目、數量、献上者ノ住所氏名ヲ書シ風呂敷包ノ中ニ入レ置クコト
 - 箱蓋ニ文字ヲ書シ又ハ容器ニ「レツテル」ヲ貼付セサルコト但シ酒醬油等ノ如キモノニシテ之ヲ缺クカ爲其シク體裁ヲ損スルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 七、献上品ハ腐敗ノ虞ナキ様十分注意スルコト
 - 第八條 献上品ニ關スル願屆書類ハ總テ市町村長ヲ經由セシムヘシ
- (献上願様式ハ省略ス)

演祕演獻第一五號

昭和九年七月二十五日
市町村長殿

總務部長

献上品取扱方ニ關スル件依命通牒

本日附テ以テ今秋御舉行可相成陸軍特別大演習竝地方行幸ニ際シ献上品取扱方別途内訓相成候處右取扱ニ當ツテハ左記諸點篤ト御留意ノ上萬遺漏ナキヲ期セラレ度

追而献上品取扱方ニ關シ疑義アル場合ニ於テハ一應打合相成様致度申添候

記

- 一、献上品ハ質實ヲ旨トシ特ニ多額ノ費ヲ費シ又ハ華美ニ流ルルカ如キコトナキ様留意スルコト
- 二、献上ハ内訓ニ反セサル限り支障ナキモ献上ヲ獎勵スルカ如キ結果トナラサル様深ク注意スルコト

三、書畫刀劍類ハ賣名的ノモノハ素ヨリ然ラサルモノニ在リテモ御採納アラセラレサルコト

右知事内訓及總務部長の通牒に基き、本縣下各種團體其の他一般より献上を出願して、御採納の光榮に浴したるものは群馬縣知事よりの献上品一番より四十二番に至り、各種團體其の他一般よりの献上品は一番より三十八番に及び、内本市關係番號は十箇なり

第二節 市及市内一般献上品

一、市献上品

献上品名	謹 製 場	謹 製 者 代 表
卓 子 掛	群馬縣工業試験場伊勢崎分場	前橋工業學校長 塚越萬平
寫眞 前橋市全景(額縁付) 赤城山遠望(額縁付) 権名山遠望	寫眞 前橋市紺屋町五六番地 額縁 東京市日本橋區通り二丁目	立見三四郎 小川竹次郎
前橋市統計書	前橋市北曲輪町四〇番地 上毎印刷株式會社	小口德穂
前橋市勢要覽	前橋市堅町一〇一番地 株式會社前橋印刷所	深町牧太
前橋市鳥瞰圖	京都市下京區八條東洞院東入 觀光社出版部	吉田初三郎
前橋市名所繪葉書	大坂市東區南久寶町二丁目一三一番地	栗本小市

本市よりの献上品は右記載の六點にして、之が願書は「卓子掛」を一通とし、寫眞其の他の四點は一括して一通とせり。而して出願より御採納に至る迄の手續の大様は左記の如し。(寫眞其の他四品一括の分は省略す)

献上願 (用紙美濃白紙正副二通)

一、卓子掛 絹織物加工 壹 枚

右

天皇陛下 本縣下ニ行幸被爲在候節献上致度候間御採納被成下度此段奉願候也

昭和九年八月二十四日

前橋市長 江原桂三郎

宮内大臣 湯淺倉平殿

右出願に對し八月二十八日演戲第四〇號を以て、本縣總務部長より之が謹製の「監督者及從業者ノ住所」「從業ノ場所」に關し照會ありたるを以て、九月一日左記の如く回答せしも、更に同月四日助手内田喜好以下五人を追加報告せり。

演戲發第二三四號

昭和九年九月一日

前橋市長

群馬縣總務部長殿

献上願ニ關スル件回答

宮 廷

八月二十八日付演獻第四〇號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件左記ノ通ニ有之候

記

一、監督者ノ住所氏名

前橋市岩神町

前橋工業學校長

塚 越 萬 平

桐生市宮本町

商工技師

森 重 治 郎

佐波郡伊勢崎町

商工技手

朽 津 庸 三

前橋市岩神町

商工技手

米 澤 謙 二

前橋市堀川町

工 手

井 上 ト

群馬郡澗川村

工 手

關 口 千 代

佐波郡伊勢崎町

群馬縣工業試驗場

伊 勢 崎 分 場

佐波郡伊勢崎町

助 手

内 田 喜 好

佐波郡豐受村

助 手

平 田 耕 三

前橋市琴平町

工 手

森 田 照 江

佐波郡伊勢崎町

工 手

星 野 ミ ヨ

山田郡相生村

工 手

下 山 ナ

桐生市西堤町

工 手

大 澤 道 藏

次で九月五日、重ねて總務部長より左記の照會に接したるを以て、卓子掛に關しては九月十日別記の如く回答せり。尙
寫真其の他の四品に就ても同様の照會あり、依て九月十一日回答せしも之が記載は省略す。

(演獻)

昭和九年九月五日

總 務 部 長

前橋市長 江原桂三郎殿

一般獻上ニ關スル件照會

義ニ一般獻上トシテ願書又ハ經由進達相成候品目ニ關シ必要有之候ニ付別紙調査要綱ニ準シ御調査ノ上本月八日迄ニ到
著ノ日取ヲ以テ御回報相成度候

(別 紙)

記

一、品 名

卓 子 掛

製 法 (或ハ種類)

沿革變遷

特 長

産 額 (産地 數量 價格 昭和八年)

販 路

將來ノ見込

宮 廷

演秘發第二五七號

昭和九年九月十日
群馬縣總務部長殿

前 橋 市 長

一般獻上ニ關スル件回答

九月五日付(演獻)ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件別紙ノ通ニ有之候

(別 紙)

記

- 一、品 名
- 卓 子 掛
- 一、製 法 生絲ヲ意匠撚絲トナシ製織後染色並加工シタルモノナリ
 - 二、沿革變遷 新製品ニツキ特記スヘキコトナシ
 - 三、特 長 國產生絲ニ特殊ノ加撚ヲナシテ製シタルニ依リ地風良好ニシテ優美且蟲害ノ憂ナシ
 - 四、産 額 新製品ニツキ明記シ難シ
 - 五、販 路 内地向輸出向
 - 六、將來ノ見込 需要アル見込

越えて十月四日本縣獻上品係長名を以て、本市獻上品の容積、體裁、其の他参考となるべき事項につき照會ありたるに對しては、十月九日大要左記の回答を發したりしが、同月十五日「容器調製ニ關シ」本縣より別記の通知を收受したるを以て、該通知に基き之が準備を進捗せしめたり。

一、容 積

- 額縁及寫眞入 高サ六寸二分 横二尺九寸四分 幅二尺三寸
- 卓 子 掛 入 高サ一寸五分 横二尺 幅一尺
- 書籍入(統計書) 高サ一寸 横八寸 幅五寸五分

一、體 裁

額縁及寫眞入ハ桐柁製印籠蓋箱ニシテ上部ニ額縁ヲ入レ下部ニ深サ一寸ノ掛戸寫眞入付ノ體裁優美ナルモノナリ
掛書籍入各容器ハ桐柁製印籠蓋箱ノ體裁優美ナルモノナリ

其他参考事項

各容器ヲ白布風呂敷ニテ包ミ其ノ中ニ幅二・三寸ノ美濃紙片ニ品目、數量、獻上者ノ住所氏名ヲ書シ入レ置ク内
書籍入ハ獻上臺ヲ用ヒ他ハ何レモ獻上臺ヲ省略ス

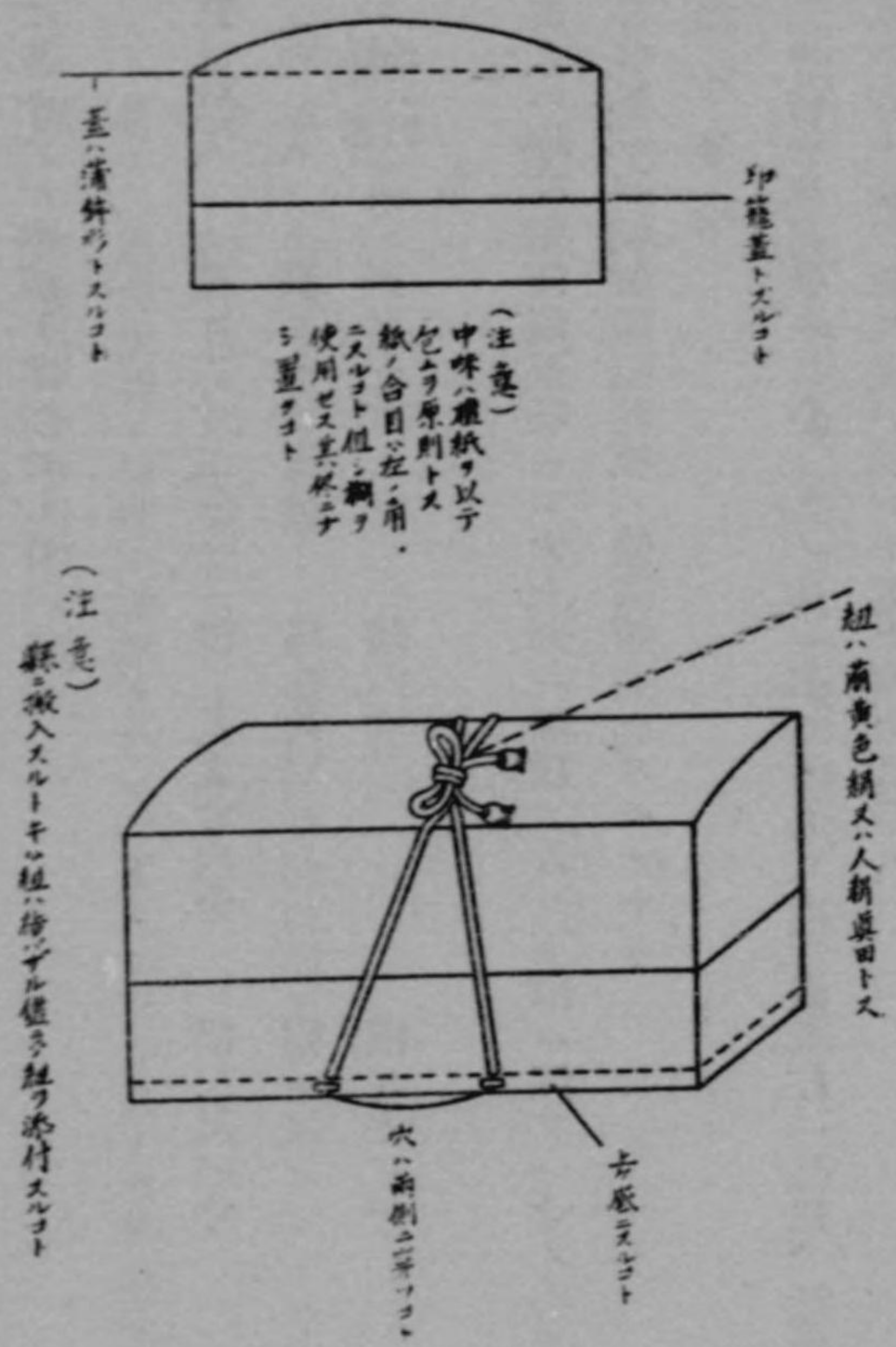
(演獻)

昭和九年十月十五日
前橋市長 江原桂三郎殿

獻 上 品 係 長

容器調製ニ關スル件通知

一般獻上品ニシテ箱ヲ以テ容器トスル場合ハ別紙添付ノ説明書ニ依リ調製相成度尙用材ハ桐ヲ原則トスルモノニ付調製ニ當リテハ特ニ御注意相成度及通知候
(別紙説明書)



十月二十日本縣總務部長より、獻上品御採納に關する通知、竝獻上品調達に關する注意事項の送付あり、其の全文左の

如し。

演獻第二二號

昭和九年十月二十日

前橋市長殿

總務部長

獻上品御採納ニ關スル件通牒

義ニ貴職ヨリ標記ノ件ニ關シ願出有之候處其ノ筋ヨリ右ハ御採納ニ相成ルヘキ旨通知有之候ニ就テハ別紙ノ通獻上品調達ニ關スル注意事項及送付候條之カ調達ニ際リテハ萬遺漏ナキ様篤ト御注意相成度候

獻上品調達ニ關スル注意事項

- 一、獻上出願ニ對シテハ採納ノ有無ヲ市町村長ヲ經テ願人ニ通達ス
- 二、願人ハ衛生上諸般ノ事項ニ關シテハ昭和九年六月五日附群馬縣訓令甲第九號昭和九年陸軍特別大演習衛生事務處理規程第四條第五條ヲ準用スルコト
- 三、願人ハ願書差出後自己又ハ製作人ノ身上及衛生狀態ニ變動ヲ生シタルトキハ其ノ旨遲滞ナク市町村長經由知事ニ報告スルコト
- 四、獻上出願ニ對シ採納ノ御沙汰傳達後ト雖不適當ト認ムル事項發生シタル場合ハ差止ムルコトアルヘキコト
- 五、獻上採納ノ御沙汰アリタル旨傳達ヲ受ケタルトキハ獻上品ヲ當該市町村長ニ於テ取纏メ昭和九年十一月一日ヨリ十日

宮 廷

一月二日迄ノ間ニ於テ群馬會館内陸軍特別大演習總務部獻上品係宛差出スコト但シ菓子類・果物・魚類・蔬菜類・卵及漬物等ハ右期日ニ依ラス追テ指定スル日時ニ差出スコト

六、獻上品ノ製作包装及容器等ニ關シテハ左記各號ニ注意スルコト
 (イ) 製作ハ必ス健康者ヲシテ之ニ從事セシムルコト
 (ロ) 獻上品ノ包装ハ成ルヘク物品ノ内容ヲ調査シ得ル如クスルコト但シ塚詰其ノ他ノ物品ニシテ止ムヲ得サルモノハ密封スルモ差支ナキコト

(ハ) 前號ニ依リ密封ヲ施シタルモノハ別ニ少量ノ見本ヲ添附スルコト
 (ニ) 獻上品ハ清淨ナル白木(桐・檜・杉・樅等ヲ用材トス)箱入ト爲スコト(菓子・飴・酒・醬油・茶・サイダー等ニシテ特殊ノ容器ニ入レタルモノハ之ヲ更ニ白木箱入トナスコト)但シ果物・卵・蔬菜類ハ手付籠ニ容レ差出スコト

(ホ) 活魚容器ニ付テハ別ニ協議スルコト
 (ヘ) 箱並籠ニ容レタルモノハ特ニ容積ノ大ナル物ノ外ハ更ニ白布風呂敷(木綿)ニテ包ムコト
 (ト) 箱入トナシタルモノハ總テ蓋ヲ釘付トナササルコト

(チ) カサコト
 (リ) 容器ニ「レツテル」ヲ貼付セサルコト但シ酒・醬油等ノ如キモノニシテ之ヲ缺クカ爲ニ甚シク體裁ヲ損スルモノハ此ノ限ニ在ラス
 (ニ) 獻上品ハ腐敗ノ虞ナキ様十分注意スルコト
 (三) 獻上品中菓子類・果物・蔬菜類・卵等ハ白木折臺ニ添ヘ差出スコト

右御採納決定通知と共に獻上品搬入期日をも指定せられたるにつき、十一月二日謹製品全部を市役所樓上に搬入し、市長以下係員、市會議員、其の他各謹製者等參集し、午前十時三十分より嚴肅なる修祓式を舉行したり。先之、獻上品製作著手前、各謹製場に於ても亦修祓を行ひたるも、之が記載は省略す。
 斯くて修祓式終了直後中元係長外係員は獻上品を捧持出縣(群馬會館内商品陳列所)して供進を完了せり。

二、市内一般獻上品

市内一般よりの獻上品に關しては市に於けると同様に前節掲出の手續を経て出願せしが、孰れも御採納の御沙汰を拜し無上の榮光に欣懽しつつ縣示達の注意事項を遵守せしは素より、其の著手に當りては修祓式を行ひ、従事者一同最も嚴格なる態度を以て謹製し、製作完了後再び修祓式を舉行して供進せり。此の名譽を荷ひたる獻上者の氏名及品目等左の如し。

獻上品目	數	量	團體所在地	團體名	代表者若ハ個人名
醬油(山正)	二立入	一二本	本町三九番地	群馬縣醬油同業組合	組長 正田敏一郎
眞綿	一五貫	曲輪町六六番地	群馬縣養蠶業組合	會長 金澤正雄	
鯉	二尾	曲輪町一〇七番地	前橋水産會	會長 江原桂三郎	
絹洋服地	一疋	本町三九番地	前橋商工會議所	會頭 勝山益太郎	
燃絲生絲雙摺	四五〇匁 三〇〇匁	本町三九番地	前橋燃絲同業組合	組長 阿部善太郎	
玉絲	一括	壹町三〇番地	群馬縣玉絲製造同業組合	組長 井出仁作	

生 絹(紅白)	二疋	立川町一六番地	群馬縣傷兵會	會長	本 田 武 之
菓子 阪東マルガ 三山シルコ	一折	横山町六〇番地	前橋菓子商組合	組合長	堀 米 彌 作
スパンクレープ	二五碼	東京市淀橋區柏木 四丁目八九六番地	舊 前 橋 藩 主	伯爵	松 平 直 富

三、挨拶状の送付

市献上品並一般献上品は 聖上陛下行在所に御駐轡中、縣係員より献上の手續を了し、孰れも御嘉納あらせられたり。斯くて十二月二十日本縣總務部長より左記通牒と共に、別記(寫眞其他四品分は略す)宮内大臣よりの挨拶状を送付せられ、本市經由進達的一般献上者に對しても亦宮内大臣より同様の挨拶状送付越の趣を以て、縣より移送せられたるにつき同月二十二日各本人に傳達したり。

昭和九年十二月二十日
前 橋 市 長 殿

總 務 部 長

挨拶状送付ノ件

巽ニ貴職ヨリ献上願出ニ對シ今般宮内大臣ヨリ挨拶状送付越ニ付茲ニ及送付候
追テ献上品目録及縣發行記念繪葉書一部添付致候

一、卓 子 掛 一 枚
右

今般群馬縣下
行幸ニ際シ献上被致候ニ付
御前へ差上候
此段申進候

昭和九年十一月十八日
前橋市長 江原桂三郎殿

宮内大臣 湯 淺 倉 平

第六章 天 覽 品

第一節 出品者の選定

天覽品供進に關しては、四月下旬より之が品目の撰擇、出品者の選定等に付、縣市並關係團體等の間に於て數次の協議會合を重ね、漸次其の準備に努め來りたるが、八月二十二日演天第十七號を以て、總務部長より左記の如く通牒せられたり。尙、同日演天第十八號同第十九號を以て、前號には醬油、後號には生絲・玉絲・眞綿・同加工品等供進者内定の通牒に接したり。

演天第一七號

昭和九年八月二十二日
前 橋 市 長 殿

陸軍特別大演習 總 務 部 長

今秋本縣下ニ行ハセラルヘキ陸軍特別大演習並地方行幸ノ際 天覽ニ供シ奉ルヘキ物産ニ付今般廳議ノ結果縣内重要物産及縣ニ於テ獎勵スルモノ又ハ新規事業ニシテ將來發達ノ見込アルモノノ中ヨリ選定致スコトニ相成候處左記物産ハ主要産地タル貴部内ヨリ供進被爲致候間別紙天覽品取扱心得並出品者選定ニ關スル注意事項參照ノ上出品者ヲ嚴選シ萬遺憾ナキ様御高配相煩度此段及通牒候也

記

品 目	點 數	一點ノ數量	備 考
-----	-----	-------	-----

本表ニハ二十四品目四十四點ノ記載アリタルモ省略ス

(別 紙)

天覽品取扱心得

一、天覽品ハ本縣重要物産及縣ニ於テ獎勵スル物又ハ新規事業ニシテ將來發達ノ見込アル物ノ内ヨリ選定ス但シ特殊

ノ物産ハ此ノ限ニ在ラス

- 二、天覽ニ供スヘキ物産ハ縣内ニ於テ新ニ生産、製造又ハ加工シタル物ニ限ル
- 三、天覽ニ供スヘキ物産ノ種類、數量並出品者ハ知事ニ於テ之ヲ指定ス
- 四、出品者ハ團體ヲ原則トス但シ特別ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 五、出品者又ハ製作者(栽培者、飼育者)ハ左ノ各號ニ該當スル者ヨリ選定スルモノトス

- (1) 素行善良ニシテ業務ニ精勵スル者
- (2) 本人又ハ其ノ家族、店員、職工等ニ傳染性ノ疾病ナキ者
- (3) 營業主及製作(栽培、飼育)従事者ノ居住地又ハ製作所在地若ハ採取所附近ノ衛生状態ヲ調査シ遺憾ナキ者
- 六、天覽品ノ指定ヲ受ケタル者ハ別記様式ノ説明書ヲ昭和九年九月十五日迄ニ知事ニ提出スヘシ
- 七、出品ノ點數及數量ハ指定ノ通トス但シ損傷シ易キ物ハ補充品ヲ見込ミ提出スルモノトス
- 八、天覽品ノ調製ニ就テハ慎重ナル態度ヲ以テ左記事項ニ付十分注意シ謹製スルモノトス
 - (1) 容器及包装ハ廣告的裝飾ヲ避ケルコト
 - (2) 出品物ハ凡テ清潔鄭重ナル取扱ヲ爲スコト
 - (3) 出品物ニハ品名、數量、價格、住所及出品者名ヲ記載シタル札ヲ添付スルコト
 - (4) 出品物ハ運送途中ニ於テ損傷ノ虞ナキ様嚴重ニ荷造ノ上其ノ表面ニハ群馬縣廳内陸軍特別大演習總務部天覽品係宛トスルコト
- 九、衛生諸般ニ關シ陸軍特別大演習警務部衛生救護係ヨリ指示アリタルトキハ之ヲ遵守スルモノトス
- 十、天覽品ハ昭和九年十月二十日ヨリ同三十一日迄ノ間ニ於テ縣廳ニ送達スヘシ但シ果實、蔬菜其ノ他變質シ易キ物ノ出品物搬入期限ハ別ニ之ヲ定ム、凡テ指定ノ期限ハ嚴守スルヲ要ス
- 十一、出品物ハ返送ス但シ變質腐敗シ返送ニ適セサルニ至リタル物ハ適宜處置スルコトアルヘシ

十二、天覽品搬入ニ要スル經費ハ出品者ノ負擔トシ搬出ニ要スル經費ハ豫算ノ範圍内ニ於テ縣費負擔トス
 十三、前例ニ依レハ産業御獎勵ノ御恩召ヲ以テ天覽品中ヨリ御買上アラセラルルヤモ計リ難キニ付價格ハ時價ヲ記入ス
 へシ

十四、出品物ニ付支障ヲ生シタルトキハ關係者ハ直ニ知事ニ報告スヘシ
 十五、天覽品ハ凡テ檢閲ヲ爲シ不適當ナリト認メタルトキハ取替又ハ引取ヲ爲サシムルコトアルヘシ此ノ場合ノ搬入出
 運賃ハ出品者ノ負擔トス
 十六、出品物ハ十分ノ保護ヲ爲スト雖運搬中ノ損傷及不可抗力ニ因ル損害ニ對シテハ縣ハ其ノ責ニ任セサルモノトス

別記様式ノ一(工礦産物及加工品一切)

別記様式ノ二(農林蠶畜、水産物等)

天覽物産説明書	
住所	何々組合代表者 氏 名
品名	
數量	
價格	
產地	
年産額(數量價格)	(出品者最近一ケ年ノ事實ニ付)

天覽物産説明書	
住所	何々組合代表者 氏 名
品名	
數量	
價格	
產地	
生産基本	段別、掃立、頭數
年産額(數量價格)	(出品者最近一ケ年ノ事實ニ付)

従業人員	職工 計 男 人 人 事務員 計 女 男 人 人 其他 計 女 男 人 人
出品物ノ特色	
出品物ノ用途	
主タル販路	
沿革 大要	
其ノ他必要事項	製法概要

備考

- 一、用紙ハ美濃紙トシ二通提出ノコト
- 二、文字ハ楷書トシ明瞭ニ記載スルコト

年産額(數量價格)	(出品者最近一ケ年ノ事實ニ付)
主タル販路	
特徴	
普及趨勢	

備考

- 一、用紙ハ美濃紙トシ二通提出ノコト
- 二、文字ハ楷書トシ明瞭ニ記載スルコト
- 三、品名欄ニハ品種ヲモ記載スルコト

出品者選定ニ關スル注意

一、出品者ハ可成團體トスルコト
 出品者又ハ製作者(栽培者、飼育者)ハ天覽品取扱心得第五左記各號ニ該當スル者ニシテ其ノ地方ニ於テ人物聲望共
 ニ申分ナキ者ノ中ヨリ之ヲ選定シ左記事項八月三十一日迄ニ報告スルコト

品目	出品者	住所	氏名	住所	氏名	備考
	住所					

備考

1. 出品者カ組合又ハ會社ナル場合其ノ氏名欄ノ記載ハ組合又ハ會社名以外ニ代表者氏名モ併セテ記載スルコト
2. 謹製者欄ニハ工鑛產品其ノ他ニシテ出品者ヲ異ニスル場合及出品者カ組合又ハ會社ナルトキハ其ノ製作者飼育者等事實天覽品ノ謹製ニ從事スル者ヲ記載スルコト
- 二、市町村長出品者ノ選定ヲ爲サムトスルトキハ農產品ニ在リテハ郡市農會、畜產品ニ在リテハ畜産組合、蠶絲品ニ在リテハ蠶種業組合、養蠶業組合及同業組合並同聯合會、工產品ニ在リテハ商工會議所等夫々關係獎勵機關（必要ト認ムル場合ハ其ノ他ノ機關）ト協議ノ上遺憾ナキヲ期スルコト
- 三、前二項ニ依リ出品者ノ選定報告アリタルトキハ必要ナル調査又ハ視察ヲ遂ケ之カ適否ヲ決定シ更ニ具體的事項ニ付通牒セムトス而シテ其ノ決定ヲ俟ツテ準備ニ著手セシムルニ於テハ機ヲ失シ特殊ノモノニ在リテハ出品ニ困難ヲ來ス場合ナシトセサルヲ以テ便宜被選定者ヲシテ天覽品ノ製作（栽培、飼育）ニ著手セシムルハ差支ナキモ萬一取止ムル等ノ場合ナシトセサルヲ以テ豫メ右事情ヲ諷言シ至急準備ニ著手セシムルヲ萬全ノ策トス
- 四、出品物ハ縣内ニ於テ新ニ生産製造又ハ加工シタルモノニシテ被選定者ノ直接關係アル物タルヘキヲ以テ人選ニ際シテハ此ノ點特ニ留意スルコト
- 五、市町村長被選定者ノ身分職業ニ異動ヲ生シ又ハ其ノ家族従業者等ニ傳染病發生其ノ他天覽品ノ出品ニ支障アリト認ムル場合ハ其ノ旨即報スルコト
- 六、衛生諸般ノ事項ニ關シテハ衛生救護係ニ於テ直接被選定者ニ對シ夫々指示アルヘキニ付豫メ本人ニ此ノ旨示達シ置クコト
- 七、右各項以外ノ事項ニ關シテハ天覽品取扱心得ニ依リ之ヲ處理シ尙不明ノ點ニ付テハ陸軍特別大演習總務部天覽品係

ニ照會スル等違算ナキヲ期スルコト

「演天第十九號」の生絲・玉絲・眞綿・同加工品供進者内定通牒に添付せられたる「出品者ニ關スル注意」の全文左記の如し。

出品者ニ關スル注意

- 一、出品者ニ付テハ後日必要ナル調査又ハ視察ヲ遂ケ之カ適否ヲ決定シ其ノ旨通牒セムトス
尙謹製者（又ハ従業者）ニ付テモ前項同様ノ調査ヲ必要トスルヲ以テ出品者ヲシテ謹製者（又ハ従業者）ヲ推薦セシメ左表ニ依リ八月三十一日迄ニ報告スルコト

品 目	謹製者住所氏名	備 考

二、出品物ハ縣内ニ於テ新ニ生産製造又ハ加工シタルモノニシテ出品者直接關係アルモノタルヘキヲ以テ此ノ點特ニ留意スルコト

三、出品者ノ身分職業ニ異動ヲ生シ又ハ其ノ家族従業者等ニ傳染性其ノ他天覽品ノ出品ニ支障アリト認ムル場合ハ其ノ旨即報スルコト

四、衛生諸般ノ事項ニ關シテハ衛生救護係ニ於テ直接出品者ニ對シ夫々指示アルヘキニ付豫メ此ノ旨本人ニ示達シ置ク

五、右各項以外ノ事項ニ關シテハ天覽品取扱心得ニ依リ之ヲ處理シ尙不明ノ點ニ付テハ陸軍特別大演習總務部天覽品係ニ照會スル等遺憾ナキヲ期スルコト

右總務部長の通牒に基き、八月二十七日各關係團體代表者並個人に對して、左記の通知を發送し謹製者の選定報告を求めて、天覽品供進者調書を作製し、「演天第十七號」に對しては九月五日を以て「演天第十九號」に對しては同月六日を以て、總務部長宛回答せり。(演天第十九號關係代表者宛市長の通牒は省略す)

演發第二二四號

昭和九年八月二十七日
各團體代表者及個人宛

前 橋 市 長

天覽品供進ニ關スル件

今秋本縣下ニ行ハセラルヘキ陸軍特別大演習並地方行幸ノ際 天覽ニ供シ奉ルヘキ物産ニ付左記ノ通出品方其ノ筋ヨリ通牒越候條別紙出品者選定ニ關スル注意書天覽品取扱心得ヲ熟覽ノ上謹製者(又ハ從業者)ヲ決定シ八月三十一日迄ニ御回答相煩度此段及通知候也
追テ曩ニ謹製者(又ハ從業者)内報濟ノ向ハ省略相成度申添候

記

一、品 目 數 量 (縣通牒ノ如ク記入)
(別紙) 出品者選定ニ關スル注意 (省略)
天覽品取扱心得 (省略)

第二節 出品の謹製と其の光榮者

前掲の如く九月五日翌六日の兩回に互り、供進者名簿を縣に提出し置きたるところ、十月六日演天第三十號を以て、總務部長より供進者決定の旨通牒ありたり。依て同月十日各出品團體代表者及個人出品者宛、左記文書を發送せり。

演發第三三三號

昭和九年十月十日
出品團體代表者宛
個人出品者宛

前 橋 市 長

天覽品出品方ニ關スル件

本秋陸軍特別大演習並地方行幸ノ際 天覽ニ供シ奉ルヘキ物産ニ關シ曩ニ内報有之候處今般左記ノ通供進セシムルコトニ決定相成候旨其ノ筋ヨリ通牒越候條各謹製者ニ周知ノ上萬遺憾無之様可然御取計相成度
追テ別紙天覽品出品ニ關スル注意書ノ各項ハ既ニ十分御了知ノ事ニ可有之候モ萬一出品上遺憾ノ點有之ニ於テハ出品方差控ノ止ムナキニ立至ルヤモ計リ難キニ付特ニ周密ナル注意ヲ加ヘ違算ナキヲ期セラレ度尙健康診斷未了ノ故ヲ以

宮 廷

テ天覽品ノ謹製ニ付躊躇スル向アルヤニ仄聞致候處斯クテハ機ヲ失スルノ憾ナシトセサルヲ以テ健康診斷ノ有無ニ不
拘至急著手相成度爲念申添候也

記

品 目	出品點數	數 量	住 所		品 氏 名
			住	所	

天覽品出品ニ關スル注意

- 一、天覽品ハ最モ慎重ナル態度ヲ以テ謹製スルコト
 - 二、容器及包装ハ廣告的裝飾ヲ避クルコト
 - 三、天覽品ハ凡テ清淨鄭重ナル取扱ヲ爲スコト
 - 四、天覽品ハ縣内ニ於テ新ニ生産製造又ハ加工シタルモノニシテ出品者ノ直接關係シタルモノタルコト
 - 五、出品數量ハ縣指定ノ通トス但シ損傷又ハ變質シ易キモノニ付テハ幾分補充品ヲ見込提出スルコト
 - 六、出品容器調製ニ要スル費用ハ凡テ出品者ノ負擔トス
- 右容器ノ調製ニ付テハ大體縣ノ指示スル標準ニ基キ製作スルコト但シ天覽品ノ種類ニ依リ其ノ容器ヲ統制スル爲便
宜縣ニ於テ製作(費用ハ出品者負擔)スルコトアルヘシ

七、天覽品搬入ニ關シテハ其ノ安全ヲ期スル爲可成出品者ニ於テ携帯スルヲ可トスルモ之ヲ託送セムトスルトキハ完
全ナル荷造ヲ施シ出品者側ニ於テ運賃負擔ノ上取扱注意ヲ以テ群馬會館(商品陳列所)陸軍特別大演習天覽品係宛
送付ノコト

八、天覽品ノ受付ハ左ノ日割ニ依リ爲スヘキヲ以テ指定ノ時限内ニ相違セサル様搬入スルコト

第一回 自十月三十日 毎 日 午前九時 午後四時 (林産物・木工品・竹製品・金工品・家具類)
至十月三十一日 毎 日 午後四時 (農産具・薬工品・鑛産品・紙類・其ノ他)

第二回 自十一月四日 毎 日 午前九時 午後四時 (織物類・蠶絲類・苗木・畜産品・農産品)
至十一月五日 毎 日 午後四時 (醸造品・餛飩及製粉類・罐詰及瓶詰類)

第三回搬入 十一月九日 午前八時 午前十時 (茶調品(椎茸・山葵・生栗ノ類) 葉菜類)
(果實類・根菜類・水産品・菓子類)

第三回搬入(十一月九日)ノ出品物ニ付天覽在ラセラルル場合茶調變質ノ虞レアリト認ムルトキハ出品物ノ引替ヲ爲
サシムルコトアルヘキニ付第三回搬入ノ出品物ニ在リテハ豫メ代品ヲ準備シ置クコト

九、天覽品(御買上品ヲ除ク)凡テ返戻ス而シテ其ノ返戻スヘキ日時場所ハ追テ通知ス
一〇、織物ノ出品ニ付テハ納稅濟ノモノヲ出品スルコト

右供進決定の通牒に接したる各出品謹製者は無上の光榮に感激し、縣示達の注意事項の遵守は言ふ迄もなく、製作著手
に際しては各謹製所に於て修祓式を行ひ、之が完成を祈念して誠心誠意謹製に従事したり。斯くて孰れも會心の製作を了
したるにつき、十月三十日、三十一日、十一月三日、九日の四日間交互に、各製作品は一旦本市役所に持参せしめ、市係
員同伴して縣指定の商品陳列所内受付に搬入納付したり。此の光榮を荷ひたる供進者の氏名左記の如し。

天覽品供進者

品目	員數	出品團體代表者及個人出品者名	住所	製者
白スパンクレープ	五〇ヤール一匹	前橋織物會 代表者 勝山益太郎	片貝町七	株式會社勝山織物工場 取締役社長 勝山益太郎
縞スパンクレープ	五〇ヤール一匹			
生絹紅白	二匹		小柳町三六	今井庄平
新造漬	九升樽入二樽	龍島忠作	岩神町五八九	龍島忠作
餛飩	一箱	合資會社新津製麵所 代表者 新津喜六	横山町一四	新津喜六
菓子(絲姫餅)	一折	前橋菓子商組合 代表者 堀米彌作	横山町六〇	堀米彌作
菓子(比刀根羊羹)	一折		本町六六	長谷川政太郎
米菓(西京磯卷)	一瓶	前橋米菓製造業組合 代表者 中島末吉	清王寺町四二	安田好作
米菓(糰子)	一瓶		岩神町七四	飯田佐吉
洋家具(椅子・卓子)	一對	前橋家具商工組合 代表者 井上文次郎	向町二六	川山清太郎
綿製茶卓筒	一筒		芳町二七	福島紋七
綿製食卓	一筒		本町六四	福島傳七

簞筒(總桐八分通シ)	一棹	前橋簞筒組合 代表者 鹽原嘉重	清王寺町九一	福田良作
簞筒(六重二重簞筒)	一棹		鹽町八六	鹽原嘉重
縞襪(玉絲鶴格)	一括	前橋襪絲同業組合 代表者 阿部善太郎	神明町一一	阿部善太郎
縞襪(玉絲片格)	一括		大塚町四五	後藤武雄
縞襪(玉絲片格)	一括		百軒町四三二	栢野豐作
縞襪(生絲加部襪)	一括		才川町六〇	金井常治
縞襪(生絲加部襪)	一括		榮町五五	海津忠作
下駄(大形証面履)	一足	前橋履物商組合 代表者 八木清次郎	曲輪町一〇二	生方德三郎
下駄(男証日和下駄)	一足			
下駄(女物下駄)	一足			
下駄(女物下駄)	一足			
下駄(女物高付)	一足			
竹製文庫	二箇	前橋籠織組合 代表者 角田普吉	岩神町六四五	狩野榮繼
花瓶型花籠	一對		紅雲町二二一	金井吉五郎
衣裳入(花網代)	一組		清王寺町二三三	松田源太郎
竹製スキー人形	二箇		六供三六	角田誠次
木材(杉四分板)	一束			

木工玩具(茶道具)	母線容器(混合用)	母線容器(框製用)	井 岡 肇	振馬 鐵(二人用)	振馬 鐵(一人用)	鑄 鐵	手 鐵	金 魚	蘭 (春蠶國歐十六號)	胡 瓜	生 薑	ス キ	木 材(松六分板)	木 材(松六分板)	木 材(杉板割)	木 材(杉大貫)
一組	一組	一組	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	二尾	蘭色黃三立	三〇本	二貫	二臺	一東	一東	一東	一東
高橋 幾名	群馬縣蠶具商組合 代表者 横倉 武吉	前橋農具製車組合 代表者 野中 政吉	前橋農具製車組合 代表者 野中 政吉	前橋農具製車組合 代表者 野中 政吉	前橋農具製車組合 代表者 野中 政吉	前橋農具製車組合 代表者 野中 政吉	前橋農具製車組合 代表者 野中 政吉	前橋農具製車組合 代表者 野中 政吉	群馬縣蠶具商組合 代表者 横倉 武吉	群馬縣蠶具商組合 代表者 横倉 武吉	群馬縣蠶具商組合 代表者 横倉 武吉	群馬縣蠶具商組合 代表者 横倉 武吉	群馬縣蠶具商組合 代表者 横倉 武吉	群馬縣蠶具商組合 代表者 横倉 武吉	群馬縣蠶具商組合 代表者 横倉 武吉	群馬縣蠶具商組合 代表者 横倉 武吉
琴平町一三九	立川町甲一二	諏訪町三	諏訪町四	南曲輪町五六	神明町三〇	一毛町三九七	天川町二〇七二	前代田二三八	石川町八	才川町四七六	中川町二六	才川町四七六	才川町四七六	才川町四七六	才川町四七六	才川町四七六
高橋 幾名	行田 忠之丞	横倉 武吉	井上 金藏	岡田 金太郎	野中 政吉	飯島 文太郎	今井 定吉	前田 順三郎	小砂 孟信三郎	砂 孟信三	片野 猛	片野 猛	片野 猛	片野 猛	片野 猛	片野 猛

玉 (絲旭格)	生 (絲(春蠶黃滿二十一中))	眞綿 小夜具	眞綿 掛蒲團	眞綿 綿	生 (絲(春蠶白滿十四中))	桑 刻機	刃 物(淺鐵)	刃 物(眞木割)	刃 物(鉈)	刃 物(萬能)	刃 物(手鉈)	刃 物(桑葉取)	刃 物(披形)	刃 物(鋸)	刃 物(鎌草切)	刃 物(庖丁)
一括	一括	一枚	一枚	百匁二點	一括	一臺	十種一類									
有責任信用組合 代表者 杉山 寅雄	有責任信用組合 代表者 杉山 寅雄	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏	群馬縣蠶絲同業組合聯合會 代表者 中原 仙藏
國領町七三	榮町一〇	横山町二九	横山町二九	細ヶ澤町三四	萩町二〇	立川町三五	岩神町四九七	田町甲ノ一	才川町一九〇	田町一五	國領町二四七	榮町三六八	北曲輪町七四	向町二六	前代田一	諏訪町四五
井出 仁作	井出 仁作	日高 由三	日高 由三	今磯 井由三	片倉 久登	川上 七郎	中澤 佐喜治	宮崎 冬藏	星野 文七	成田 常太郎	善如寺 三十郎	笹岡 留吉	今井 藤太郎	狩野 源三郎	石原 善太郎	寺澤 清美

玉	絲(富士格)	一括	群馬縣玉絲製造同業組合	萩 町二三	金子文雄
玉	絲(鶴格)	一括	代表者 井出仁作	澁川町二一六	澁川製絲株式會社 代表者 藤井正夫
玉	絲(菊格)	一括		一毛町二一七	若井弓太郎
玉	絲(鸞格)	一括		百軒町四一七	萩原富士太郎
玉	絲(太玉)	一括	一毛町一五七	藤 卷 登	
醬油(本鱈)	ニ立燈籠二本	深町富八	横山町二七	深町富八	

第三節 御買上品及感謝狀の傳達

十一月十九日總務部長より本市内の供進天覽物産中、左記十四品十六點は御買上の光榮に浴したる旨通知あり。御買上代金は十二月二十日本縣より受領し、即日各關係者に交付したり。

御買上品

品名	數量	價格	出品團體名及個人出品者名	住 所	製 者
玉手	一箇	四四二五	前橋農具製車組合	神明町三〇	飯島文太郎
玉絲(旭格)	一括	八四四	群馬縣玉絲製造同業組合	國領町七三	井出仁作

品名	數量	價格	出品團體名及個人出品者名	住 所	製 者
摺絲	一括	一五三〇	前橋摺絲同業組合	大塚町四五	後藤武雄
綿スパンクレープ	一匹	四〇〇〇	前橋織物會	片貝町七	代表者 藤山益太郎
簞笥(總開八分通シ)	一棹	一〇〇〇〇	前橋簞笥組合	堅町八六	鹽原嘉重
洋家具(椅子、卓子)	一組	一二〇〇〇	前橋家具商工組合	向町二六	川山清太郎
洋家具(椅子、卓子)	一組	一五〇〇〇	前橋家具商工組合	芳町二七	福島傳七
摺製・長火鉢	一箇	七五〇〇	前橋家具商工組合	本町六四	福島傳七
摺製・食卓	一箇	二八〇〇	片野 猛	才川町四七六	片野 猛
ス キ	二臺	一五〇	高橋 幾名	琴平町一三九	高橋 幾名
木工品玩具(茶道具)	一組	二〇〇〇	前橋籠職組合	岩神町六四五	狩野 樂 繼
竹製品 文庫	二箇	三三〇〇	前橋製物商組合	曲輪町一〇二	生方 鍾三郎
下駄(男用日和下駄)	一足	二八〇	群馬縣繭絲同業組合聯合會	細ヶ澤町四四	磯井 春三
角 眞 綿(仕上品)	百匁	三三〇〇		一毛町三六	今井 春三
眞綿加工品(夜具)	一枚	六〇一七九	群馬縣繭絲同業組合聯合會	横山町三九	日高 由三
計					

十一月二十二日總務部長より、天覽物返付に關する件通牒に接したるを以て、市長は出品團體代表者並個人出品者宛左記通知を發送し、同月二十六日群馬會館内商品陳列所に於て、縣より引繼を受け之を受領したり。

演發第五四七號

昭和九年十一月二十四日
出品團體代表者宛
個人出品者宛

前 橋 市 長

天覽物產返付ニ關スル件

天覽物產ニ關シテハ本月十二日及十五日ノ兩度ニ互リ
聖上陛下 親シク御覽覽在ラセラレ候ニ付御買上品ヲ除ク以外ノ天覽品返付方其ノ筋ヨリ通牒越候ニ付來ル二十六日午
前十時群馬會館(商品陳列所)ニ於テ引受ケ相成度候
追テ天覽品引繼日時ハ十月二十四日午前十時ノ所業ニ電話ニテ得貴意候本市主催天覽物產陳列會ニ御出品ヲ願フ關係
上便宜引繼期日ヲ二十六日午前十時ト變更協定致シ候ニ付御了知ノ上引繼ノ上ハ即時陳列會場へ御搬入願度申添候

前顯の通二十六日縣より引繼を受けたる天覽物產は、産業助成の爲市主催の下に開催の、陳列會會場たる臨江閣別館に
出陳し、十一月二十七日より十二月一日正午迄、廣く一般人の觀覽に供したり。斯くて陳列會閉會の午後一時より同所に
於て、豫て其の筋より下附の天覽品出品者に對する感謝狀並記念品、謹製者に對する木杯の傳達式を舉行したる後、關係
者一同にて記念撮影の上散會せり。當日贈與せられたる感謝狀の一例及全縣下に於ける 天覽物產出品數は左記の如し。

感謝狀

前 橋 市 農 會

天覽胡瓜

昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸用務ニ盡力セラレタル所尠カラス仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス
昭和九年十一月十八日 群馬縣知事 從四位勳三等 金 澤 正 雄

天覽物產

(群馬縣印行 天覽物產目錄に依る)

- 第一陳列
 - 農產品 標本 六七品目
 - 畜產品 標本 一九品目
 - 水產品 標本 一三品目
 - 礦產品 標本 九品目
 - 蠶絲品(桑苗木) 一〇品目
 - 第一陳列 一〇品目
 - 第二陳列 九品目
 - 林產品 二六品目
 - 工產品 二二品目
 - 宮 延 二二品目

宮 廷

第三陳列

蠶絲品

工產品

標本

第四陳列

工產品

副業品

合計

外に標本

六六品目

一一二品目

九品目

一〇八品目

一品目

六四品目

五〇六品目

三九品目

第七章 天覽成績品

第一節 出品要項

聖上陛下 御駐紮中、大本營及行在所に於て、學藝品、蠶絲業關係品、特殊博物等の成績品を陳列し、畏くも 天覽を仰ぎ奉りしが、其の内學藝成績品に關しては、本縣天覽成績品係より、公私立中等學校校長其の他に對し、別紙の通出品要項を示されたり。

演天成第 號

天覽成績品係

公私立中等學校校長
小學校校長
實業補習學校校長
青年訓練所主任
幼稚園長
男女青年團長

學藝成績品出品要項

一、趣 旨

今秋本縣下ヲ中心トシテ陸軍特別大演習ヲ行ハセラルルニ當リ畏クモ 大元帥陛下ニハ錦旗ヲ我が上毛ノ地ニ進メサセ給ヒ親シク御統裁アラセラルル事ニ内定ス、之レ誠ニ千載一遇ノ光榮ナリ此ノ機ニ當リ幼稚園、小學校、實業補習學校、青年訓練所、中等學校等ノ園兒、兒童、生徒ノ謹製ニナル學藝成績品ヲ 天覽ニ供シ聊カ奉迎ノ微意ヲ表シ併セテ本縣教育ノ振興ニ資セントス

二、出品種目及出品範圍

種目	出品者	幼稚園	小學校	實業補習學校	中等學校
書			○	○	○
圖畫			○	○	○
手工及手藝品		○	○	○	○
實習成績品			○	○	○

宮 廷

備 考

(一) 實業補習學校欄ニハ青年訓練所ヲ含ムモノトス
以下凡テ同様トス
(二) 〇印アル種目ニツキ出品スルコトヲ得ルモノトス

三、出品點數

幼稚園	小學校及實業補習學校		中等學校	
	學級數	出品點數	學級數	出品點數
各種目 共各園 ニツキ 以テ	六學級以下	各種目共 二點以內	五學級以下	各種目共 二點以內
	七—一四	三點以內	六—一〇	三點以內
	一五—二四	四點以內	一一學級以上	四點以內
	二五學級以上	五點以內		

備 考

學級數ハ其校ニ於ケル出品種目該當ノ教科實施ノ學級數ノ意ナリ隨ツテ其校ノ全學級數ノ意ニ非ルコトニ注意スルコト例ヘバ十五學級組織ノ小學校ニシテ尋三ヨリ圖畫ヲ實施シ其ノ學級數ガ十學級ナル場合ハ十學級トシテ出品點數ヲ定ムルガ如シ

四、出品種目別注意

(一) 書方成績品

1. 用紙ハ改良美濃紙ニシテ白色厚目ノモノタルコト但シ中等學校、實業補習學校ニアリテハ短冊、色紙、扇面紙

- ヲ用フルモ差支ナシ
- 用紙ハ凡テ堅ニ用フルコト
 - 文字ノ大サ、字數ハ別ニ制限セザルモ文字ノ選定ニツイテハ現在採定手本ノ相尋學年中ノモノヲ主體トスルコト
 - 表裝ハ一切不要トス
 - 記名方法ハ左記ニ依ルコト
 - 小學校、實業補習學校ニ於テハ郡市名、學校名、學年氏名ヲ夫々左記様式ニ依リ用紙ノ左側ニ記スコト
- (例)
- 前橋市 桃井校 尋五 桃野 太郎
群馬郡 澁川實補 本二 群馬 次郎
高崎市 中央青調 二年次 高崎 三郎
- (例)
- 中等學校ニアリテハ左記例ニ依リ用紙ノ左側ニ記スコト
- (例)
- 前橋中學校 二年 利根 五郎
- 短冊、色紙、扇面紙ハ用紙ノ關係上前記ノ一部又ハ全部ヲ缺クモヨシ但シ此ノ場合ニアリテハ用紙ノ裏面ニ前記ノ要項ヲ記スコト
 - 硬筆書方ハ之ヲ除ク
- (二) 圖畫成績品
- 紙質、材料等ハ隨意ナレドモ畫用紙七十斤内外程度ノモノニシテ四ツ切大(油繪ハ十號型)以内ノ大サナルコト
 - 題材ハ出品者ノ程度ニ應ジ教育的ニ適當ナルモノナルコト

- 油繪以外ノ出品ノ裝釘ハ一切不要トス
 - 但シ中等學校ニ於テハ「マツト」又ハ其ノ代用品ヲ附スルコト
 - 油繪ノ出品ハ必ズ新調ノ額縁仕立トスルコト
 - 畫題ハナルベク附スルコト
 - 畫題、郡市名、學校名、學年氏名等ハ書方ニ示シタル例ニ基キ裏面ニ淨書スルコト
- (三)
- 大サ、幼稚園、小學校ニ於テハ底面積五十種平方其他ニアリテハ七十種平方以内トシ高サハ任意トス
 - 題材ノ選定ハ圖畫ニ於テ示シタル趣旨ニ依ルコト
 - 記名ハ書方ニ示シタル様式ニ基キ體裁ヲ損セザル場所ニ記名票ヲ添付ノコト
 - 刺繡ハ額縁ニ納メ出品スルモ差支ナシ但シ大サハ縱橫外法七十種以内トスルコト
- (四) 實習成績品
- 腐敗シ易キモノ陳列ニ不適當ナルモノハ之レヲ採ラザルニツキ陳列ニ至便ナル様格別ノ工夫ヲナスコト
 - 記名ニツキテハ手工、手藝ノ部ニ示シタル方法ニ依ルコト
- (一) 小學校、實業補習學校ノ出品ニ就テハ郡市別ニ豫選ヲナシ其ノ際選出セラレタルモノニツキ本選ヲ行フ
- (二) 小學校、實業補習學校ハ九月二十九日午前九時ヨリ正午迄ノ

- 間ニ別紙様式ノ出品目錄ヲ添ヘ其ノ郡市ノ豫選會場ニ搬入シ受付係ニ提出ノコト
- 豫選會場ハ追テ通知ス
- 幼稚園、中等學校ハ十月五日午前十時ヨリ正午迄ノ間ニ前項同様ノ出品目錄ヲ附シ本選會場ニ搬入シ受付係ニ提出ノコト
 - 本選會場ハ追テ通知ス
- 六、一般注意
- 出品成績品ノ製作ニ當リテハ本事業ノ趣旨ヲ體シ敬意ヲ失セザルハ勿論其他各方面ニ互リ特ニ留意スルコト
 - 出品成績品ノ製作、荷造、運搬等ニ要スル費用ハ凡テ出品者側ノ負擔トス
 - 出品成績品ハ汚損等ノコトナキ様適當ナル方法ヲ講ジ搬入スルコト
 - 出品成績品ハ返還セザルモノトス但シ返還ヲ希望スルモノハ返還スベキニツキ其ノ旨出品目錄ニ明記シ置クコト
 - 成績品ノ返還ハ終了後期日ヲ定メ會場地ニ於テ渡スベシ
- 七、出品目錄様式
- (半紙半折型)

出品目錄		郡市學校名						
種目	學級數	題材等	個數	學年	氏名	年	返還	備考

- 備考
- 「學級數」欄ハ種目該當教科實施ノ學級數ノ意ナリ
 - 「品目、題材等」欄ハ可成具體的ニ判明シ得ル様簡單ニ記入スルコト
 - 「個數」欄ハ一點ノ出品ガ數個ヨリナル場合ニ限り記入ノコト
 - 年節ハ數ヘ年ニテ記入ノコト
 - 「返還要否」欄ニハ要アルモノノ「要」ト記入ノコト
 - 備考欄ニハ解説アルモノニツキ簡單ニ記入ノコト
 - 目錄ノ末尾ニ(本書ノ備考ノ如シ)參照トシテ其校ノ學級數及各種目別ニ第何學年ヨリ實施シツツアルカヲ附記シ置クコト
 - 尙ホ不明ノ點アラバ天覽成績品係ニ御問合せ相成度
- 研究創作品出品要項
- 趣旨及ビ出品者
男女青年團員ノ工夫創作ニナル研究物ヲ學藝成績品ト共ニ 天覽ニ供シ 聖駕奉迎ノ誠ヲ表セントス
 - 出品上ノ注意
 - 種類ハ別ニ限定セザレドモ飼育ヲ要スルモノ及ビ腐敗シ易キモノハ採ラズ
 - 創作品品ハ可成實物ヲ主トスルモ陳列ノ都合上底面積七十種平方以内(高サハ任意)トシ之ヲ超過スルモノハ模型又ハ寫眞ト

- ナシ説明書ヲ附スルコト
- (三) 研究調査ニ類スルモノハ可成圖表、標本等ヲ以テ示シ陳列ニ便ナル様工夫スルコト
- (四) 研究調査ヲ記述セル冊子及ビ圖表類ハ表装ヲナスコト
- (五) 出品ハ個人製作ト共ニ共同製作ヲ認ムルコト
- (六) 出品セントスル者ハ左記手續等承知ノコト
1. 一單位青年團ニテ一品ヲ選定提出ノコト
 2. 各團ノ出品ハ郡市別ニ豫選ヲ行フヲ以テ左記要項ヲ具シタル出品届ヲ添へ豫選會場ニ搬入ノコト
- 追而豫選會場、搬入期日ハ學藝成績品ト同様ナルニツキ自町村ノ小學校ニ問合ヲナスコト
- 記
- 一、品 名
- 二、出品者氏名

- 三、同上年月日
3. 出品物ニハ體裁ヲ損セザル適當ノ個所ニ記名ヲナスカ又ハ記名票ヲ貼付スルコト其ノ要項左ノ如シ
- 郡市町村〇〇青年團員
- 氏 名
- 品 名
- (八)(七)
- 出品並搬入ニ要スル一切ノ費用ハ出品者側ノ負擔トス
- 返還ヲ希望スル出品物ハ終了後會場地ニ於テ返還スベキニツキ出品届ニ其ノ旨記入シ置クコト
- 附
- 公私立中等學校、公私立實業補習學校、青年訓練所ヲ含ム、小學校幼稚園職員ニシテ從來教育上又ハ學術上特殊ノ研究ヲ爲シ學校(園)長ニ於テ此ノ際天覽ニ供スベキ價值アリト認ムルモノアラバ七月二十日迄ニ其ノ研究内容ヲ學校(園)長ヨリ書面ヲ以テ天覽成績品係ニ御申出相成度

第二節 光榮の生徒・児童・幼兒

前節掲出の學藝成績品出品要項に基き、全縣下より出品したる成績品は、書方一千九十六點、圖畫一千五十九點、手工及手藝品五百三十六點、實習成績品二百八點、研究創作品百三點、合計三千二點の多數を算し、此等の成績品は孰れも青少年の心血を注ぎたる製作なりしも 天覽を仰ぐ場所の關係上嚴選に嚴選を重ね、書方四百七十一點、圖畫五百二點、手工及手藝品百二十五點、實習成績品四十一點、研究創作品七點、合計一千百四十六點を選出して 天覽に供し奉れり。而

して本市に所在せる學校・幼稚園等の生徒・児童・幼兒にして、此の千載一遇の光榮に浴したる者の氏名左の如し。

書 方

氏名	校 校	年 年
室 橋 一 郎	數島尋常小學校	尋常科第四學年
堤 美 代 子	同	同
水 口 律 子	城東尋常小學校	尋常科第五學年
柄 澤 澄 惠	女子師範學校附屬小學校	同
金 垣 和 雄	女子師範學校附屬小學校	同
島 村 幸 枝	同	同
深 田 光 惠	同	同
田 村 幸 枝	數島尋常小學校	尋常科第六學年
原 田 榮 子	師範學校附屬小學校	同
大 井 正 明	師範學校附屬小學校	同
狩 野 正 雄	同	同
上 原 喜 八 郎	同	同
細 谷 伊 代 子	同	同
精 谷 芳 雄	同	高等科第一學年
田 村 由 夫	久留万高等小學校	本科第二部第一學年

美濃判	師範學校	本科第一部第四學年	永井順裕
同	師範學校	專攻科	鈴木孝利
同	前橋中學校	第一學年	關口正勝
同	前橋中學校	第二學年	樋口次夫
同	前橋商業學校	第三學年	高橋秀雄
同	前橋商業學校	同	高橋儀三郎
同	前橋工業學校	第二學年	鈴木長治
同	女子師範學校	本科第一部第三學年	館野美津
同	女子師範學校	本科第一部第一學年	井野キミヨ
同	前橋高等女學校	第一學年	戶所芳野
同	前橋高等女學校	第三學年	布施かね
同	前橋高等女學校	第四學年	大澤正子
同	高等家政女學校	第一學年	江角晴子
美濃判	城東尋常小學校	尋常科第五學年	淺野正
同	久留万高等小學校	高等科第一學年	鈴木鐵太郎
同	久留万高等小學校	同	水野義雄
同	前橋中學校	第二學年	丹下文雄

以下一括天覽

同	前橋商業學校	第四學年	猪熊兼三郎
同	女子師範學校	本科第二部第一學年	小原澤嬌世
同	前橋高等女學校	第二學年	佐藤八千代
同	高等家政女學校	第四學年	大久保壽子

園畫

クレヨン畫	女子師範學校附屬昭和幼稚園		樋渡喜子
同	前橋市立幼稚園		木暮一夫
同	清心幼稚園	尋常科第一學年	萩原光一
同	桃井尋常小學校	尋常科第二學年	津久井清子
同	桃井尋常小學校	尋常科第三學年	河原田キクエ
同	中川尋常小學校	尋常科第三學年	山本弘二
同	城南尋常小學校	同	大出定子
同	師範學校附屬小學校	同	片野榮子
同	桃井尋常小學校	尋常科第五學年	野口一榮
同	桃井尋常小學校	尋常科第六學年	茂岡木基
同	久留万高等小學校	高等科第一學年	長岡貞次
同	師範學校附屬小學校	高等科第二學年	安部貞子

水彩畫	女子師範學校附屬小學校	高等科第二學年	松村德章
油畫	師範學校	本科第二部第二學年	近藤
水彩畫	師範學校	本科第一部第五學年	上原茂雄
水彩畫	師範學校	專攻科	宮下守胤
水彩畫	前橋中學校	第二學年	橫手哲夫
水彩畫	前橋中學校	第四學年	持田錦齊
水彩畫	前橋工業學校	同	平石允夫
水彩畫	女子師範學校	本科第二部第二學年	宇多川
水彩畫	女子師範學校	本科第一部第四學年	木村サ
水彩畫	前橋高等女學校	第二學年	荒木房
水彩畫	前橋高等女學校	第四學年	行田みや
水彩畫	中川尋常小學校	尋常科第一學年	木村珠江
水彩畫	城南尋常小學校	同	稻葉
水彩畫	城東尋常小學校	尋常科第三學年	上原英弘
水彩畫	數島尋常小學校	尋常科第四學年	渡邊禎二
水彩畫	數島尋常小學校	尋常科第六學年	富田ミチ
水彩畫	城東尋常小學校	同	佐野甲信

以下一括天覽

水彩畫	城東尋常小學校	同	滋野良雄
水彩畫	久留万高等小學校	高等科第一學年	平井圭子
水彩畫	久留万高等小學校	高等科第二學年	今井勇四郎
水彩畫	女子師範學校附屬小學校	同	大河原清雄
水彩畫	前橋工業學校	第五學年	唐澤利子
水彩畫	女子師範學校	本科第一部第五學年	菅谷きぬ
水彩畫	前橋高等女學校	第三學年	菅井君
水彩畫	前橋高等女學校	第四學年	劉繼井
水彩畫	共愛女學校	同	劉繼井

手工及手藝	女子師範學校附屬昭和幼稚園	女子師範學校附屬幼稚園	木村辰美
手工及手藝	お遊戯	前橋市立幼稚園	小林周一郎
手工及手藝	兵隊サン	清心幼稚園	市根井包夫
手工及手藝	象	中川尋常小學校	市根井包夫
手工及手藝	自動車	城南尋常小學校	中村茂登子
手工及手藝	文化住宅	城東尋常小學校	卷島清
手工及手藝	文化住宅	師範學校附屬小學校	小林久美

鋸屑細工	養蠶	女子師範學校附屬小學校	尋常科第五學年	宮島	靜一
木工	花車	桃井尋常小學校	同	河野	久雄
同	軍艦	桃井尋常小學校	尋常科第六學年	松山	達夫
編物	手提	桃井尋常小學校	同	茂木	繁子
木工	花臺	久留万高等小學校	高等科第二學年	福田	清
同	書棚	久留万高等小學校	同	大矢	勘市
ローケツ染	クツション	師範學校附屬小學校	同	新井	富子
ビーズ細工	テーブルセンター	女子師範學校附屬小學校	同	高澤	ナヲ子
金工	刀	師範學校	本科第一部第三學年	佐藤	時司
燒物	茶器	師範學校	本科第一部第五學年	太田	松之助
ボール紙細工	彫	盲啞學校	變部初等部第五學年	柴山	正一
木彫	高山彦九郎	女子師範學校	本科第一部第五學年	小池	米子
ビーズ細工	ハンドバック	女子師範學校	本科第一部第三學年	今井	イマ
刺繡	額(芍薬)	高等家政女學校	專攻科	八木原	てい子
編物	セーター	盲啞學校	盲部中等部第三學年	服部	富美
編物	テーブルセンター	明治裁縫學校		鈴木	外一名

實習成績品

御	宮	桃井尋常小學校	尋常科第六學年	鈴木	市造	外一名
電気汽關車模型	師範學校	本科第二部第一學年	田中	安		
實踐帳簿及關係書類	前橋商業學校	第五學年	林知	治	外十五名	
婦人服地(白)	前橋工業學校	同	中島	正雄	外五名	

第三節 前橋市模型

畏くも本市に 聖駕を迎へ奉るに當り、市立各學校教職員は、聊か奉迎の微意を表する爲、本市現在の模型を謹製し、特殊研究物として出品せしに、其の筋の格別なる配慮に俟ち、大本營及行在所内に陳列することを得、忝なくも天覽の光榮に浴したり。其の製作過程の大意は、七月四日市立各學校校長及手工、圖畫、地理擔當主任教職員は、市役所に參集協議の結果、特別出品として九月末日迄に本市現在模型を作成することとし、之が形狀材料等は委嘱せる委員に一任のことに決す。次で同月六日市役所に第一回委員會を開催し、製作前の方針を協定す。第二回委員會は同月十一日開會、左記の如く製作部門を四部に分ち、委員長及委員を定め、直に實地調査に著手したり。

- 第一部門 庶務會計
- 第二部門 平面的設計
 - 平面圖の製作 模型の大きさ・範圍・道路・河川・建物・鐵道・橋梁の取捨整理等、平面圖製作に關する一切の準備製作
- 第三部門 立體的設計

立體的物調査及原型設計 官廳・寺院・學校・會社・工場・交通機關・森林等立體的物に關する調査及設計
第四部門 製作材料及製作方法の調査研究

七月三十日第三回委員會を開催し、各部門の連絡統一を計り、其の他の細部に互り慎重なる協議を遂げ、製作上萬遺憾なきを期したり。爾來全委員は日夜専心謹製に従事し、十月二十日を以て完成を告げ、縣當局の指示に依り同月二十七日各委員付添の下に、自動車を以て大本營内所定の位置に搬入せり。而して右模型製作の概要及謹製委員の氏名左の如し。

前橋市模型製作概要

- 一、境 域 前橋市及其ノ附近
- 一、形 狀 平面矩形 長邊八尺 短邊六尺
- 一、縮 尺 水平三千分ノ一 垂直一千分ノ一
- 一、等高線 三米突毎ニ表ハス
- 一、謹製期日 自七月九日 至十月二十日
- 一、謹製場 前橋市立城南尋常小學校
- 一、材 料
 - イ、地 形 朴板
 - ロ、建 物 櫻材並朴材 主要建物ハ手彫トス
 - ハ、橋 梁 電柱 鐵塔 線路等ハ板金及針金

- ニ、樹 木 針金 棕欄毛 鋸屑等
- ホ、雜木林桑畑 ヘチマ 鋸屑
- ヘ、田畑草原 鋸屑
- ト、接合材料 釘 磐石糊 膠等
- チ、塗料染料 エナメル 漆 片腦油 顔料等
- リ、製作用具 特殊小鉋 鑿 鋸 ビンセット 其他

謹製委員氏名

委員長 牧 辰 雄	委員 田 中 龜 一	委員 石 村 猛	委員 金子 廣 太 郎
委員 淺 川 千 秋	委員 山 口 政 八	委員 麻 生 富 藏	委員 森 島 健 二
委員 高 橋 英 勇	委員 佐 藤 勇	委員 中 島 房 助	委員 朝 倉 邁 夫
委員 朝 倉 邁 夫	委員 羽 鳥 耕 作	委員 中 島 房 助	委員 大 野 貞 三
委員 大 野 貞 三	委員 田 沼 利 武	委員 小 川 安 太 郎	委員 田 永 淳 三
委員 田 永 淳 三	委員 富 田 勝 利	委員 小 川 安 太 郎	委員 内 野 武 三
委員 内 野 武 三	委員 山 田 武 治	委員 塚 越 萬 平	委員 内 川 久 三 郎
委員 内 川 久 三 郎	委員 高 野 常 政	委員 高 橋 勝 次	委員 關 口 龍 次 郎
委員 關 口 龍 次 郎	委員 湯 澤 武 惠	委員 永 田 圭 三	

第八章 賜 饌

第一節 名望家調査

七月六日本縣特別大演習總務部長より左記照會に接したるを以て、各區長をして部内毎戸に調査書を配布せしめ、本人より申告せしむると共に、別に係員をして遺漏なき調査を遂げしめ、七月三十一日付を以て、市在住該當者八十六人を本縣に報告したり。

演賜宮第一五號

昭和九年七月六日
市 町 村 長 殿

群馬縣特別大演習 總 務 部 長

名望家等調査ニ關スル件

今秋行ハセラルヘキ陸軍特別大演習終了後ニ於ケル賜饌ノ御儀ニ關シ参考ノ爲必要有之候條貴部内左記各項ノ者ニ付別記様式ニ依リ御調査ノ上七月二十日迄ニ御報告相成度

記

- 一、六人以上現役者ヲ出シタル家族ノ戸主
 - 二、戰役ニ際シ功績拔群ノ廉ヲ以テ感狀ヲ授與セラレタル者
 - 三、各種褒賞受領者
 - 四、日本赤十字社員ノ内有功章佩用者
 - 五、恩賜財團濟生會會員ノ内有功章佩用者
 - 六、有 爵 者
 - 七、有位有勳者(從六位勳六等以上ノ者)
 - 八、各種議員(引續十五年以上勳績者)
 - 九、學位ヲ有スル者
 - 一〇、帝國軍人後援會會員寄附一千圓以上ノ者
 - 一一、在郷軍人會有效章受領者
 - 一二、愛國婦人會特別徽章受領者
 - 一三、日本海員救濟會佩一等有效章受領者
 - 一四、帝國水難救濟會佩一等有效章受領者
- 以上ノ内左記各項ノ一二該當スルモノヲ除ク
- 一、未 成 年 者
 - 二、刑 事 被 告 人
 - 三、刑ノ執行中ノ者及執行猶豫中ノ者

(様式)

資格別	本 籍	現 住 所	職 業	位 動	氏 名	生 年 月 日
-----	-----	-------	-----	-----	-----	---------

備 考

- 一、第二項ニアリテハ感狀ノ寫ヲ添付スルコト
- 二、第七項ニアリテハ官衙及學校在勤ノ者ヲ除ク
- 三、第八項ニアリテハ議員ノ種別及最初ノ就職年月日ヲ附記スルコト

第二節 有資格者の御召

縣は十月一日左記告示を以て賜饌に召さるべき者の、資格及資格者心得を公示したり。

群馬縣告示第四百九十六號 (統)
 昭和九年陸軍特別大演習終了後ノ賜饌ニ召サルヘキ者ノ資格左ノ通
 定メラル

昭和九年十月一日 群馬縣知事 金 澤 正 雄

- 一 群馬縣會議長、同副議長、同議員
- 前橋市長、同助役、同市會議長、同副議長、同議員、高崎市長

- 同助役、同市會議長、同副議長、同議員
- 二 群馬縣下ノ地方官タル高等官(同待遇者ヲ含ム、以下高等官トアルハ亦同シ)ニシテ行幸又ハ大演習ニ關係シタル者(判任官ニシテ課長タル者ヲ含ム)
- 三 群馬縣下ニ在住スル貴族院議員、群馬縣下ヨリ選出セラレタル衆議院議員
- 四 群馬縣下ニ在勤スル海軍將校、同相當官
- 五 前橋市ニ在勤スル勅任文官、同待遇並官衙學校ノ長タル高等

官(長ナキトキハ其ノ職務ヲ代理スル高等官)

六 群馬縣下ニ在住スル舊藩主

七 桐生市長

以上中左記各項ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除ク

- (一) 未成年者
- (二) 刑事被告人
- (三) 刑ノ執行中ノ者及執行猶豫中ノ者
- (四) 有爵者又ハ華族ノ禮遇ヲ享クヘキ者ニテ其ノ禮遇ヲ享クルコトヲ得サル者及ヒ禮遇停止又ハ禁止中ノ者

群馬縣告示第四百九十七號 (統)
 昭和九年陸軍特別大演習終了後ノ賜饌ニ召サルヘキ資格者心得左ノ
 通定ム

昭和九年十月一日 群馬縣知事 金 澤 正 雄

賜饌資格者心得

- 一 賜饌ノ光榮ニ浴セムトスル資格者ハ十月十日迄ニ本廳ニ到達ノ日取ヲ以テ別記様式ニ依リ官衙、學校ニ勤務スル者ハ其ノ長其ノ他ノ者ニアリテハ現住地ノ市町村長ヲ經テ縣廳内陸軍特別大演習總務部賜饌係長(參列届ヲ差出スヘシ)
- 二 豫備役、後備役、退役陸海軍將校、同相當官タル身分ヲ有スル者ハ其ノ役種、兵科、官等ヲ氏名ニ頭書(朱記)スヘシ

官 廷

- 三 賜饌ノ場所ハ追テ告示ス
- 四 賜饌ニ召サルヘキ者ノ心得並參入證ハ届出者ニ對シ交付ス
- 五 住所身分ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ

(別記様式)

賜饌參列届

陸軍特別大演習終了後行ハセラルヘキ賜饌ニ際シ左記資格ニ依リ
 饗饌ノ榮ニ浴シ度此段及御届候也

記 一 何 々

昭和九年 月 日

本 籍 縣 府 市 郡

現住所 縣 府 市 郡 町(村)大字

番地

番地

氏 名

氏 名

官職位動功爵

氏 名

生 年 月 日

生 年 月 日

記 載 上 注 意

一 用紙ハ半紙白紙ノコト

二 字畫ハ明瞭ニ記載スルコト

右告示と共に、本縣總務部長名を以て部内一般に之が周知方及賜饌参列の届出ありたる場合は其の資格を調査の上、必ず期限内に到達する様書留郵便を以て、縣廳内陸軍特別大演習總務部賜饌係長宛提出方の依命通牒ありたるを以て、有資格者の参列届を取纏め同月九日之を提出したり。

同月二十七日本縣總務部長より左記の照會に接したるを以て、同月三十日之が調書を縣に提出したり。尙、照會文中の「別紙」には、饗饌見込五十八人の氏名を記載しありたるも、今は之を省略す。

演賜秘

昭和九年十月二十七日
市町村長、官衙、學校長殿

總 務 部 長

賜饌ニ可被召者ニ關スル件

貴部内別紙ノ者ハ陸軍特別大演習終了後行ハセラルル賜饌ニ際シ饗饌ノ榮ニ浴スル見込ノ者ニ有之候ニ付テハ左記様式ニ依ル調書ヲ本月三十一日迄ニ無遅滞御提出相成度

追テ賜饌参列ノ際ニ於ケル服装ハ武官ハ通常禮裝又ハ軍裝其ノ他ノ男子ハ「フロックコート シルクハット」服制アルモノハ之ニ相當スル制服 女子ハ洋服ナルトキハ通常服 和服ナルトキハ袴袴ノコト(男子ハモーニングコート 黒山高帽 和服ノ場合ハ紋付羽織袴 女子ハ白襟紋付ニテモ特ニ參入差許サル)ニ有之候

記

賜饌可被召見込者住所調

現	住	所	氏	名
---	---	---	---	---

備考

一、現住所ハ本人ニ郵便物カ送達シ得ル様明瞭ニ記載スルコト

一、本調書提出後資格・住所・其ノ他身分ニ異動アリタルトキハ其ノ旨直ニ報告スルコト

別紙(省略)

越えて十一月八日本縣總務部長より御召狀傳達方に關し、左記の依頼ありたるを以て、直に本人に傳達して受領證を徴し、同月十日縣に送付したり。尙御召狀の様式は別記の如し。

(演賜)

昭和九年十一月八日
前橋市長殿

總 務 部 長

御召狀傳達方ノ件

陸軍特別大演習終了後ニ行ハセラルル賜饌御召狀別記ノ通及送付候條傳達方可然御依頼及ヒ候也

宮 廷

百八通
追テ御傳達濟ノ上ハ受領證徴送相成度
(御召狀様式)

一九四〇

本年陸軍特別大演習終了ノ後賜候ニ可
被賜召旨 御沙汰候條來十四日午後
零時三十分高崎市歩兵第十五聯隊管内
賜候場ニ參入可有之此段申入候也

昭和九年十一月一日

宮内大臣 湯淺倉平

殿



花部御印

第三節 賜 饌

大元帥陛下には、十一月十四日高崎練兵場に於ける觀兵式御統裁後、歩兵第十五聯隊管内に設けられたる賜饌場に於て、岡田首相を始め各國務大臣・樞密院顧問官・軍事參議官・阿部・荒木東西兩軍司令官以下・大演習參加の各將校並陪觀の内外文武官・關係地方長官及特に御召の光榮に浴したる群馬・栃木・埼玉三縣下の名望家、功勞者等總計七千三百餘人に對し、畏くも賜饌の御沙汰あらせられたり。

陛下には、此の日正午、野外自動車鹵簿にて觀兵式場を發御遊ばされ、午後零時八分賜饌場に充てさせられたる歩兵第十五聯隊に著御、御便殿に於て御少憩の後、午後一時軍樂隊の「君が代」奏樂諸員最敬禮裡に賜饌場に 臨御あらせられ、秩父宮・閑院參謀總長宮・梨本元帥宮・朝香近衛帥團長宮を始め奉り、大演習御參加の各皇族殿下扈從、金色の御紋章輝く天幕内の玉座に出御遊ばさる。玉座の正面を中央として旭光形に配されたる位置には、七千餘の御召者整然として起立せり。

陛下には、龍顏殊に御麗はしく玉盞を舉げさせられ、閑院參謀總長宮・兩軍司令官・統監部幕僚・參加各師團長・獨立部隊長・關係地方長官等に對しては「天杯」を、一般御召者に對しては「振武杯」を賜はりて、一同と驪を借にせらる。 聖慮の優渥なる尤に畏き極みなり。

斯くて賜饌の盛典を終へさせられ、再び起る「君が代」の奏樂諸員奉送裡に、午後一時三十分賜饌場發御、同一時三十分宮廷列車にて高崎驛御發車同一時五十三分前橋驛御著車、更に野外自動車鹵簿にて同驛發御、沿道の奉迎者に御會釋を賜ひつつ、同一時御恙もなく大本營に 還御遊ばされたり。而して此日賜饌の光榮に浴したる者にして、本市を經由し御召狀の傳達を受けたる百八人の氏名は、左の如し。

賜 候 拜 受 者

縣會副議長
縣會議員
縣會議員
縣會議員
前橋市助役
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長
前橋市會副議長

前橋市百軒町
前橋市片貝町
前橋市神明町
前橋市堀川町
前橋市新町
前橋市萩町
前橋市横山町
前橋市諏訪町
前橋市榎町
前橋市清王寺町
前橋市北曲輪町
前橋市本町
前橋市諏訪町
前橋市百軒町
前橋市神明町
前橋市岩神町

星野元治
勝山益太
阿部善太
詫摩清三
江原桂三
堀生康雄
羽田慶俊
角田慶
小田周
宮田信久
野條愛助
石崎藤太
堀川秀吉
大友操
岩崎徳太
鹿野良隆

前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員
前橋市會議員

前橋市田中町
前橋市榮町
前橋市萩町
前橋市國領町
前橋市前代田
前橋市才川町
前橋市岩神町
前橋市岩神町
前橋市中川町
前橋市曲輪町
前橋市桑町
前橋市萩町
前橋市北曲輪町
前橋市連雀町
前橋市向町
前橋市立川町
前橋市北曲輪町
前橋市前代田

加藤榮太
佐藤榮太
大西唯雄
佐藤嘉藤
野口三太郎
大橋清太郎
高橋清太郎
鈴木喜太郎
田所安太郎
小栗子之吉
井上平
片倉久登
諏訪間仙次
道下富一
木村次雄
蓮村伴
池田貞
小野田佐四郎

日本赤十字社有效章佩用者
 日本赤十字社有效章佩用者
 日本赤十字社有效章佩用者
 日本赤十字社有效章佩用者
 日本赤十字社有效章佩用者
 日本赤十字社有效章佩用者
 日本赤十字社有效章佩用者
 日本赤十字社有效章佩用者
 恩賜濟生會有功章佩用者
 財團濟生會有功章佩用者
 從四位勳三等
 正五位勳三等
 正五位勳三等
 正五位勳三等
 正五位勳四等
 從五位勳六等
 從五位勳六等
 正五位勳六等
 中等程度以上ノ私立學校長
 在擲軍人會有功章受領者

前橋市堀川町 湯山作治
 前橋市榮町 海津忠作
 前橋市桑町 鈴木愛三
 前橋市榎町 野村重太郎
 前橋市榮町 西澤袈裟次郎
 前橋市小柳町 今井庄平
 前橋市才川町 金井常治
 前橋市岩神町 横地桂作
 前橋市堀川町 新井慶三郎
 前橋市清王寺町 金子豐治
 前橋市石川町 青木國太郎
 前橋市岩神町 安藤正義
 前橋市石川町 江原收治
 前橋市國領町 深海菊松
 前橋市清王寺町 中西秀雄
 前橋市堀川町 川野邊四郎
 共愛女學校長 周川再賜
 前橋市前代田 横川良助

愛國婦人會特別徽章受領者
 愛國婦人會特別徽章受領者
 愛國婦人會特別徽章受領者
 愛國婦人會特別徽章受領者
 愛國婦人會特別徽章受領者
 愛國婦人會特別徽章受領者
 愛國婦人會特別徽章受領者
 知事ニ於テ名望家又ハ功勞者ト認メタル者
 前橋市主事 庶務係長
 前橋市主事 奉迎係長
 前橋市主事 奉迎係長
 前橋市主事 接待係長
 前橋市收入役 經理係長
 株式會社日本勸業銀行前橋支店長

東京電燈株式會社前橋支店長
 日本赤十字社群馬支部主事
 日本赤十字社群馬支部病院長
 日本赤十字社群馬支部病院長
 日本赤十字社群馬支部病院長

前橋市北曲輪町 金子澤春子
 前橋市神明町 三田龍雄
 前橋市萩町 原川龍子
 前橋市堅町 野中かの
 前橋市北曲輪町 新井保彦
 前橋市一毛町 今井雅一
 前橋市百軒町 伊能健太郎
 前橋市琴平町 大島福太郎
 前橋市前代田 栗原應丸
 前橋市神明町 手塚錄五郎
 前橋市横山町 桑原政榮
 前橋市紅雲町 岩崎政吉
 前橋市田中町 進藤武左衛門
 前橋市南曲輪町 富塚善助
 前橋市岩神町 富塚善助
 前橋市百軒町 久保園善次郎
 前橋市百軒町 久保園善次郎

宮 廷

前橋商工會議所常議員
前橋商工會議所常議員
前橋商工會議所常議員

前橋市清王寺町 奈良金太郎
前橋市諏訪町 田村作太郎
前橋市堅町 八木原良作

二一八

第九章 御召功勞者

第一節 功勞者の調査

縣下の各種事業功勞者は、十一月十四日歩兵第十五聯隊營内の賜饌場に於て、御賜饌の寵命に浴したるが、更に當日午後三時三十分より行在所に於て、畏くも單獨拜謁を賜はり、加之、御賜謁後御紋菓を拜受し、千載一遇の光榮に感激して退下せり。

先之、六月二十八日日本縣特別大演習總務部長名を以て、左記「功勞者調査ノ件照會」及七月五日本縣陸軍特別大演習總務部宮廷係長名を以て、之が念達に接したるにつき、本市は係員をして特に慎重なる調査を遂げしめ、七月三十日演發第百三十五號を以て、本縣特別大演習總務部長宛之が回答を發送せり。

演發宮第九號

昭和九年六月二十八日
市 町 村 長 殿

群馬縣特別大演習 總 務 部 長

功勞者調査ノ件照會

今秋舉行セラルヘキ陸軍特別大演習ニ際シ調査上必要有之候條貴部内現住者ニシテ自治・社會事業・教育・商工業・農業（畜産・養蠶ヲ含ム）林業・産業組合・土木治水・軍事・衛生・醫事・警察・消防・宗教等ニ對シ功績顯著ナル者ヲ調査ノ上左記様式ニ依リ七月二十日迄ニ御報告相成度
追テ該當者ナキ場合ハ其ノ旨報告相成度
記

調査様式（用紙美濃野紙）

功勞者調査書

本籍地	_____
現住所	_____
族 籍	_____
職 業	_____
位 動	_____
氏 名	_____
生 年 月 日	_____

- 一、功 績（詳細ニ記述スルコト）
- 二、經 歴
- 三、賞 罰
- 四、其ノ他必要ト認ムル事項

宮 廷

二一九

宮 廷

1110

演祕宮第九號

昭和九年七月五日
市町村長殿

群馬縣陸軍特別大演習總務部 宮 廷 係 長

功勞者調査ノ件

客月二十八日附演祕宮第九號ヲ以テ標記ノ件總務部長ヨリ及照會置候處功勞者調査上ノ標準トシテ別段定メタルモノ無之候得共右ハ今秋陸軍特別大演習ノ際各種事業功勞者トシテ特ニ拜謁又ハ賜饌ニ預ル者ヲ調査スル次第ニ付貴職ノ御認定ニ依リ各種事業ニ對シ功績極メテ顯著ナル者ヲ調査相成度爲念

第二節 功勞者と其の事蹟

十一月十四日午後三時三十分 畏くも 聖上陛下には行在所内單獨拜謁室に於て、縣内各種事業功勞者三十二人に對し單獨拜謁を賜ひ且つ御紋菓を下賜あらせられたり。各功勞者は 聖恩の無邊と千載一遇の光榮に感激し、永く之を記念する爲、縣會議事堂前にて記念寫眞の撮影を爲し退下せり。此の光榮に浴したる本市在住者の氏名及其の事蹟は左の如し。

一、功勞者氏名

社會事業功勞者
本籍地 群馬縣前橋市岩神町百四十九番地

現住所 同上

上毛孤兒院長

金

子

尙

雄

明治元年一月二十八日生

實業功勞者

本籍地 群馬縣前橋市才川町四十九番地
現住所 同上

銀行頭取

平

田

健

太郎

慶應二年三月二十二日生

實業功勞者

本籍地 東京市芝區白金猿町六十一番地
現住所 群馬縣前橋市北曲輪町六十番地

銀行頭取

動六等

齋

藤

虎

五郎

明治十一年七月二十八日生

實業功勞者

本籍地 群馬縣前橋市本町百十三番地
現住所 群馬縣前橋市片貝町二番地

織物製造業

勝

山

益

太郎

明治十年三月九日生

宮 廷

1111

宮 延

産業功勞者

本籍地 群馬縣勢多郡黒保根村大字水沼二百七十一番地
現住所 群馬縣前橋市百軒町三番地
産業組合聯合會理事 星 野 元 治
明治六年十一月五日生

産業功勞者

本籍地 京都府與謝郡宮津町字鶴賀二千六十番地
現住所 群馬縣前橋市前代田二百五番地
官吏 正五位 岩 坪 時 藏
勤四等
明治十一年九月十日生

産業功勞者

本籍地 群馬縣前橋市向町九十四番地
現住所 同上
製絲業 岡 部 傳 平
嘉永元年六月十四日生

産業功勞者

本籍地 群馬縣前橋市岩神町百九十三番地
現住所 群馬縣前橋市岩神町百九十番地

交水社理事長 勳七等 杉 山 寅 雄
明治十一年一月十一日生

二、功勞者 事 蹟

一、金 子 尙 雄

夙に宗教に歸依し一身を孤兒救濟の事業に捧ぐるの宿意あり明治二十五年六月宮内文作、横地源七郎等と協力發起し市内岩神町に上毛孤兒院を創立して經營の衝に當り爾來致々として倦むことを知らず施設の擴張と孤兒の薫陶とに全力を傾注し著々其の效を收め創立當初借地借家を以て僅に九人の孤兒を收容するに過ぎざりしが明治三十五年には建坪百九十坪の現在施設を完成し土地二千八百八十五坪を所有するに至り收容院兒の數も六十七人に達せり院の基礎漸く定まるに及び明治三十四年創立十周年を期し財團法人と爲し之が理事に擧げられ明治四十二年十月宮内文作死去の後を承けて院長に擧げられ今日に及び又院の經營的基礎を確立する爲に明治四十四年二月北海道に未開墾地百六十餘町歩の拂下を受け大正十三年五十九町歩の開墾を了し殘餘の土地には落葉松の植林を行ひ院百年の大計を樹立せり更に同年 今上陛下御成婚奉祝記念事業として豫て蓄積し置きたる宮内省御下賜金其の他の寄附金等壹萬參千圓を投じ院の附帶事業として勞働従事者の孤兒及保育を目的とする前橋幼兒園を開設し現在園兒九十八人を算す上述の如く明治二十五年以來四十有三年間終始一貫て孤兒救濟事業に専念し此の間孤兒を收容すること三百二十九人に及び其の大多數を成人獨立せしめ現在四十二人を收容して養育に力を注ぎつつあり而して現在に於ける院の資産は約八萬圓を算し基礎愈々鞏固を加へ本縣孤兒救濟事業の中心として益々將來の活動を期待せられつつあり其の社會事業に貢獻する所洵に大なりと謂ふべく大正七年内務大臣より選擧せられ同十三年宮内省より銀杯及金貳百圓を下賜せられ昭和三年内務大臣より銀牌を授與せられたり。

一、平 田 健 太 郎

明治二十四年慶應義塾卒業同年同志と相圖り資本金五萬圓を以て共同組合會社を創立し當時資金難に苦しみつつありし製絲業者に對する金融の途を講じ同三十一年組織を變更して前橋商工銀行と改稱し之が取締役頭取に就任益々當初の目的を實現し業界の便益に資したり右銀行は後に群馬銀行に合併す蠶絲業方面に於ては明治三十四年始めて米國式生繭乾燥機械を購入し在來の乾燥方法に改良を加へ繭品質の保持向上に資し各製絲工場に於ける乾燥方法に一大革新の動機を與へ又屑物整理の改善に著目し明治四十一年工場を設けて精練事業を開始せり之れ實に年産額約五拾萬圓の株式會社前橋精練所の前身にして現在同社取締役社長の職に在り而して明治三十五年交水社會社監査役に就任し後組織變更に依り有限責任信用販賣組合交水社となるや監事に推され大正七年同社理事長に昭和三年相談役に擧げられ現在に至る此の間三十三年同社の發展並斯業開發の爲に盡力したる功勞寔に尠からざるものあり尙大正十一年より十二年に互り大日本中央蠶絲會の囑託を受け米國に渡り絹業視察を爲し斯界に貢獻する所ありたり一方昭和七年九月逐年の財界不況に關聯して縣下産業並經濟界の重大時機に遭遇し之が打開の方策として金融機關統制の必要を生じ前提として群馬縣金融會社の創立せらるるに際し選ばれて社長となり夙夜苦慮遂に翌月群馬上州兩銀行を合併して群馬大同銀行を設立し名實共に本縣産業經濟界の中樞として確固不拔の陣容を備ふるに至れり此の間内外有力者の信望を一身に聚め此の重大なる計畫と任務とを果遂したるは全く人格と力量との資にして其の功績や甚大なりと謂ふべし昭和三年十月永年産業經濟に貢獻せる故を以て日本産業協會總裁博恭王殿下より表彰せられたり。

一、齋 藤 虎 五 郎

明治三十八年七月東京帝國大學法科大學英法科卒業後直に日本銀行に入り拮据精勵すること十五年大正十年一月營業局調査役在職中當時の總裁井上準之助の推舉に依り其の職を辭して株式會社横濱興信銀行專務取締役就任す其の經理に當ること十年有半此の間株式會社七十四銀行・同關東興信銀行及共益不動産・横濱工業・横濱商品倉庫・新港倉庫等各株式會社の重役を兼ねたり大震災の厄に遭ふや横濱復興會役員並横濱市復興信用組合副組長の職に就き市復興の爲に異常なる努力を致せり一面横濱興信銀行設立の趣旨に依り株式會社七十四銀行の整理に當りたるが昭和五年末略々其の事務を完了したるを好機とし翌六年七月一切の職を辭し一旦閑地に就けり昭和七年郷國群馬縣に於て金融統制の計畫熟して群馬大同銀行の設立せらるるや特に選ばれて取締役頭取に就任すると共に前橋商工會議所顧問に囑託せらるる而して右大同銀行は縣の出资に因りて成立し群馬上州兩銀行を合併したるものにして之が重役の選定に當りては大藏省當局及木村日本銀行參與・深井同副總裁・金澤群馬縣知事等熟議嚴選の結果之が決定を見たるに徴するも其の重要性を窺ふに足ると同時に財界に對する既往の功績も亦察するに餘りありと謂ふべし先之日本銀行在職中世界大戰の功により勳六等に敘し瑞寶章を授與せられ又昭和六年五月帝都復興記念章を下賜せられたり。

一、勝 山 益 太 郎

明治四十三年初めて前橋市に獨立織物業を創始し又同志と謀りては前橋織物株式會社及敷島織物株式會社等を創立して前橋織物業の建設發展に盡力したるが偶々關東東北一府十四縣聯合共進會の本市に開催せらるるや同志と共に之が協賛に努め市の發展に寄與する所多大なるものあり大正五年伊勢崎織物同業組合評議員に就任時の組長八田榮藏と共に當時製品の聲價甚しく失墜せるを慨し組合の組織改善と製品の改良とに一大革新を斷行し伊勢崎銘仙の聲價發揚に努め評議員辭任の後は顧問に推薦せられ引續き斯業の發展に貢獻しつつあり又大正二年三月前橋商工會議所議員に擧げられ爾來引續き當

選昭和八年三月推されて會頭に就任す此の間上毛電鐵株式會社の創立に幹旋大に努め之が設立を遂行せしめ又會議所舎屋の建築を斷行すると共に内部に於ては商業・工業・理財・運輸の四部に分ちて市内各實業組合の連絡提携を圖り産業都市の建設に邁進する等一意商工業の發展に盡瘁し更に他面或は市會議員として或は縣會議員として市政縣政に參劃し殊に市立工業學校の設立には私財を提供して奔走し今日の完成を見るに至らしめ其の他市立商業學校の設立大渡橋の架設市道の改良新設に盡す等功績頗る顯著なり。

一、星 野 元 治

夙に養蠶業の改良發達に意を致し殊に往時に於ける製絲方法は總て座繰式にして製品の統一を缺き價格亦極めて不當なる低廉を以て仲買業者に販賣せられつつある實狀に鑑み機械力に依る製品の改良統一及共同販賣に依るの急務なるを痛感し明治三十五年村内同志を糾合し共同製絲事業を起し斯業の發達を圖り後産業組合法の制定せらるるに及び明治四十二年有限責任信用販賣組合甘樂社水沼組を設置し組合長となりしが其の業績は一般の認むる所となり大正九年四月選ばれて有限責任信用販賣組合甘樂社理事に擧げられ昭和七年五月同社長に推され引續き現職に在り此の間克く社業の改革所屬組合の指導に専念努力し業界の發展に資する所尠からず他面大正十三年保證責任群馬縣信用組合聯合會監事に就任越えて同十五年同聯合會專務理事となりて今日に及び各方面に互り本縣産業組合事業の中堅となり地方産業の開發に盡瘁貢獻したる功績亦極めて顯著なるものあり昭和八年四月大日本蠶絲會總裁官殿下より第二種紅綬功績章を贈與せらる。

一、岩 坪 時 藏

明治三十二年東都に斯業の修學を了へ爾來山形縣農學校教諭を始めとし京都府城丹蠶業講習所長・福井縣農業技師・宮崎

縣蠶病豫防事務所長・岐阜縣農業講習所長・岐阜縣立岐阜原蠶種製造所長・同縣原蠶種製造所長・長野縣立松本原蠶種製造所長を歴任し大正十三年以來群馬縣蠶業試驗場長たり此の間實に三十有六年の永きに互り或は蠶業教育に或は蠶病豫防事務に或は原蠶種製造に又は蠶絲業各般の試驗研究に孜々として捷ます殊に本縣蠶業試驗場長に轉するや先づ其の設備の完成に努め優秀なる原蠶種の増額配付に努力したるは勿論斯界の懸案たりし上族試驗を完成すると共に新品種の普及に付或は臺灣に或は北海道に適地を求めて之が急速なる増殖に力め近くは沼田試驗桑園を設置して桑園の根本的改善を企圖する等一意専心斯業の改良發達に貢獻せる功績は枚擧に遑なく既に昭和二年大日本蠶絲會總裁官殿下より同會第二種紅綬功績章を贈與せられ昭和八年十二月正五位に敘せられ勳四等瑞寶章を賜ふ即ち其の功績は濃厚篤實なる人格と共に洵に地方技術官の儀表と稱すべきなり。

一、岡 部 傳 平

明治十五年以來製絲業を営み同十八年精絲交水社に加盟し選ばれて協議員となり同三十二年共同事業の必要を痛感し同志六名と共同組を組織し其の代表者となるや同四十年前橋地方の製絲業は釜懸式座繰製絲にして萎靡不振なるを慨し甲武信等各地の製絲業を視察し従来の經營方針を廢し諏訪式經營の一部を取入れ率先業界革新の機運を開き同四十二年交水社の組織を産業組合に更むるや推されて理事となり一意製絲業の改善を圖り同社をして純然たる機械製絲と爲し内外に勇躍せしむるに至りたるは蓋し同人の貢獻する所甚大にして後昭和三年理事を退き爾來相談役たり他面明治四十年以來前橋製絲同業組合評議員・群馬縣製絲同業組合聯合會評議員・前橋商業會議所議員等の要職に就くの外株式會社前橋精練所の創立に參劃し製絲業經營の遺利に努め其の貢獻する所甚大なり大正九年實業に精勵の故を以て綠綬褒章を下賜せられたり其の蠶絲業に盡瘁せる功績甚大なりと謂ふべし。

一、杉 山 寅 雄

明治四十年以來福島縣及京都府に於て製絲業の指導に努め後大正十三年交水社に入るや社業の基礎を鞏固にすると共に蠶絲業の開發は蠶繭の統一にありとし之が提唱指導に努め同六年坂東蠶業株式會社を創立し優良蠶品種の配付桑園の改良飼育法の改善に力を致し生産生絲の改良統一を圖り當時遅々たりし品種改善及生産費遞減運動に寄與し更に同八年交水社常務理事に擧げられ後進みて理事長に昇進し現任す又他面大正十年蠶絲業同業組合中央會議員に當選し翌年同會より米國に於ける絹業の視察に派遣せられ其の目的を達し歸朝するや隨所に其の蘊蓄を傾倒して斯業の改善を絶叫し尙昭和二年以降群馬縣製絲同業組合聯合會組長・群馬縣蠶絲業組合副組長及理事等に歴任し更に先般群馬縣製絲業組合創立に際し之が組合長に推されると共に全國製絲業組合聯合會評議員となり進みて本邦蠶絲業團體の最高機關たる日本中央蠶絲會議員に擧げられ恒に東奔西走席の温まるを知らざるの有様にして本縣蠶絲業界に盡せる功績の甚大なるのみならず本邦蠶絲業界に於ても亦樞要の地位を占め夙夜斯業の爲歎身的努力を爲しつつある其の功績は洵に顯著なり尙他面研究心を蠶絲業各般の發明考案にも傾注し既に二十有餘種を完成し斯業界に裨益する所至大にして之等其の功績枚舉に遑なく昭和九年四月大日本蠶絲會總裁宮殿下より第一種功績章を贈與せられ其の蠶絲業に盡せる功績を表彰せられたり。

第十章 天覽武道並合同體操

第一節 天覽武道

十一月十五日地方行幸第一日群馬縣立前橋中學校武道場に於て 天覽を仰ぎ奉りたる、縣下男子各中等學校生徒、郡市聯合青年團員代表選士の、武道實施要項並其の次第書及此の光榮に輝く試合に出場したる、本市青年團代表選士の氏名等左記の如し。

武道實施要領

- 一、日時及場所
昭和九年十一月十五日縣立前橋中學校武道場ニ於テ實施ス、其ノ所要時間約九分間トス
- 二、參加者
柔 道 正員 三十四名 補員 三十四名 計 六十八名
劍 道 正員 三十六名 補員 三十五名 計 七十一名
右參加者ハ縣下公立男子中等學校二十一校(柔道部二十校)及各郡市聯合青年團十四團ヨリ正補各一名宛選拔ス
- 三、參加者資格
(一) 學校生徒
正員ハ最上學年生、補員ハ次學年生ニシテ次ノ各項ニ該當スルモノタルコトヲ要ス
1. 武道ニ練熟セルモノナルコト
2. 思想堅實操行優良ナルコト
3. 身體強壯ナルコト
4. 學業成績佳良ナルコト
(二) 青年團員
郡市聯合青年團長ノ推薦シタル者ニシテ次ノ各項ニ該當スルモノタルコトヲ要ス

1. 武道ニ練熟セルモノナルコト
2. 思想堅實操行優良ナルコト
3. 身體強壯ナルコト
4. 青年團員トシテ他ノ模範トスルニ足ルモノタルコト
5. 年齢滿十二歳以上二十五歳未滿ノ者ナルコト (十一月一日現在)

四、實 演 方 法

劍 道 練習試合トス

柔 道 練習試合トス

五、實 演 順 序

別記次第書ニ依ル

- 六、指 揮 者
- | | | |
|---------|-----------|--------------|
| 總 指 揮 者 | 群馬縣社會教育主事 | 吉 永 貫 一 |
| 同 補 助 | 群馬縣 視 學 | 木 暮 國 廣 |
| 劍道指揮者 | 縣立前橋中學校教諭 | 志 藤 與 七 |
| 柔道指揮者 | 同 | 教諭心得 小 島 松 壽 |

七、拜 觀 者

- (一) 各中等學校(學校長柔道教師一名、劍道教師一名、計三名)合計五十九名
 (二) 各郡市聯合青年團(聯合青年團長又ハ引率者一名)合計十四名
 (三) 武德會群馬支部柔道教師、劍道教師及劍柔兩道ノ教士以上ノモノ合計十三名

八、服 裝 柔道選士 柔道衣、帶(段級ニ依ル色帶、其ノ他ハ白帶)

- 劍道選士 黒皮胴、紺袴、黒稽古衣
 指 揮 者 教員制服又ハ禮裝
 拜 觀 者 教員制服又ハ禮裝(フロックコート・モーニング・紋付・羽織・袴)

武 道 次 第 書

一、集 合 及 整 列

- (一) 行幸一時三十分前迄ニ學校ニ集合スルコト、北通用門ヨリ入り受付係ノ指示ヲ受ケ脱衣場(北校舎階下中央入口ヨリ上リ西方第一〔柔道〕室、第二〔劍道〕室ニ至リ武道ノ服裝ヲ整ヘテ道場ニ至ル(通路ハ合外トス)
 (二) 行幸一時間前道場所定ノ位置ニ整列シ服裝點檢其ノ他準備ヲ完了スルコト
 (三) 行幸尙薄先驅ガ中學校北十字路ニ至リシ時、氣ヲ付ケテ著御後ハ一同正坐シテ靜肅ヲ保ツコト

二、奉 迎

- (一) 武道總指揮者ハ北校舎通御ノ合圖ニ依リ直チニ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下ス、一同起立シ不動ノ姿勢ノママ奉迎ス
 (二) 「最敬禮」玉座立御ノ時總指揮者ノ「最敬禮」ノ號令ニテ一同最敬禮ヲナシ「直レ」ノ號令ニテ不動ノ姿勢ニ復ス

三、實 演

開 始 總指揮者ハ一同最敬禮ノ後、直チニ練習試合開始ノ合圖ヲナス(太鼓三打)

柔 道

1. 「最敬禮」柔道指揮者ハ右ノ合圖ニヨリ柔道選士ノ三步前ニ進ミ、玉座ニ正面シ最敬禮ヲナス、柔道選士ハ柔道指揮者ニ倣ヒ最敬禮ヲナス柔道指揮者ハ最敬禮後三步後退シ元ノ位置ニ復ス
 太鼓ノ合圖止ミタルト同時ニ劍道指揮者ノ「坐レ」ノ號令ニテ劍道選士ハ正坐シ兩手ヲ膝ノ上ニ置ク

2. 柔道指揮者ハ直チニ「用意」ノ號令ヲカケ柔道選手ハ所定ノ試合線ニ整列ス
3. 指揮者ノ「禮」ヲ號令ニテ選手ハ相互ニ禮ヲナス（此ノ時指揮者ハ後列左翼ニ著ク）
4. 總指揮者ハ選手ガ禮ヲ終ルヤ直チニ始メノ合圖（太鼓二打）ヲナス、此ノ合圖ニヨリ選手ハ練習試合ヲ開始ス（劍道選手ハ柔道始メノ合圖ニヨリ正坐ノママ防具ヲ著ク）
5. 總指揮者ハ一分ノ後止メノ合圖（太鼓二打）ヲナス
6. 總指揮者ノ止メノ合圖ニテ柔道選手ハ直チニ試合ヲ中止シ試合線ニ整列ス
7. 柔道指揮者ハ整列終ルヤ「禮」ヲ號令ヲナス選手ハ相互ニ禮ヲナシ「還レ」ノ號令ニテ最敬禮ノ線ニ整列ス
8. 〔最敬禮〕 柔道指揮者ハ整列終ルヤ直チニ選手ノ三步前ニ進ミ 玉座ニ正面シ最敬禮ヲナス（同時ニ選手モ指揮者ニ倣ヒ最敬禮ヲナスコト前ニ同ジ）最敬禮後、指揮者ハ三步後退シ元ノ位置ニ復ス
9. 次ニ柔道指揮者ノ「坐レ」ノ號令ニヨリ選手ハ正坐ス（兩手ヲ膝ノ上ニ置ク）

劍道

1. 劍道指揮者ハ柔道選手ノ最敬禮終リ柔道指揮者舊位置ニ復スルト同時ニ「起立」ノ號令ヲカク、劍道選手ハ竹刀ヲ左手ニ持ツテ起立ス
2. 〔最敬禮〕 劍道指揮者ハ劍道選手ノ三步前ニ進ミ 玉座ニ正面シ最敬禮ヲナス、選手ハ指揮者ニ倣ヒ最敬禮ヲナス最敬禮後劍道指揮者ハ三步後退シ元ノ位置ニ復ス
3. 劍道指揮者ハ直チニ「用意」ノ號令ヲカケ選手ハ所定ノ試合線ニ整列ス
4. 「禮」ヲ號令ニテ選手ハ相互ニ禮ヲナス（此ノ時指揮者ハ後列ノ右翼ニ著ク）
5. 總指揮者ハ選手ガ禮ノ後、抜刀蹲居ノ姿勢ヲトルヤ直チニ始メノ合圖（太鼓二打）ヲナス、此ノ合圖ニヨリ選手ハ練習試合開始ス
6. 總指揮者ハ一分ノ後、止メノ合圖（太鼓二打）ヲナス
7. 總指揮者ノ止メノ合圖ニテ劍道選手ハ直チニ試合ヲ中止シ舊位置ニ復シ蹲居ノ姿勢ヲトリ中央者ニ倣ヒ納刀シ

- テ起テ試合線ニ後退整列ス
8. 劍道指揮者ハ整列終ルヤ「禮」ヲ號令ヲナス選手ハ相互ニ禮ヲナシ「還レ」ノ號令ニテ最敬禮ノ線ニ整列ス
 9. 〔最敬禮〕 劍道指揮者ハ整列終ルヤ直チニ選手ノ三步前ニ進ミ 玉座ニ正面シ最敬禮ヲナス（同時ニ選手モ指揮者ニ倣ヒ最敬禮ヲナスコト前ニ同ジ）最敬禮後指揮者ハ三步後退シ元ノ位置ニ復ス
 10. 次ニ劍道指揮者ノ「坐レ」ノ號令ニ依リ選手ハ坐ルト同時ニ防具ヲトリ正坐ス
- 終了
1. 總指揮者ハ劍道選手ガ防具ヲトリ終ルト同時ニ練習試合終了ノ合圖（太鼓三打）ヲナス
- 四、奉送
1. 總指揮者ハ終了後直チニ「一同起立」ノ號令ヲ下ス（全員起立不動ノ姿勢トナル）
 2. 〔最敬禮〕 總指揮者ノ「最敬禮」ヲ號令ニテ全員最敬禮ヲナシ「直レ」ノ號令ニテ一同不動ノ姿勢ノママ奉送ス

前橋市青年團代表選手

種別	正別	階級	身體	學歷	職業	青年團トノ關係	生年月日	本籍地	現住所	氏名
劍道	正	練士	強壯	農林卒	苗木商	正團員	明治四、四、二	前橋市田中町四六	同上	細谷芳夫
劍道	正	補	強壯	高工卒	市役所	正團員	明治四、一、二七	前橋市琴平町二〇	同上	横田清平
柔道	正	四段	強壯	高工卒	市役所	正團員	明治四、一〇、三〇	前橋市琴平町一四	同上	小野里光明
柔道	補	二段	強壯	高小卒	農業	正團員	明治四、三、〇、二三	前橋市市ノ坪一一	同上	前田房江

備考 選手引率者 前橋市聯合青年團幹事 小暮磯重郎

二、休止ヨリ會場へ

(一) 民家ニ休止スル團體

- 1. 休止所集合完了 午前七時
- 2. 更衣 約三十分間
- 3. 休止所出發 午前七時三十分
- 4. 會場入場完了 午前七時五十分
- 5. 整列編成 約二十分間
- 6. 集結完了 午前八時十分

(二) 前橋商業ニ休止スル團體

- 1. 休止所集合完了 午前七時
- 2. 更衣 約五十分
- 3. 休止所出發 午前七時五十分
- 4. 會場入場完了 午前八時十分
- 5. 整列編成 約二十分
- 6. 同完了 午前八時三十分

三、武道選士及付添者、拜觀者並係員ノ參入

(一) 武道選士及其ノ付添者、武道拜觀者ハ十一月十五日午前七時ヨリ同八時迄ノ間ニ第三受付(北通用門)ヨリ參入シ、

受付係ノ指示ヲ受ケ所定ノ位置ニ著クモノトス

拜觀者ハ十一月十五日午前七時ヨリ同八時迄ノ間ニ第三受付(北通用門)ヨリ參入シ受付係ノ指示ヲ受ケ所定ノ位置ニ著クモノトス

(三) 係員ハ十一月十五日午前六時半迄ニ前橋中學校校庭ニ集合スルコト

四、注意事項

(一) 集合時刻ハ午前八時迄ニ諸員ガ會場ニ入場シ終ルコトヲ目途トシテ定メタルモノニシテ休止所ヨリ會場ニ至ル行進

ニ要スル時間ハ最少限度ニ見積アルヲ以テ諸動作ヲ迅速ナラシムルコト特ニ緊要ナリ

休止所ニ於テハ場内ヲ汚損セザルハ勿論紙屑當等ヲ散亂セシメザル様注意スルコト

行進ハ一切四列縱隊行進トス

會場參入時刻ニ遅レザル様特ニ注意スルコト

各休止所ニ於ケル衣類ノ監理ハ各學校ニ於テナスコト

拜觀者並付添者ハ徽章ヲ付ケルコト、徽章ナキモノハ參入ヲ禁ス

(武道關係者拜觀者ニハ受付ニテ渡ス、女子武道及體操關係者ニハ休止所ニテ渡ス)

整列計畫

一、整列場

(一) 體操班ハ前橋中學校校庭

(二) 薙刀班ハ前橋商業學校校庭

(三) 整列場ノ南端線ニ列番號標記ヲ置ク

二、整列方法

(一) 各受付ヨリ參入セル諸隊ハ整列係ノ指揮ニ依リ別記整列隊形編成表ノ通り整列ナスモノトス

(二) 合同體操班ハ整列係ノ指揮ニヨリ各列番號ヲツケタル後集合所へ集結ス、薙刀班ハ體操班集結後整列編成ナシ排列

(三) 整列編成終ラバ指導教師ハ各隊ノ後尾ニ付添教師ハ拜觀者席ニ至リ整列ヲナス

三、拜觀者席一覽表

宮 廷

女子武道(薙刀)要領

一、日時及場所

昭和九年十一月十五日縣立前橋中學校校庭ニ於テ實施ス、其ノ所要時間約六分間トス

二、參加者

縣立學校 十三

女子師範 七十二

前橋高女 一三一

高崎高女 一二九

桐生高女 一二六

富岡高女 九三

安中高女 八五

吾妻高女 三九

澁川高女 八二

藤岡高女 九四

太田高女 八三

館林高女 八四

沼田高女 五〇

伊勢崎高女 九九

前橋高等家政 一二五

高崎實踐 一〇七

市町村立學校 三

境町實科高女 四八

十六校

三十二學級(女師第一部第五學年・第二部第二學年・女學校第四學年)

學級數

十六校

三十二學級(女師第一部第五學年・第二部第二學年・女學校第四學年)

員數

一、四四七人

三、參加者資格

最上學年生ニシテ次ノ各項ニ該當スルモノタルコトヲ要ス

1. 思想堅實操行優良ナルコト

2. 身體強壯ナルコト

3. 學業成績佳良ナルモノタルコト

四、實演材料

直心影流薙刀術練習形

1. 全部ノ練習

四本(各六回)

2. 練習形

四本(各一回)

五、實演順序

別記次第書ニ依ル

六、指揮者

總指揮者

群馬縣體育運動主事

林 豐

薙刀指揮者

片石 朝子

七、付添者

各參加學校ハ付添者トシテ指導教師二名引率教師若干名(學校長ヲ含ム)付添フモノトス

八、拜觀者

盲啞學校生徒

四七名

小學校兒童(六年以上)

四八六名

各學校付添教師

一三一一名

前橋中學校職員

二〇名

前橋中學校同窓會役員

一五名

縣廳教育課關係者及係長以上ノ廳員

前橋市役所・市長・助役・教育課關係者

市教育會長・同副會長

各學校保護者會・父兄會・後援會長・副會長

縣廳各係長以上及行事關係者・縣視學・市內中等學校長・小學校長夫人

縣體育獎勵會理事

宮廷

各省關係者
其ノ他
徒
指揮者
指添者
拜觀者

白襦袢・紺袴・白足袋・白鉢卷
黑紋付・紺袴・白足袋・白襷・白鉢卷
教員制服又ハ禮裝
教員制服又ハ禮裝(生徒兒童ハ學校制服又ハ禮裝)

合同體操要領

一、日時及場所

昭和九年十一月十五日縣立前橋中學校校庭ニ於テ實施ス、其ノ所要時間約七分間トス

二、參加者

市内中等學校 前橋中學校 五七〇 勢多農林學校 二九一 前橋商業學校 四四一
前橋工業學校 二〇二 女子師範學校 一七八 前橋高等女學校 四三二
前橋高等家政女學校 二二〇 共愛女學校 六〇
市内小學校 尋常科第六學年以上 桃井尋常小學校 二七〇 敷島尋常小學校 二〇五
女子師範附屬小學校 一一三 城東尋常小學校 一二九 城南尋常小學校 二〇四
中川尋常小學校 二〇四
久留万高等小學校 一、二四九
計 男子中等學校 一、五〇四 女子中等學校 二、八〇二
小學校 一、二九八

女子中等學校 八九〇
小學校 一、一四六
合計 二、〇三六
四、八三八

三、參加者資格

(一) 思想堅實操行優良ナルモノタルコト
(二) 身體強壯ナルモノタルコト
(三) 學業成績佳良ナルモノタルコト

四、實演材料

體操

運動種別	運動	始メ姿勢	呼稱又ハ	回数	號
上肢運動	臂側下伸	直立	四呼稱	四	示範 用意——始メ(四回) 止メ
胸ノ運動	掌外反胸後屈	開脚直立	二舉動	四	脚ヲ側ニ開ケ——開ケ(一舉動) 示範 用意 始メ——(一、二、三回) 止メ
背ノ運動	前倒上舉體	開脚直立	四舉動	三	示範 用意 始メ——一、二、三、四 止メ
體側運動	片臂側開體側轉	開脚直立	四舉動	三	臂ヲ前ニ屈ゲ——屈ゲ 示範 用意 始メ——一、二、三、四 止メ
下肢運動	臂上上下下伸	直立	四呼稱	四	直レ(手ト足ト一舉動) 示範 用意 始メ
呼吸運動	臂前上舉側下	直立	二舉動	三	示範 呼吸運動——始メ——一、二 止メ

- 五、實 演 順 序
別記次第書ニ依ル
- 六、指 揮 者
群馬縣體育運動主事 林 豊
- 七、付 添 者
各參加學校ハ付添者トシテ指導教師二名、引率教師若干名付添フモノトス
- 八、拜 觀 者
 - (一) 盲啞學校生徒 約 四七名
 - (二) 小學校兒童 (六年以上) 約 四八六名
 - (三) 各學校付添教師 約 一三一名
 - (四) 前橋中學校職員 約 二〇名
 - (五) 前橋中學校同窓會役員 約 一五名
 - (六) 縣廳教育課關係者及係長以上ノ廳員 約 四〇名
 - (七) 前橋市役所・市長・助役・教育課關係者 約 九名
 - (八) 市教育會長・同副會長 約 三名
 - (九) 各學校保護者會・父兄會・後援會會長・副會長 約 一三名
 - (十) 縣廳各係長以上及行事關係者・縣視學・市内中等學校小學校長夫人 約 七八名
 - (十一) 縣體育協會理事 各省關係者 其ノ他
- 九、服 裝

- 男子中等學校生徒 白シャツ(長袖) 白ズボン 運動靴 無帽
- 女子中等學校生徒 白シャツ(半袖) 黒又ハ紺スカート 運動靴(杏下黒) 無帽
- 小學校男兒 白シャツ(半袖) 白半ズボン 運動靴 無帽
- 小學校女兒 白シャツ(半袖) 黒又ハ紺スカート 運動靴(杏下ナシ) 無帽
- 各校付添者 教員制服又ハ禮裝 教員制服又ハ禮裝(フロックコート・モーニングコート・白襟紋付・紋付羽織・袴)
- 拜 觀 者 薙刀及合同體操次第書

一、集合及整列

- (一) 行幸約一時三十分前迄ニ學校ニ集合スルコト
- (二) 行幸約一時間前校庭ニ整列シ服裝點檢其ノ他ノ準備ヲ完了スルコト
- (三) 行幸兩先驅ガ中學校北十字路ニ至リシ時『氣ヲ付ケ』ヲナシ其ノ後一同靜肅ヲ保ツコト
- 二、奉 迎
 - (一) 御先導(前橋中學校長)ノ委ガ西廊下ニ見エタル時連絡係ハ總指揮者ニ其ノ旨合圖ヲナス
 - (二) 總指揮者ハ直ニ『氣ヲ付ケ』ノ號令ヲ下ス
 - (三) 御委ガ庭ニ見エタルトキ總指揮者ノ『最敬禮』ノ號令ニテ一同最敬禮ヲナス
 - (四) 玉座マデノ中程ニ出御ノトキ總指揮者ノ『直レ』ノ號令ニテ一同直リ不動ノ姿勢ノママ奉迎ス
- 三、臨 御
 - (一) 玉座ニ立御ノトキ總指揮者ノ『最敬禮』ノ號令ニテ全員最敬禮ヲナス
 - (二) 總指揮者ノ『直レ』ノ號令ニテ直レヲナス
- 四、實 演

(一)

薙 刀 (體操班ハ不動ノ姿勢ノママ薙刀拜觀)

1. 薙刀指揮者ハ全員最敬禮ノ後指揮臺下ニ進ミ敬禮ノ後登壇ス
2. 『最敬禮』薙刀指揮者登壇ノ後薙刀班一同ハ薙刀指揮者ト共ニ最敬禮ヲナス(劍尖ヲ左後ニ垂レ左手ニ握リタル姿勢ニテ)
3. 薙刀指揮者ハ『廻レ右』ヲナシ薙刀班一同ハ指揮者ニ直面シ、指揮者ノ薙刀ヲ右小脇ニ持カヘルト共ニ薙刀ヲ右小脇ニ持チカヘス
4. 薙刀指揮者ノ『居敷』ノ號令ニテ薙刀班一同居敷『兩膝立』ヲナシ薙刀ヲ右側地上ニ置ク
5. 薙刀指揮者ノ『禮』ノ號令ニテ指揮者ニ對シ目禮ヲナス
6. 薙刀班一同ハ薙刀指揮者ニ做ヒ鉢巻ヲナス、終ラバ一同兩手ヲ膝ニ置キ指揮者ノ禱ヲ掛ケ終ルヲ待ツ
7. 實 演

(1) 全部ノ練習 (各六回行フ)

- イ、脚
 - ロ、横 面
 - ハ、突 (左構)
 - ニ、突 (右構)
 - ホ、眞 面
- (2) 練習 形
- イ、一 本目 (一回) 脚、脚、面、面 (左右)
 - ロ、二 本目 (一回) 脚、面、突 (左右)

ハ、三 本目 (一回)

面、横面、面、突、面 (左右)

ニ、四 本目 (一回)

左横面、右横面、面、面、脚 (右突) 面 (右左)

8. 薙刀班一同指揮者ト共ニ小脇構ヨリ晴眼構ニ移ル
 9. 『居敷』ノ號令ニテ居敷トナリ指揮者ノ『禮』ノ號令ニテ指揮者ニ對シ禮ヲナシ刀ヲ靜ニ右側地上ニ置キ兩膝立トナル
 10. 指揮者ニ做ヒ鉢巻ヲ外ス、外シ終ラバ一同兩手ヲ膝ニ置キ指揮者ノ禱ヲ外シ終ルヲ待チ目禮ス
 11. 『最敬禮』薙刀班一同ハ指揮者ニ做ヒ最敬禮ノ姿勢トナル指揮者ハ直チニ廻レ右ヲナス
 12. 薙刀班一同ハ指揮者ト共ニ最敬禮ヲナシ直レノ後薙刀ヲ立テル
 13. 指揮者壇ヲ降り臺下ニテ敬禮ヲナシ所定ノ位置ニ著ク
 14. 總指揮者『右左向ケ右、駈歩進メ』ノ號令ニテ薙刀班ハ右左ヲ向キ駈歩ヲナシ集合所ヘ集結ス
 15. 集結後直チニ廻レ右ヲナシ不動ノ姿勢ノママ合同體操ヲ拜觀ス
- (二) 合同體操
1. 薙刀班ノ最敬禮終了ノ時用意ノ心組ヲナス
 2. 總指揮者ノ『駈歩進メ』ノ號令ニテ駈足ヲナシ排列線ニ到リ正シク先頭ニ重ナル、體操指揮者ハ駈歩ヲナシ指揮臺ノ東側ニ位置ス
 3. 體操指揮者ノ『偶數ニ歩左ヘ進メ』ノ號令ニテ偶數生ノミニ二歩左ニヨリ開列整頓ヲナシ不動ノ姿勢トナル
 4. 『直レ』ノ號令ニテ全員玉座ニ正面ス
 5. 體操指揮者ハ指揮臺ノ下ニテ敬禮ヲナシ指揮臺ニ登ル
 6. 體操指揮者ノ最敬禮ニ做ヒ體操班一同最敬禮ヲナス、終ラバ指揮者ハ直チニ廻レ右ヲナス

7. 實 演
- イ、上肢ノ運動
 - ロ、胸ノ運動
 - ハ、背ノ運動
 - ニ、體側ノ運動
 - ホ、上下肢結合運動
 - ヘ、呼吸運動
8. 『最敬禮』休止後指揮者ハ廻レ右ヲナシ體操班一同ハ指揮者ニ倣ヒ最敬禮ヲナス
9. 體操指揮者壇ヨリ降り臺下ニテ敬禮ヲナシ所定ノ位置ニ後退ス
- (三) 萬 歳 三 唱
1. 知事ハ體操班最敬禮ノ後直チニ萬歳臺前所定ノ位置ニ參進ス
 2. 知事臺下ニ進ミ敬禮ノ後壇ニ登リ最敬禮ヲナス
 3. 萬 歳 三 唱
 - (知事) 天皇陛下萬歳 (全員) 萬 歳
 - (知事) 萬歳 (全員) 萬 歳
 - (知事) 萬歳 (全員) 萬 歳
 4. 知事再ビ最敬禮ヲナシ壇ヨリ降り臺下ニテ敬禮ノ後ニ步後退位置ス
- 五、奉 送
- (一) 『最敬禮』知事ニ步後退シ終ラバ總指揮者ノ『最敬禮』ノ號令ニテ一同最敬禮ヲナス
- (二) 總指揮者ノ『直レ』ノ號令ニテ直レヲナシ不動ノ姿勢ノママ御姿が見エル間奉送ス
- (三) 以後其ノ隊形ノママ靜肅ヲ保ツコト

(四) 還御ノ後函簿ガ中學校北十字路ニ至ル頃總指揮者ノ『休メ』ノ號令ニテ一同休憩ス

第十一章 御下賜金品

第一節 市及市關係者

聖上陛下には 特別大演習並地方行幸に際し御駐蹕中、特別の思召を以て、畏くも金品御下賜の旨仰出されたり。前橋市並市關係者に對し、御下賜せられたる分左の如し。

- 一、金 貳千圓 前 橋 市
- 一、金 壹 封 前橋市長 江原桂三郎
- 一、羽二重壹匹 前橋市長 江原桂三郎
- 一、金 壹 封 前橋市關係吏員一同

御沙汰を拜し、江原市長は十一月十七日午後五時三十分行在所に伺候し、群馬・栃木・埼玉各縣知事・高崎市長・桐生市長等と共に湯淺宮内大臣より傳達を受け、寵眷に感激して退下せり。右御下賜金貳千圓は、十二月十二日市會に諮り、特別會計恩賜基本財産蓄積條例を設け、毎年市費より金五百圓以上を蓄積して基本財産の増殖を計り、以て 聖恩を永遠に記念することに決し、金壹封は關係吏員職員備員一同に頒ち、優渥なる思召を拜戴せしめたり。

尚、恩賜基本財産蓄積並管理規程設定及昭和九年度前橋市恩賜基本財産歳入歳出豫算に關する市會議決書左の如し。

市 會 議 決 書

昭和九年十二月十二日議決
市會議案第六一號

恩賜基本財産蓄積並管理規程設定ノ件

恩賜基本財産蓄積並管理規程左ノ通設定セムトス

前橋市規程第 號

恩賜基本財産蓄積並管理規程

第一條 本市ハ昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸ニ際シテノ御下賜金貳千圓ヲ以テ恩賜基本財産ヲ蓄積シ特別會計ヲ設ケテ之ヲ管理ス

第二條 左ノ收入ハ之ヲ資金ニ編入ス

一、資金ヨリ生スル收入

二、毎年度市費ヨリ金五百圓以上

第三條 現金ハ郵便貯金又ハ確實ナル銀行會社ニ預入若ハ市會ノ議決ヲ經テ有價證券ノ應募買入ヲ爲シ之ヲ管理ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右修正可決

昭和九年十二月十二日議決

市會議案第六二號

昭和九年度前橋市恩賜基本財産歳入歳出豫算

歳 入	歳 入 豫 算 高
一金貳千五百貳拾參圓	
歳 出	歳 出 豫 算 高
一金貳千五百貳拾參圓	
歳入歳出差引殘金ナシ	

右可決

第二節 高齢者・軍人遺族・傷痍軍人

一、高齢者及篤行者調査

六月二十六日演習宮第八號を以て、特別大演習總務部長より「高齢者及篤行者調査方ノ件照會」に接したるにつき、先づ係員に調査區域を分擔せしめ、市内一萬六千七百五十三世帯の戶籍簿並寄留簿を調査すると共に、各區長宛左記照會を發したり。但し、縣より照會の高齡者は九十歳以上なりしも、他日の必要を見越し、八十歳以上に付調査せり。

演第一三五號

昭和九年七月三日

各 區 長 殿

宮 廷

前橋市長 江 原 桂 三 郎

高齡者及篤行者調査方ノ件照會
 標記ノ件ニ關シ特ニ必要有之候ニ付乍御多用中貴部内現住者ニシテ左記該當者調査ノ上別表ニ記入シ來ル十二日迄ニ御
 回答相成度
 追テ本調査ハ特ニ重要ノモノニ付該當者ハ洵レナキ様留意相成度申添候

- 記
 一、高齡者 數(年八十歳以上ノモノ)
 二、篤行者 (孝子・順孫・節婦・義僕ノ類)

(別表)

高齡者 調書		篤行者 調書	
本籍	住所	本籍	住所
所	所	所	所
戸主トノ 続柄	氏	氏	氏
名	名	名	名
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日

(別表)

篤行者 調書
 本籍
 住所

戸主トノ續柄

氏

生年月日 名

- 一、平素ノ行狀及履歴
 イ、性質、品行 ロ、行狀 ハ、賞罰(學校以外ノ賞狀ハ其ノ寫ヲ添付ノコト) ニ、學業 ホ、職業
 二、生計ノ模様
 三、德行ノ特ニ卓絶スルト認ムル點
 四、曾テ表彰セラレタル事項アラハ其ノ事項
 五、其ノ他參考ト爲ルヘキ事項
 右調査の結果九十歳以上の高齡者十一人は七月二十六日、篤行者二人は七月二十八日、孰れも縣に回答せり。

二、軍人遺族調査

六月七日本縣學務部長より「戦傷公病死者遺族調査ノ件」左記の通照會ありたるに付、八月二日各區長宛通牒を發し調
 査方を依頼せし外、係員を督勵して詳細なる調査を遂げ、別記の如く本縣學務部長宛回答せり。

(社兵)

昭和九年六月七日

市町村長殿

宮 廷

學 務 部 長

二五七

戦傷公病死者遺族調査ノ件

本年十一月陸軍特別大演習施行ニ付標記之件調査方其ノ筋ヨリ照會有之候ニ付テハ左記事項取調ノ上來ル八月末日迄ニ回報相成度

記

一、戦死シ戦闘ニ因ル負傷ノ爲死歿シ、公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ死歿又ハ戦地ニ於テ若ハ公務旅行中流行病ニ罹リ死歿シタル軍人遺族ノ戸數

二、戦闘及戦時平時ニ拘ラス公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ不具瘵疾トナリタル軍人ノ人員

調査ニ關スル備考

第一ニ關スルモノ

一、戦死、戦傷等總テ佐賀役以降ノ分ヲ調査スルコト

二、軍屬、軍隊附庸人、看護婦、通譯、巡查等ニシテ靖國神社ニ合祀セラレタル者ノ遺族ハ戦死病歿軍人遺族ト同様ニ調査スルコト

三、遺族ノ範圍及順位ハ左ノ通トス

寡婦、孤兒、父母、祖父母、孫、兄弟、姉妹

四、遺族ハ同一戸籍内ニ在ル者ニ限り且其ノ先順位者ノミヲ調査スルコト

五、一家二人以上戦死者アルトキハ各別ノ遺族アル場合ニ限り別戸トシテ取扱フコト

第二ニ關スルモノ

不具瘵疾軍人ハ増加恩給ヲ受ケタル者及傷病賜金又ハ賑恤金ヲ受ケタル者、軍人傷痍記章令附則第三項ニ依リ軍人傷痍記章ヲ授與セラレタル者ニ就キ調査スルコト

演發第一九三號

昭和九年九月五日

群馬縣學務部長殿

前 橋 市 長

戦傷公病死者遺族調査ノ件回答

本年六月七日付(社兵)御通牒標記ノ件左記ノ通ニ有之候

記

一、戦死シ戦闘ニ因ル負傷ノ爲死歿シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ死歿又ハ戦地ニ於テ若ハ公務旅行中流行病ニ罹リ死歿シタル軍人遺族ノ戸數 四十九戸

二、戦闘及戦時平時ニ拘ラス公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ不具瘵疾トナリタル軍人ノ人員 三十四人

三、傷痍軍人調査

本調査に關しては、第六篇第二章第二節に記載せるを以て省略す。

四、御紋葉傳達準備

宮 廷

演宮第四〇號

昭和九年十月二十日

市 町 村 長 殿

總 務 部 長

御紋葉傳達ニ關スル件通牒

昭和九年陸軍特別大演習舉行ニ際シ貴部内ニ在住スル左記ノ者ニ對シ以思召御紋章入御菓子下賜可相成旨御沙汰有之候ニ就テハ右交付可致候條來ル十一月二日午後一時前橋市群馬會館ニ出頭相成度此段及通牒候也
追而拜受者ニ對スル傳達方ニ關シテハ別紙心得參照ノ上貴職ニ於テ可然御取計相成度申添候

記

- 一、戰死、戰鬪ニ因ル負傷ノ爲死歿シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ死歿シ又ハ戰地ニ於テ若クハ公務旅行中流
行病ニ罹リ死歿シタル軍人遺族(一戸毎ニ下賜)
- 二、戰鬪及戰時平時ニ拘ハラヌ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ不具癡疾トナリタル軍人
- 三、九十歳以上ノ高齢者
- 四、篤行者

御紋葉傳達ニ關スル市町村長心得

- 一、取扱保管ハ特ニ注意シ萬遺漏ナキヲ期スルコト
- 二、傳達式ハ十一月十四日市町村内適當ナル場所ヲ選定シ嚴肅ニ之ヲ行フコト

- 三、傳達式ニ本人自ラ出頭シ能ハサル事情アルトキハ相當ノ代理人ヲ出頭拜受セシムルコト
- 四、拜受者ノ服裝ハ不敬ニ互ラサル様豫メ注意シ置クコト
- 五、傳達了シタルトキハ拜受者ヲシテ交付ノ名簿ニ捺印セシメ直ニ當廳内陸軍特別大演習總務部宮廷係長宛提出ノコト
- 六、交付名簿ニ登載シアル者ト雖傳達日ノ前日迄(十一月十三日)ニ異動ヲ生シタル者アル場合ハ傳達セサルコト
- 七、前項該當者ハ名簿中備考欄ニ異動ノ月日並事由ヲ記載シ御紋葉及傳達書ハ返送ノコト
- 八、傳達書ニハ拜受者ノ氏名記入ノ上交付シ餘部ハ返送ノコト

本縣總務部長より右通牒に接したるを以て、十一月二日群馬會館に出頭し、御紋葉の交付を受けたり。依て左記により區長を経て各本人に對し、御下賜品傳達式舉行の旨を通達すると共に、參列者として市會議員・區長・在郷軍人會聯合分會長・教育會長・商工會議所會頭等に別記案内狀を發送せり。

尙、八十歳以上の高齢者たる故を以て、特に 聖駕奉拜の光榮に浴したる者に對し、御下賜品傳達後本市より記念とし別記贈呈狀に添へ九十歳以上の者には木杯三ツ組一組、八十歳以上の者には木杯一箇を贈呈して、慶祝の意を表せり。

演發第四九六號

昭和九年十一月六日

各 區 長 宛

前 橋 市 長

今回陸軍特別大演習舉行ニ際シ九十歳以上ノ高齢者・傷痍軍人及戦病死者遺族ニ對シ以思召御紋葉御下賜相成候ニ付本月十四日之カ傳達可致尙右傳達ト同時ニ滿八十歳以上ノ高齢者ニ對シテハ市ヨリ記念木杯ヲ贈呈可致候ニ就テハ貴區内該當者ニ對シ右通知書別封及送付候條御交付相成度
 追テ十一月十三日迄ニ異動ヲ生シタル者ニ對シテハ傳達又ハ贈呈無之儀ニ付該當者ニ異動アリタルトキハ速カニ其ノ事由御報告相成度

(通知狀)

來ル十一月十四日午後三時市公園臨江閣別館ニ於テ御下賜品傳達並市記念品贈呈可致候條左記御承知ノ上御出席相成度此段御通知申上候

昭和九年十一月六日
 拜 受 者 宛

前 橋 市 長

記

- 一、本人出頭シ得サル場合ハ代人出頭セラレタキコト
- 一、印鑑携帯ノコト
- 一、高齢者ニハ可成付添人ヲ付セラレタキコト
- 一、服装ハ可成紋付羽織袴等着用ノコト
- 一、本通知狀ハ必ス持參シ受付係ニ差出スコト

(案内狀)

謹啓來ル十一月十四日午後三時市公園臨江閣別館ニ於テ御下賜品傳達並市記念品贈呈式舉行致候條御參列相成度御案内申上候 敬具

昭和九年十一月六日
 參 列 者 宛

前 橋 市 長

(贈呈狀様式)(九十歳以上の高齢者には括弧内の文字を記入す)

何 某 殿
 齡

陸軍特別大演習並地方行幸ニ際シ高齢者ノ故ヲ以テ特別奉拜(並御下賜品拜受)ノ光榮ニ浴セラレタル記念トシ茲ニ木杯一箇(一組)ヲ贈呈シ慶祝ノ意ヲ表ス

昭和九年十一月十四日

前 橋 市 長 江 原 桂 三 郎

第三節 傳達式及其の光榮者

十一月十四日午後三時より公園臨江閣別館に於て、高齢者八人、戦傷公病死者遺族三十九人、傷痍軍人三十七人に對する、御紋葉の傳達並八十歳以上の高齢者二百四十一人に對する、市記念杯の贈呈式を舉行せり。式の次第、知事傳達書、市長式辭及各光榮者の氏名等左の如し。

御紋菓傳達並市記念杯贈呈式次第

- 一、一同著席
- 一、開式ノ辭
- 一、式辭
- 一、御下賜品傳達
- 一、市記念品贈呈
- 一、閉式ノ辭

傳達書

何 某

今般陸軍特別大演習施行ニ付以思召御菓子下賜相成候ニ付右傳達ス

昭和九年十一月十四日

群馬縣知事 金澤正雄

市長式辭

天皇陛下ニハ陸軍特別大演習御統監ノ爲去ル十日本市ニ行幸遊サレマシテ以來 親シク演習ヲ御統裁アラセラレ又本日

(傳達書様式)

ハ莊重極リナキ觀兵式ヲ行ハセラレマシタ後朝野ノ群臣ヲ召サレ御賜饌ノ儀ヲ舉ケサセラレタノテアリマスカ更ニ高齡者・傷痍軍人・戰病歿軍人遺族各位ニ對シ特ニ有難キ思召ニ依リ御下賜品ノ御恩命カ御座イマシタ依テ茲ニ其傳達ニ併セ高齡者ニ對スル本市記念品贈呈式ヲ舉行スルニ方リマシテ一言祝意ヲ開陳スルハ洵ニ欣快トスル所テアリマス意ヒマスルニ輓近世運ノ推移ニ伴ヒ世道人心ハ漸ク弛廢イタシマシテ動モスレハ自己ノ本分ヲ忘レ國體ニ背キ國情ニ悖ルノ行爲アルモノモ決シテ絶無ト申サレマセヌコトハ頗ル遺憾トスル所テアリマス然ルニ各位ニ於カレテハ吾カ建國ノ精神ト國體ト本義トヲ體得セラレマシテ克ク自己ノ本分ヲ守リ盡忠報國ノ赤誠ヲ捧ケテ或ハ名譽ノ戰傷ヲ負ハレ或ハ御家庭ノ方カ壯烈ナル戰死ヲ遂ケ若ハ御奉公ノ爲ニ病歿セラレ或ハ保健衛生ニ留意シテ長壽ヲ保タルル等全ク衆人ノ模範トスヘキモノテアリマスコトハ平素尊敬措ク能ハサル所テアリマス今次各位ノ芳績カ畏クモ 天聽ニ達シ格別ノ御恩惠ニ浴セラレマシタコトハ深く御喜ヒ申上ル所テアリマシテ之レ嘗ニ各位ノ名譽御家門ノ光榮ノミナラス又以テ本市ノ名譽テアリ光榮トスル所テアリマス願テ 陛下ノ大御心ヲ拜察スルニ山高キ御仁徳ト海深キ御慈愛トニハ唯感激ノ一語アルノミテアリマス尙此ノ機會ニ本市ニ於キマシテハ高齡者各位ニ對シ 陛下御駐轡ノ恩寵ヲ永遠ニ銘肝スル爲記念品ヲ贈呈シ以テ慶祝ノ意ヲ表スル次第テアリマス

冀クハ時向寒ノ砌各位ニハ折角加餐攝養セラレテ其ノ天壽ヲ全ウシ長キ 御聖旨ニ報イ奉ルト共ニ今回ノ御喜悅ヲ子女孫々ニ御傳ヘ下サラムコトヲ切望スル次第テアリマス聊カ所懐ヲ申述ヘマシテ開式ノ辭ト致シマス

昭和九年十一月十四日 前橋市長 江原桂三郎

光榮者氏名

一、高齡者 (八人)

宮廷

住所	氏名	生年月日	年	月	日	年齢
岩神町一八〇	松川 小	天保一〇、四、一	九	六	九	六
立川町二二三	三品 小	同 一、二、二〇	九	五	五	五
榎川町三八	萩原 三	同 一、三、四	九	五	五	五
立川町九	藤井 藤	同 一、九、六	九	五	五	五
萱町五四	鈴木 鈴	同 一、四、一〇、七	九	二	二	二
一毛町二九〇	濱木 濱	弘化元年、一、一五	九	九	九	九
南曲輪町二七	濱谷 濱	同 二、七、一八	九	〇	〇	〇
小柳町二六	谷 谷	同 二、九、一五	九	〇	〇	〇

一、戦傷公病死者遺族 (三十九人)

遺族住所	遺族氏名	死年月日	死因	死役場所	死役兵種官等級
百軒町二〇六	鷺田 福松	明治一〇、五、二〇	戦死	肥後ノ國水俣口切通	召集巡查
高田町九七	大須賀 四郎多	同 一〇、五、二六	同	同	召集巡查
曲輪町四一	澤兼 三郎	同 一八、三、三一	同	同	歩兵一等兵
榮町一	大屋 ちか	同 一八、六、六	同	澎湖	歩兵一等兵
芳町三七	田中 庫之助	同 一八、一、二	同	臺灣大甲兵站病院	軍屬
榎町一三	田村 彌平	同 三〇、六、一五	同	臺灣衛戍病院基隆分院	歩兵二等兵
一毛町一七五	深澤 光之助	同 三〇、一、三〇	戦死	二〇三高地	歩兵上等兵
石川町三二	清水 ひさ	同 三三、三、四	同	奉天省姚家屯	三等軍醫正

住所	氏名	生年月日	年	月	日	年齢
田中町六九	佐藤 小	同 三三、五、二〇	同	同	同	同
南曲輪町五八	小曾 根甚八	同 三三、五、二六	同	同	同	同
百軒町一三八	長谷川 長藏	同 三三、五、二六	同	同	同	同
六供八四	野口 ちか	同 三三、五、二六	同	同	同	同
一毛町二二八	高橋 きん	同 三三、八、二	同	同	同	同
百軒町二二五	大橋 正孝	同 三三、九、二八	同	同	同	同
連雀町八	金子 斌	同 三三、一、二〇	同	同	同	同
諏訪町四八	五十嵐 慶三郎	同 三三、一、二六	同	同	同	同
岩神町二三八	高井 系	同 三三、一、二六	同	同	同	同
曲輪町二四	鹽原 志	同 三三、一、二四	同	同	同	同
國領町二四	品川 志	同 三三、一、二七	同	同	同	同
天川原七八	太田 金次郎	同 三三、一、三	同	同	同	同
六供八七	萩原 喜之七	同 三三、一、三	同	同	同	同
才川町九〇	阿部 與平	同 三三、一、八	同	同	同	同
萩町二四七	原田 よし	同 三三、一、八	同	同	同	同
前代田三八	渡邊 常吉	同 三三、一、九	同	同	同	同
向町九	立野 龜吉	同 三三、一、九	同	同	同	同
横山町三〇	森川 均	同 三三、一、九	同	同	同	同
田町三三	福田 均四郎	同 三三、一、〇	同	同	同	同
高田町一九五	宮木 やす	同 三三、一、〇	同	同	同	同
才川町一九五	長谷川 錦也	同 三三、一、一	同	同	同	同

國領町四八	寡婦	中根	明治三八、三、一一	病死	盛京省道義屯兵站病院	砲兵軍曹
一毛町三四	兄	大庭昌吉	同三八、八、一一	同	盛京省外山驛官舎	鐵道作業局電信工
神明町四二	寡婦	有村ヨシ	同三八、二、一一	戰死	旅順赤坂山	步兵少佐
芳町一五	寡婦	近藤マツ	同三九、九、二七	病死	自宅療養中	步兵一等兵
小柳町二八	父	峰岸久一郎	同三八、一〇、二四	同	後自宅ニ於テ	步兵二等兵
清王寺町三一五	寡婦	三森ミネ	同九、一、四	戰死	ツルナベ附近	步兵少佐
六供一〇七	父	高橋太一郎	同九、一、二七	病死	サダビヤ病院	歩兵上等兵
田中町一三〇	兄	中町熊吉	同九、四、五	戰死	ハバロフスク附近	歩兵上等兵
清王寺町三〇七	兄	宮田信久	同九、一、二八	同	黒龍洲ツナメンスコニ	歩兵上等兵
萩町九七	母	佐藤ツル	昭和八、五、一一	病死	滿洲古北江附近ニ於テ	工兵上等兵

一、傷痍軍人 (三十七人)

住所	氏名	負傷年月日	負傷ノ場所	負傷當時ノ兵種官等
天川町一三〇六	三森 鷲松	明治二八、二、二八	日清戰役(場所不明)	兵種官等
天川原八一四	佐藤 一也	同三七、五、二二	金洲南山會戰	歩兵一等兵
岩神町七四〇	池田 眞澄	同三七、八、二四	旅順會戰	歩兵大尉
岩神町六一	栗原 初太郎	同三七、八、二四	旅順會戰	歩兵軍曹
片貝町一八	吉澤 藤次郎	同三七、八、二二	清盛省水師營	歩兵二等兵
百軒町一三七	田邊 善太郎	同三七、八、二四	旅順會戰	歩兵上等兵
百軒町二〇	遠藤 勝太郎	同三七、八、二六	旅順會戰	砲兵一等兵

神明町七	藤井 順吉	同三七、一〇、一三	沙河會戰	歩兵軍曹
百軒町二四五	高橋 喜代次	同三七、一一、一二	清國遼陽兵站病院	一等看護兵
萩町二八一	野村 幸八郎	同三七、一一、二八	同	歩兵一等兵
北曲輪町五〇	高畑 其治郎	同三七、一一、二九	同	歩兵上等兵
紅雲町三三四	黒田 幸八郎	同三七、一二、二八	同	歩兵一等兵
一毛町四一	吉井 孫太郎	同三八、三、一一	奉天三台子	歩兵一等兵
紅雲町三三	中村 吉次郎	同三八、三、一一	同	砲兵伍長
小柳町五七	篠田 與太郎	同三八、三、二二	同	歩兵伍長
立川町一六	本田 武之郎	同三八、三、三三	奉天會戰	歩兵二等兵
連雀町七	加藤 元親	同三八、三、三三	奉天附近	歩兵二等兵
國領町三三二	平石 福治郎	同三八、三、三三	奉天附近	歩兵上等兵
神明町三七	大谷 五郎	同三八、三、三三	奉天附近	歩兵二等兵
清王寺町四一九	横田 春吉	同三八、三、三三	奉天附近	歩兵一等兵
岩神町六三	小嶋 仲造	同三八、三、三三	同	特務兵
清王寺町二九七	杉山 欽治	同三八、三、三三	日露戰役(場所不明)	砲兵一等兵
紅雲町二〇	笹岡 欽吉	同三八、三、三三	開原兵站病院	歩兵一等兵
新町六	吉田 新太郎	同三八、三、三三	水師營	騎兵二等兵
國領町三三三	伊藤 春助	同三八、三、三三	騎兵第九聯隊	歩兵上等兵
六供四四五	牛島 勝義	同三八、三、三三	黒龍洲	歩兵一等兵
前代田二四九	望月 周平	同三八、三、三三	ツナメンスコニ	歩兵一等兵
百軒町七三	岩崎 七五郎	同三八、三、三三	イルコチビ附近	歩兵一等兵

宮	天川町一、四三七	村山志やう	安政	二、一一、二二	八	〇
	新町三	宮島ウタ	同	二、一一、二八	八	〇
	清王寺町一	春山せかん	同	二、一一、二九	八	〇
	前代田七六	田川りか	同	二、一一、七	八	〇
	清王寺町二八五	中島藤次郎	同	二、一一、二〇	八	〇
	細ヶ澤町三〇	江頭眞吉	同	二、一一、二七	八	〇

二八二

第四節 市長・市會議長御禮言上

天皇陛下には、陸軍特別大演習御統裁並地方行幸の爲、本市に御駐蹕遊ばされ、幾多の聖澤を垂れさせ給ひしのみならず、畏くも特に御下賜金の恩榮に浴したるを以て、御還幸の翌十九日、江原市長は羽生田市會議長と共に上京、直に宮中に参内し御禮言上方の執奏を乞ひて退下し、次で閑院・秩父・賀陽の各宮家並王家に出頭して御禮を言上し、更に内閣・宮内省・内務省・陸軍省・参謀本部・其他主なる來橋貴賓を歴訪して挨拶する所ありたるが、更に左記議決書の通市會の議決を経て、御禮を言上したり。

市會議決書

昭和九年十二月七日議決

市會議案號外

御下賜金御禮書捧呈ノ件

昭和九年十一月畏クモ

天皇陛下ニハ陸軍特別大演習並地方行幸ノ爲本市ニ御駐蹕遊ハサレ幾多ノ 聖恩ヲ垂レサセ給ヒ又御還幸ニ際シ特ニ御

下賜金ヲ賜フ

天恩ノ宏大洵ニ恐懼感激ニ堪ヘス茲ニ市會ノ議決ヲ經謹ミテ御禮申上奉ル

右御執奏相成度候

昭和九年十二月七日

前橋市會議長 羽生 田 俊 次

宮内大臣宛

右可決

第十二章 御使御差遣

第一節 御日程

聖上陛下には、本市に御駐蹕九開日 親しく大演習を御統監遊ばされし後、地方行幸仰出され、具さに民情を問はせ給ひたるが、更に社會事業を始め産業・教育・其他各般の事業御獎勵並神社御崇敬の大御心より、左記御日程の如く本縣下のみにて、三十五箇所の多數に及びて御使を御差遣あらせられたり。此の寵命を拜したる各關係者等は孰れも 聖恩の無邊に感激し、記念すべき此光榮を契機とし、自今一層淬勵の誠を竭し以て 御仁慈の萬一に副ひ奉らむことを期したり。

宮廷

二八三

日 二 十 月 一 十		日							
面 方 市 生 桐		面							
日本絹織株式會社	桐生織物同業組合	兩毛整織株式會社	桐生機械株式會社	佐波郡青年訓練所充用赤堀實業補習學校	前橋工業學校	財團 上毛孤兒院	前橋市岩神町	午後 四時三十分 至 四時四十分 (十分)	
桐生市巴町	桐生市永樂町	桐生市三吉町	桐生市錦町	佐波郡赤堀村	前橋市岩神町	前橋市岩神町	午後 四時三十分 至 四時四十分 (十分)		
大本營午後八時四十分御發	大本營午後二時二十四分御發	午後 一時三十六分 至 一時五十分 (三十五分)	午前 十一時二十九分 至 十一時四十分 (四十分)	午前 十時四十五分 至 十一時 (三十分)	午前 九時五十分 至 十時 (十分)	大本營午後九時御發	大本營午後四時三十九分御發		

御使御差遣御日程

一 十 月 一 十		日							
方 市 橋 前		方面							
有限信用販賣組合交水社	前橋養老院	群馬縣立勢多農林學校	佛財團 法人 群馬縣 保險會	群馬縣立前橋高等女學校	社團 前橋積善會	群馬縣立盲啞學校	御使御差遣箇所	大本營午前九時三十分御發	
前橋市榮町	勢多郡桂萱村	勢多郡桂萱村	前橋市紅雲町	前橋市紅雲町	前橋市前代田	前橋市市之坪	所在地	大本營午前九時三十分御發	
午後三時三十九分 (三十五分)	午後二時四十分 (二十分)	午後二時三十七分 (三十分)	午前十一時二十七分 (十五分)	午前十一時三十五分 (三十分)	午前十時三十三分 (二十五分)	午前九時三十六分 (三十分)	御發著時間		
		御畫食					備考		

月 一 十			日 五 十					
吾 及 市 崎 高			面 方 郡 馬 群 及 市 崎 高			面 方 郡 樂 甘 北		
保 證 責 任 生 絲 販 賣 組 合 確 水 社	高 崎 板 紙 株 式 會 社	高 崎 中 央 尋 常 高 等 小 學 校		高 崎 陸 軍 墓 地	岩 鼻 火 藥 製 造 所		有 限 責 任 生 絲 販 賣 組 合 仁 田 會	保 證 責 任 生 絲 販 賣 組 合 甘 樂 社
高 崎 市 八 島 町	高 崎 市 八 島 町	高 崎 市 常 盤 町		高 崎 市 若 松 町	群 馬 郡 岩 鼻 村		北 甘 樂 郡 富 岡 町	北 甘 樂 郡 富 岡 町
午 前 九 時 三 十 分 (三 十 分)	午 前 八 時 五 十 五 分 (三 十 分)	午 前 八 時 四 十 八 分 (三 十 分)	行 在 所 午 前 八 時 御 發	午 後 二 時 三 十 分 (二 十 分)	午 後 一 時 五 十 三 分 (三 十 分)	行 在 所 午 後 一 時 御 發	午 後 二 時 三 十 六 分 (三 十 分)	午 後 一 時 四 十 分 (三 十 分)

月 一 十			日 三 十 月 一 十						
及 郡 野 多			面 方 郡 樂 邑 及 郡 田 新 郡 波 佐						
原 富 岡 製 絲 所	福 島 町 榮 養 改 善 事 業	三 名 川 貯 水 池 耕 地 整 理 組 合		邑 樂 耕 地 整 理 組 合	正 田 醬 油 株 式 會 社	縣 社 高 山 神 社	縣 社 新 田 神 社	新 田 郡 綿 打 實 業 補 習 學 校	伊 勢 崎 織 物 同 業 組 合
北 甘 樂 郡 富 岡 町	北 甘 樂 郡 福 島 町	多 野 郡 美 九 里 村		邑 樂 郡 海 老 瀨 村	邑 樂 郡 館 林 町	新 田 郡 太 田 町	新 田 郡 太 田 町	新 田 郡 綿 打 村	佐 波 郡 伊 勢 崎 町
午 後 十 一 時 三 十 七 分 (三 十 分)	午 前 十 一 時 三 十 一 分 (三 十 分)	午 前 十 時 三 十 四 分 (二 十 分)	行 在 所 午 前 九 時 三 十 分 御 發	午 後 二 時 三 十 五 分 (二 十 分)	午 後 一 時 四 十 五 分 (二 十 分)	午 後 一 時 五 十 五 分 (二 十 分)	午 後 一 時 五 十 九 分 (一 時 間)	午 前 十 時 二 十 六 分 (二 十 五 分)	午 前 九 時 四 十 七 分 (二 十 五 分)
御 晝 食							御 晝 食		

日 六 十			日 七 十 月 一 十		
面 方 郡 妻			面 方 郡 根 利 及 郡 多 勢		
吾妻郡草津町	聖バルナバ醫院	吾妻郡草津町	利根郡川場村	利根郡川場村	勢多郡北橋村
午後一時四十一分(二十分)	午後二時五十一分(二十分)	午後一時四十一分(二十分)	午後零時五十分(二十分)	午後二時五十分(二十分)	午後二時五十五分(三十分)
午後十一時三十四分(一時間)	午後十一時三十四分(一時間)	午後十一時三十四分(一時間)	午後零時五十分(二十分)	午後二時五十分(二十分)	午後二時五十五分(三十分)
御晝食	御晝食	御晝食	御晝食	御晝食	御晝食

第二節 各箇所の御模様

演地第三一號

内務部長

昭和九年十一月二日
前橋市長殿

御使御差遣ニ關スル件通牒

聖上陛下ニハ陸軍特別大演習御統監ノ爲本縣ニ御駐輦中特別ノ思召ヲ以テ貴部内左記箇所ニ對シ御使御差遣可被遊候條御了知相成度

記

- 群馬縣立盲啞學校
- 社団法人前橋積善會
- 群馬縣立前橋高等女學校
- 財団法人群馬縣佛教聯合保護會
- 有限責任販賣組合交水社
- 前橋工業學校
- 財団法人上毛孤兒院
- 前橋養老院

演地第三四號

昭和九年十一月八日

宮廷

内務部長

二八九

御使御差遣ニ關スル日取等ノ件

異ニ御通知致置候貴部内御使御差遣箇所ニ對スル御差遣日取別紙ノ通御決定相成候ニ就テハ別記御差遣ニ關スル事項御送附候條右御了知ノ上萬事遺憾ナキ様御配意相成度

別紙(省略) 前節御使御差遣御日程十一月十一日分参照)

別記 御使御差遣ニ關スル事項

侍從御差遣ニ關スル注意事項

- 一、御使ノ嚮導官ハ一人トシ御使ト同車ス
- 一、御使ニハ隨行一名隨從ス
- 一、御使御到著ノトキ御先導スルハ其ノ御差遣箇所ノ長之ヲ爲スヲ例トスルモ都合ニ依リ其ノ代理者ニテモ差支ナシ
- 一、御使御迎送ノ爲多數ノ人員整列セラルルハ隨意ナルモ常態ヲ觀察セシメラルルヲ目的トスルモノナルカ故其ノ趣旨ニ副フ様セラレ度又建物ハ手入又ハ消毒等スルニ及ハス
- 一、御使先ニ於テ食事ヲ爲ス場合ニハ可成時間ヲ短縮スル方法ヲ取ラレ度
- 一、記念寫眞ヲ撮影セラルルハ差支ナキモ宣傳廣告等ニ利用セサル様セラレ度
- 一、御使ニ對シ講演揮毫等ヲ求メラルルコト無キ様致サレ度
- 一、御使ニ對シ寄贈品土産物等ヲ贈ラルルコト無キ様致サレ度
- 一、嚮導官ノ服裝ハ「フロックコート」又ハ「モーニングコート」帽子ハ絹帽又ハ山高帽トス

御使御差遣ニ關スル打合事項

- 神社ノ御参拜ノ場合
- 會社・工場・學校其ノ他御視察ノ場合
- 侍從御休憩室(正室)設備圖例
- 御使御差遣ニ對シ茶菓食事ヲ供セラルル場合ノ心得(以上省略)

右通牒に接したるを以て、本市に於ては各關係箇所ニ奉迎送の任に當るべき市會議員を配し、夫れぞれ遺憾なき手配をなせり。而して當日此の恩命を拜受せる各關係箇所、大體の御模様は左記の如し。

一、群馬縣立盲啞學校

(前橋市市ノ坪)

御使久松定孝侍從には、小池雇員を隨從せられ嚮導官中里農林技師と御同車、後閑農林技手、鈴木警部補先驅の下に午前九時四十五分大本營御發、同五十五分本校に御到著あり。學校長、職員及生徒代表は玄關前にて御迎へ申上げ、學校長御先導にて階上御休憩室に入らせらる。嚮導官の紹介により學校長は御挨拶申上げ伺候者名簿を奉呈して、小島、片岡兩教諭を御紹介申上げたり。次で別記校務の概況を言上し、夫れより學校長御先導御説明の下に、左記授業を御巡覽あらせられたり。

科 目	生 徒 兒 童	指 導 者
鍼 按 實 習	盲部中等部四年生	栗原教諭 小川教諭 金子教諭

筆 曲 練 習	盲部 女生	山崎囑託
讀 話 練 習	聾啞部初等部一年生	深美訓導
聽 話 練 習	聾啞部初等部五、六年殘聽生	萩原教諭
合 同 發 表	聾啞部初等部二年生以上	木部教諭 八木訓導
合 同 體 操	盲部聾啞部合同	片岡教諭
國 語	盲部初等部四、五年生	鈴木教諭

更に成績品陳列室に於て、作文・習字・圖畫・裁縫・手工藝品等約百點參考品數十點を御巡覽後、再び御休憩室に御案内申上げむとせし時「本校生徒の健康状態」につき、次で御休憩室に於ては「啞同志の話は如何にするか」との御下問あり。斯くて御少憩の後午前十時三十分學校長御先導、職員、生徒、兒童奉送裡に御出發社團法人前橋積善會に向はせられたり。

尙、特に御許容を願ひて、合同體操の御巡覽中及玄關前に於て御撮影申上げたり。

校 務 概 況 言 上

(校長 正六位 倉 林 佐 市)

謹ンデ本校教育ノ概況ヲ言上致シマス

本校ハ昭和二年四月縣立トシテ創立サレタモノデ御座イマシテ本校創立ニ際シ廢校サレマシタ私立前橋盲學校私立桐生

盲學校私立高崎聾啞學校ノ生徒兒童ヲ繼承シタモノデ御座イマス三校中最モ古イ歴史ヲ持つテ居リマス前橋盲學校ハ明治三十八年九月日露戰爭ニ於ケル失明軍人ニ職ヲ與ヘルタメ上野教育會附屬訓盲所トシテ創立サレタモノデアリマシテ翌三十九年十一月十一日ニハ罷ニ故乃木大將閣下ノ御來校御慰問ヲイタゲイタ名譽ノ歴史ヲ持つテ居リマス
 現校舍ハ昭和二年六月完成シタモノデアリマシテ盲部ト聾啞部ト併置致シテ居リマス盲部ハ初等部二學級三十名中等部四學級四十名計七十名ノ定員ニ對シ現在五十四名在學致シテ居リマス初等部ハ事物ノ直觀ト點字指導トヲ基礎ト致シマシテ六箇年ノ普通教育ヲ施シテ居リマス中等部ハ修業年限四箇年ノ鍼灸按摩マツサージ等ノ技術ヲ修得サセ職業意識ノ陶冶ニ留意致シマシテ將來獨立自活シ得ル道ヲ得サセル外或ハ音樂趣味ヲ養ヒ或ハ宗教的情操ヲ陶冶致シマシテ兎モスレバ陥リ易イ悲觀退嬰ノ思想ヲ退ケ快活進取ノ氣風ヲ作興スルコトニ努力致シテ居リマス聾啞部ハ修業年限六箇年ノ初等部ダケヲ置キマシテ六學級定員九十名ニ對シ現在八十名在學致シテ居リマス教育ハ専ラ口話法ニヨリマシテ或ハ殘聽ヲ利用シ或ハ「リズム」訓練ヲ行ヒ讀話ト發話トニ習熟サセ言語指導ヲ中心トシテ普通教育ヲ施シテ居リマスガ尙聽覺ノ失官ニ伴フ精神の缺陷ヲ補フコトニモ大ニ意ヲ用ヒテ居リマス
 本校教育ノ方針ト致シマシテハ盲學校及聾啞學校令ニ基イテ國民精神ノ涵養ト生徒各自ノ實際生活ニ即シタ教育ヲ施スコトニ努メテ居リマスガ盲部聾啞部共ニ兎角不健康ノ者ガ多イタメ全校生徒兒童ノ榮養給食竝ニ日光浴等ヲ實施致シマシテ只管健康ノ増進ニ努メテ居リマス

現在生徒兒童總數百三十四名ノ中三十四名ヲ寄宿舎ニ收容致シテ居リマスガ又家庭貧困ノタメ縣費ニヨツテ學資ノ補助ヲ受ケテ居リマスモノガ四十名御座イマス

卒業生ハ盲部初等部三十八名中等部三十五名聾啞部五十四名合計百二十七名デ御座イマス

職員ハ校長以下二十一名デアリマシテ一致協力只管幸薄キ子等ノ生涯ノ伴侶トナリ以テ 聖恩ノ萬一ニ報イ奉リタイト

努メテ居リマス

以上甚簡單デ御座イマスガ本校教育ノ概況ヲ言上致シタ次第デアリマス

二、社團前橋積善會

(前橋市前代田)

群馬縣立盲啞學校の御巡視を終らせられたる御使久松侍從御一行は、午前十時三十一分社團法人前橋積善會經營既橋病院に御到着、理事長・各理事・各監事・院長・及前橋市助役・市會議員・其の他關係者多數の感激に滿ちたる奉迎を受けさせられ、理事長御先導にて御休憩室に入らせらる。中里嚮導官の御紹介に依り理事長は御挨拶申上げ、前橋市助役堀康雄・本會理事田中佐吉・青柳興範・深町富八・高維頼寛・後藤仙鳳・監事木村二郎・加藤立成・院長前田忠重等の伺候を受けさせられ、次で理事長は別記事業の概況を言上したるに、御熱心に御聴取を給ひ、夫れより理事長御先導にて院内を御視察、親しく患者を御慰問遊ばされたり。當時病室は滿員にして、或は喧騒を來すやも保し難かりし爲深く之を憂慮したるに、幸にも極めて靜肅に且つ御使に對し鄭重に頭を垂れたるは、精神異狀者と雖 聖澤の優渥に感激せるものの如く看取せられたり。斯くて再び御休憩室に於て御少憩の後、記念寫眞拜寫の御許しあり、午前十時四十七分一同の奉送裡に、群馬縣立前橋高等女學校に向ひ御發あらせられたり。

事業概況言上

(理事長 滝澤 徳 全)

謹ミテ御禮ト事業概況ヲ言上致シマス
聖上陛下ニハ陸軍特別大演習御統監ノ爲本縣ニ御駐紮中社團事業御獎勵ノ 御恩召ヲ以テ特ニ我社團法人前橋積善會へ御使御差遣ヲ蒙リマシタ事ハ聖旨ノ宏大無邊ナルコト唯々恐懼感激ニ堪ヘザル所デ御座イマス

社團法人前橋積善會ハ明治十三年四月前橋市内ノ僧侶數名ガ相寄りマシテ鯨寡孤獨ノ救恤ヲ行ヒマシタノガ濫觴デアリマス爾來綿々トシテ繼續致シ明治三十五年前橋各宗協會ノ管理ニ任シタノデ御座イマス同卅七年一月組織ヲ改メマシテ市内各宗寺院及ビ有志ノ共同事業ト致シマシテ前橋市ノ醫師藥劑師協力ノ下ニ専ラ施藥治療ニ努メテ居ツタノデアリマス明治四十四年ニ實費診療ヲ始メマシタガ大正元年十一月廢止致シマシテ濟生會ノ委託ヲ受ケ治療事業ヲ始メマシテ同六年四月ニハ濟生會委託患者收容ヲモ行ヒマシテ同十二年十二月ヨリ前橋市行旅病者ノ收容並精神病者ノ收容監護ヲ開始致シマシタ更ニ同十二年七月割引診療ヲ始メマシタノデアリマス昭和二年四月組織ヲ社團法人ニ改メマシテ精神病院ノ建設ニ著手致シマシタ資金五萬圓ヲ以テ翌年六月開院致シタノデ御座イマス同時ニ實費診療ヲ始メマシテ今日ニ至リマシタ精神病院ハ其ノ利用者ガ年々増加致シマシテ其後數回増築致シマシタガ尙狹隘ヲ告グルニ至リマシタノデ更ニ本年三月市外桂萱村江木ニ分院ノ建設ニ著手致シマシテ十月六日病舎ハ一部竣工致シマシタノデ取り敢ヘズ患者ノ收容ヲ始メマシテ他ノ工事ヲ急イデ居ル次第デ御座イマス是レヲ要約シマスト當前橋積善會ハ現在既橋診療所既橋病院及ビ江木分院ヲ經營シテ居ルノデアリマシテ既橋診療所ニ於テハ濟生會委託患者前橋市ノ行旅病者並ニ普通病者ノ收容ヲ致シ尙同時ニ實費診療及ビ無料診療ヲ致シテ居リマス既橋病院及ビ江木分院ニ於キマシテハ専ラ精神病者ノ監護治療並ニ外來診療ヲ行ツテ居リマス

設備ハ敷地本院分院併セマシテ一萬二千二百二十九坪デアリマシテ建物ハ三十九棟坪數一千三百三十一坪三合四勺デ御座イマス
會員ハ現在八百九十二人御座イマシテ毎月所定ノ會費ヲ釀出サレテ居リマス役員ハ理事長一人理事六人監事二人評議員十九人アリマシテ報酬手當ハナク専心會務ニ奉仕シテ居ルノデ御座イマス
從業員ハ院長一人分院長一人副院長二人醫員一人主事一人事務員六人藥劑師一人看護人五十一人其他十二人全部七十六

人デ御座イマス

最近一ケ年間ノ事業成績ハ行旅病者濟生會委託患者普通患者ノ入院實人員一百七十三人實費診療人員四百二十二入其施療金額ハ金六千參百拾貳圓五錢ヲ要シテ居リ精神病者入院實人員一千九百六十三人精神病者外來患者二百九十人其ノ中無料ト減額施療人員ガ二百六十三人御座イマス
以上ハ本會ノ概況デ御座イマシテ本日此ノ光榮ニ對シ奉リ役員會員職員一同一層協力一致シマシテ 皇恩ニ奉答スル覺悟デ御座イマス

三、群馬縣立前橋高等女學校

(前橋市紅雲町)

御使久松侍從には、社団法人前橋積善會經營厩橋病院御發午前十時四十八分本校に御著あらせらる。校門内には職員生徒整列して奉迎申上げ、學校長の御先導にて御休憩室に入らせられ、學校長以下上原・森野・高橋の各奏任待遇教諭の御挨拶を受けさせられ、直に學校長より別記校務概況の言上を御聴取あり、御少憩の後學校長の御案内にて、上原教諭擔任第四學年一組の「國語」、岡田教諭擔任第三學年二組の「家事」の各授業を御覽あり、次で生徒の製作せる各種成績品につき學校長御説明申上げ、「ペンテックス」にて皿に模様を繪きたるものにつき御下問ありて後、運動場に於ける石原教諭擔任第二學年の「體操」を御覽あり、此處にて御撮影を請ひ、夫れより玄關にて職員一同と共に御寫眞撮影の御許しあり、午第十一時十七分職員生徒奉送裡に、財團法人群馬縣佛敎聯合保護會に向はせられたり。

校務概況言上

(校長從五位 鈴木勇次郎)

謹ンデ本校ノ概況ヲ言上致シマス

本校ハ明治四十三年三月前橋市立高等女學校トシテ其ノ設置ヲ認可セラレマシテ翌四月假校舍ヲ本市北曲輪町ニアリマス所ノ皇典講究所ニ置キマシタ而シテ四月二十三日教育ニ關スル勅語謄本ヲ下賜セラレマシタカクイタシマシテ四月二十五日ニ開校式ヲ舉行致シマシテ爾來此ノ日ヲ以テ開校記念日ト定メテ居リマス同四十五年四月縣立ニ移管ニナリマシテ群馬縣立前橋高等女學校ト改稱セラレマシタ大正二年三月現在ノ此ノ位置ニ新築移轉致シマシタ其ノ間古建物ヲ利用シテ二回ホド移轉ノコトガアリマシタ

同四年十月二十九日

天皇陛下御眞影ヲ下賜セラレマシタ

同五年十月二十八日

皇后陛下御眞影ヲ下賜セラレマシタ

同六年四月補習科ヲ設ケマシタガ同十四年三月之ヲ廢止致シマシタ

昭和三年十月四日

天皇陛下皇后陛下御眞影ヲ下賜セラレマシタ

同六年一月二十一日

天皇陛下皇后陛下御眞影ヲ奉還シ同二十二日新ニ 兩陛下御眞影ヲ下賜セラレマシタ

次ニ本校ニ於ケル教育ノ方針ヲ申シ上ゲマス

一般の方針ト致シマシテ教育ニ關スル勅語ノ 聖旨ヲ奉體イタシマシテ我が國ノ歴史我が萬邦無比ノ國體ヲ正シク理解シマシテ我が國民道德ノ本義ヲ明カニシ衷心之ヲ信ジテ國民タルノ責務ヲ自覺イタシ常ニ愉悅ト感激トヲ以テ至誠事ニ從フ所ノ忠良圓滿ナル人物ヲ養成センコトヲ期シテ居ル次第デゴザイマス

次ニ現在ノ情況ニツイテ申シ上ゲマス
設備ハ校地總坪數六千四百九十三坪デアリマシテ主ナル建物ハ校舍二階建二棟平家建一棟講堂一棟寄宿舎平家建二棟デアリマス

卒業生ハ卒業回數二十二回總數二千三百十九名ニナツテ居リマス
現在ノ職員ハ校長兼教諭一名教諭十八名内含監兼任三名教諭心得一名書記ヨリ兼務教授囑託三名書記二名學校醫一名合計二十五名デゴザイマス
以上謹ンデ本校ノ概況ヲ申シ上ゲマシタ次第デゴザイマス

四、財團 群馬縣佛敎聯合保護會

(前橋市紅雲町)

群馬縣立前橋高等女學校を御發遣ばされたる御使久松侍從には、午前十一時十九分本會に御到着遊ばさる。前橋刑務所長、長谷川鐘太郎並本會役員、前橋市助役堀康雄及市會議員等は正門前にて奉迎申上げ、理事、長野溪保御先導にて御休憩室に入らせらる。中里嚮導官の御紹介に依り長野理事は御挨拶申上げ、伺候者名簿を奉呈し、同事より別記本會の事業概況を約五分間に互り言上したるに御起立のまま御聴取あり、言上終りて始めて御著席あらせらる。御少憩後長野理事御先導平野主事御隨行先づ講堂に御案内申上げたるに、御使には佛前に向ひ御拜禮あらせられ、次で客室に於て本會役員御挨拶を御受け遊ばされ、夫れより收容所、作業場等を御巡覽あり、客室前庭に整列せる被保護者に對し御會釋を賜はりたり。此處にて御寫眞を拜寫し、斯くて玄關前に於て本會役員と御同列にて、再び記念の御寫眞を撮影申上げ、一同の奉送裡に午前十一時三十三分御發、大本營に御歸還あらせられたり。

事業概況 言上

(理事 長野 溪 保)

本日茲ニ御使御差遣ヲ賜ハリマシタ事ハ我々司法保護事業ニ當ル者トシテハ寔ニ恐懼ニ堪ヘザルト共ニ又最も光榮ニ存ズル次第デゴザイマス本會ハ縣下各都市ニ各宗寺院僧侶ヲ以テ組織セル宗教宣傳及慈善事業ヲ行フ十五團體ガ時代ノ要求ニ連レ何レモ釋放者保護ノ必要ヲ感ジ會ノ事業中ニ加ヘテ互ニ相當ノ努力ヲ盡シツツアツタデアリマス其後聯絡統一ガナケレバ眞ニ成績ヲ擧グルコトガ困難デアリ又目的ヲ達シ難ク是非此統一機關ガ必要デアルコトヲ感ジマシタ茲ニ聯合保護會ノ組織ヲ見ルニ至リマシタ時ニ大正二年五月デアリマス
更ニ又事務所及被保護者收容所ノ設備ガナイ爲其必要ヲ認メマシテ大正四年一月御大典記念事業トシテ現在ノ利根川畔ニ建物ヲ設クルニ至リコレガ數地ハ前橋刑務所ノ附屬地トシテ其筋ヨリ無償貸與ヲ受ケタデアリマス
然レ共本會ハ何等資金ヲ有セス經費ハ皆各寺院ノ分擔スル所デアツテ事業ノ經營上非常ノ困難ニ遭遇シマシタガ漸次成績ヲ認メラレマシテ司法省ノ獎勵金又ハ地方廳ノ助成金ヲ受クルニ至リマシタケレ共猶到底經費ノ負擔ニ困難シ活動シ難キ状態ニアリマシタノデ基本金ヲ作ルノ必要ヲ感ジ其勸募ニ著手シタノハ大正六年デアリマシタ爾來當局者ハ幾多ノ苦心ヲ嘗メ奮闘努力ヲ重ネ縣下一千餘ノ寺院住職ハ率先シテ釀出シ地方官憲及各方面ノ援助ヲ得テ漸ク貳萬五千圓ノ募入ヲ得マシタノデ大正十一年財團法人トナリ茲ニ其ノ基礎ヲ確立シタノデアリマス而テ群馬縣知事ヲ總裁ニ前橋地方裁判所檢事正ヲ副總裁ニ前橋地方裁判所長・前橋市長・前橋刑務所長外若干名ヲ顧問ニ理事五名評議員十四名主事一名書記一名ヲ置キ會務ヲ處理致シテ居ルノデアリマス
大正十二年二月紀元ノ佳節ニ方リ辱クモ事業御獎勵ノ恩召ヲ以テ御内帑金御下賜ノ恩命ヲ蒙リ爾來毎歲コノ光榮ニ浴シテ居ルノデアリマス
次ニ本會ハ群馬縣内ニ於テ本會ト同一目的ヲ有シマスル十四各會ヲ聯合シ其聯絡統一ヲナシ縣内ニ釋放、起訴猶豫、執行

猶豫ノ爲メ歸住スル者少年法ニ依ル少年ヲ保護救済シテ良民ニ復歸セシムルヲ目的ト致シテ居ルノデアリマシテ之ガ事業ト致シマシテハ收容保護、間接保護、一時保護ノ三種ニ分ツテ居リマス

- (1) 收容保護ト申シマスルノハ釋放ニナリマシテモ歸ルニ家ナク獨立スルニ資力モ信用モナク又例令家族ガアリマシテモ相手ニシテ呉レナイト云フ様ナ人ヲ引取り保護場ニ收容シテ家族的ニ保護善導致シテ居ルノデアリマス
- (2) 間接保護ト申シマスルノハ家族又ハ親族故舊ニ於テ引取世話ヲスルコトニ交渉纏マリマシタモノヲ釋放當日出迎テ爲シ歸宅セシメテ其後時々訪問若クハ文書ナドデ訓誡ヲ加ヘ指導保護ヲイタシテ居ルノデアリマス
- (3) 一時的保護ト申シマスルノハ釋放當時歸住地ガ遠隔又ハ保護者トノ交渉ヲ纏ムル等ノ爲一時宿泊セシメたり旅費ヤ衣類不足ノ場合之レヲ補給シタリ職業ノ紹介ヲナシタリ停車場へ同伴乗車保護ヲナシタリ貧困ノモノニハ家族ノ扶助ヲ致シテ居ルノデアリマス

次ギニ本會ノ資産ト致シマシテハ基本金參萬餘圓建物什器等約壹萬餘圓デアリマシテ一ケ年ノ經費約五千餘圓ヲ要シマス
以上ガ本會ノ事業概況デゴザイマシテコノ無上ノ光榮ニ感激スルト共ニ深く其ノ責任ノ重大ナルヲ自覺致シ至誠以テ聖旨ヲ奉體シ協力一致各其任ニ勵ミ 聖旨ノ萬分ノ一二副ハン覺悟デ御座イマス
以上謹ンデ言上申上ゲマス

五、群馬縣立勢多農林學校

(勢多郡桂置村)

御使久松侍從御一行の自動車は、御豫定の如く午後二時六分本校支關に御著あらせらる。學校長以下職員・生徒及同窓會員代表者等孰れも所定の位置にて奉迎し、學校長御先導にて御休憩室に入らせらる。嚮導官の御紹介を得、學校長は同

候者名簿を奉呈し、岸本・茂木・佐藤・内田の各教諭順次伺候したる後、學校長は別記の校務概況を言上せり。次で嚮導官より校内の御巡覽を請ひ、學校長御先導にて左記の通御視察あらせられたり。

先づ化學授業は第一學年A組にして古澤教諭之を教授し、農場實習は第二第三學年生擔當し伊藤教諭之を指導せり。次で動力室に於ては第三學年生の精米及糶調製を、農産加工室に於ては「ソース」瓶詰實習を小野教師指導せり。柔道道場にては岩崎、間庭兩教師指導の「五方當」及「亂取り」、劍道道場にては上村、宇貫兩教師指導の「切返し」及「互習」の御覽を仰げり。更に歩を講堂に進められ、第三年生の「ホームズパン」製作の實演及窓下に陳列せる生徒、卒業生の生産及製作品四百十餘點を御巡覽遊ばされ、學術研究の圖表等は特に深き御關心を以て御質問遊ばさる。而して再び休憩室に入らせられて御休憩中、本校家畜の種類、水田の狀況、土質等につき専門的御下問あり、學校長之に御對へ申上げたり。御接待の微意を表する爲、本校生産の牛乳及溫室葡萄等を御饗應申上げたるに、幸にも御試食あらせらる。斯くて御豫定の三十分間を經過すること十分、午後二時四十六分一同の奉送裡に、御機嫌麗しく前橋養老院に向ひて御出發あらせられたり。尙、校庭菊花壇前及玄關前との二箇所に於て御寫眞の拜寫を請ひたるに、御許可あらせられたり。

校務概況言上

(校長從五位勳六等

石

田

彰)

天皇陛下

陸軍特別大演習御統監ノ爲錦旗ヲ上毛ノ野ニ進メサセ給フニ際シ 畏クモ本日本校ニ御使御差遣ノ光榮ヲ賜ハリマシテ小職等誠ニ感激ノ至リニ堪ヘマセヌ恭シク洪大ナル皇恩ヲ感佩シ奉リ謹ンデ本校教育ノ大要ヲ言上致シマス

本校ハ明治四十一年四月群馬縣勢多郡立農林學校トシテ呱呱ノ聲ヲ舉ゲマシタ時恰モ日露戰役ノ直後デ學國戰後ノ經營ニ孜孜タルノ際デ勢多郡ノ官民相圖リ農村ノ中堅タル可キ人材ヲ養成セントスル意圖ニ基キ設立シタモノデアリマス最

初ノ學級數三生徒定員百二十名高等小學校卒業生ヲ入學セシメ修業年限三ヶ年デアリマシタ爾來年ヲ閱スルコト二十有七年其間大正三年四月縣立ニ移管セラレ大正十年生徒定員三百名學級數六ニ増加シ年々校舍ノ増改築實習地演習林ノ擴張ヲ行フ等實ニ

聖世三代ノ惠澤ニ由リ校運年ト共ニ隆昌ニ赴キツツアリマス現在職員ハ校長以下教員十八人書記二人生徒總數三百十一人デアリマス

本校教育ノ方針ハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シ左ノ校訓ヲ標語トシテ生徒ヲ教養シテ居リマス曰ク

明ク淨ク眞面目ニ考ヘ雄々シク働ケ

是レ我日本精神ヲ表徴スル宣命文ノ「明ク淨ク直キ誠ノ心」ヲ核心トシ更ニ本縣ノ縣民性ト本校傳統ノ校風ト農業教育ノ特異性ヲ考慮シテ制定シマシタモノデ教授訓練及ビ校友會等ノ施設經營ハスベテ此校訓ノ徹底ヲ圖ルヲ目的トス而シテ生徒モ亦ヨク其使命ヲ自覺シ至誠一貫靈峰赤城ノ如キ躡手不動ノ信念ト滔々流レテ絶エザル大利根ノ如キ不斷ノ努力

ニヨリ將來獨立自營ノ進取的農林業者タランコトヲ期シテ居リマス
尙本校ノ學科及ビ實習ニ就テハ技術ノ傳習ノミナラズ經濟觀念ノ養成ニ努メ我農業ノ多角形經營ヲ必要トスル實情ニ鑑ミ普通農業ヲ主トシテ之ニ本縣ニ適スル副業科目ヲ配ス從ツテ本校ノ特色ト稱スベキモノ少ケレドモ都會ニ近接セル關係上園藝トシテ切花用ノ花卉栽培ヲモ行ヒ又文部省ノ補助ニ基ク「ホームズパン」製織肉類加工牛乳處理及ビ農林省無償拂下ノ生絲ヲ材料トスル絹毛交織地ヲ試製シテ居リマス

學校教練ニ就テハ其日常ニ於ケル實際化ニ努メ清潔整頓規律節制協同忍耐ノ諸徳ノ涵養ニ留意シ年々教練查閱射擊大會ニ於テ相當ノ成績ヲ收メテ居リマス運動競技ハ全校生徒ヲ四團ニ縱斷シテ其技ヲ競ハシメ就中劍道柔道ヲ獎勵シテ我國武士道ノ精神ヲ體得セシメ生徒ノ元氣ヲ振作鼓舞シテ居リマス

本校卒業生總數ハ一千五百六十二人ニシテ其約八割ハ郷土ニ於テ農林業ニ從事シ默々トシテ大地ニ親シミ或ハ各種地方團體ノ中堅人物トシテ農村更生ノ一路ニ精進シテ居リマス殊ニ本校卒業生ニシテ在郷軍人將校タルモノ約百二十名アリ縣内在郷將校ノ約一割ヲ占メ劍道有段者六十五名柔道有段者四十四名御座イマス學校當局ノ卒業生指導ニ就テハ通信出張召集等ニヨリ農業特ニ時代ノ要求スル副業方面ノ指導ヲ行ヒ卒業生ヲモ通ジテ地方産業ノ興隆ニ寄與シテ居リマス而シテ卒業生ハ母校愛ノ念極メテ深く塵淨財ヲ離出シテ温室奉安殿理化室講堂等ノ建築寄附ヲ行ヒ以テ母校ノ設備充實ニ貢獻シテ居リマス

時恰モ國家非常時ニシテ實業教育實施五十周年ヲ迎フル時小職辱クモ御使ニ咫尺シ聖旨ヲ奉拜シ恐懼ニ堪ヘズ自今一層奮鈍ヲ竭シテ報效ノ誠ヲ致サンコトヲ契ヒマス

六、前橋養老院

(勢多郡桂萱村)

御使久松侍從には、群馬縣立勢多農林學校御視察後午後二時五十分本院役員・職員・前橋市會議員・青年訓練所生徒・女子青年團員・婦人會員等多數の奉迎者に御會釋を賜はりつつ正門前に御著、院長の御先導にて御休憩室に御案内、嚮導官の御紹介に依り院長の御挨拶及院長の紹介に依り役員十二人の御伺候を受けさせられし後、院長は別記の事業概況を約五分間に亙りて言上せしに、御使には御起立のまま御熱心に御聴取遊ばされたり。次で院長御案内にて禮拜堂・男子室・病室・婦人室・製作品陳列所等を次第の如く御巡覽在せられ、老者病者には一々御會釋を賜はり、殊に病者に對しては御慰問の御言葉を拜し、一同 天恩の無邊に感泣せり。斯くて再び御休憩室にて御少憩、玄関前にて記念の御撮影を請ひ、關係者一同の感激に滿ちたる奉送裡に、午後三時十三分御發、交水社に向はせられたり。

事業概況言上

(院長 田邊 熊藏)

養老事業ニツキマシテハ家族制度ノ美風ニヨリ比較的其ノ必要少ナカッタノデアリマス然ルニ輓近都市ノ急激ナル發達ト經濟界ノ變化トニヨリマシテ鰥寡孤獨ニシテ寄ル邊ナキ老衰者或ハ不具者廢疾者ガ多クナツテ參リマシタ本院ハ一特志者ノ發意ニヨリ明治三十六年二月上毛慈惠會養老院ト稱シテ創メラレマシタカカル慈善事業ハ當時未ダ少ナカッタト存ジマス間モナク前橋養老院ト改メ救老事業ノ爲メ奮闘イタシマシタガ基礎確立セザルニ明治四十二年創立者ヲ失ヒマシタ爾後二代ヲ經テ大正四年一月ヨリ私ハ此事業ヲ經營スルコトニナリマシタ幸ヒ社會ノ同情ヲ得大正七年第一次ノ建築ヲナシ老衰者十名ヲ收容イタシマシタ大正十二年市內天川町ニ墓地ヲ設ケ創立以來永眠シタル靈ヲ慰メ大正十三年ニハ皇室ノ御慶事ヲ記念イタシマシテ第二次ノ建築ヲ行ヒ老衰者二十名ヲ收容イタシマシタ大正十五年ヨリハ失業救濟ニ努メ無料宿泊所ヲ設ケ只今マデ約二千名ノ宿泊者ヲ取扱ヒマシタ

昭和二年紀元ノ佳節ニ方リ恩賜財團慶福會ヨリ金壹千五百圓ノ御補助ヲ賜ハリ之ヲ基礎トシテ翌三年十月聖上陛下御即位ノ記念事業トシテ現位置ニ建築移轉イタシマシタ此處ヲ慶福館ト名ヅケマシタノモ 御聖德ヲ永久ニ讃エ奉ラント冀フ所以デアリマス

只今陸軍特別大演習行ハセラルルニ方リ親シク 聖駕ヲ御迎ヘイタシ感激ニ堪ヘザル次第デゴザイマス本院ハマタノ記念ノ病室一棟ヲ増築イタシマシタ之ヲ併セテ設備内容ハ廣サ百九十餘坪收容室十二禮拜室講堂及炊事室浴室等ヲ有ツ定員四十名ヲ容ルルヤウニナリマシタ

創立以來三十年間百九十五名ノ老衰者ヲ救助シ其內在院中死亡シタル者百十二名退院イタシタル者六十名現在ハ二十三名内男十名女十三名最高齡八十四歳デアリマス何レモ病弱又ハ貧困ヨリ救ハレ孤獨ヨリ明ルイ温イ生活ニ入り感謝シツアリマス

ツ餘生ヲ樂ンデ居リマス

在院者ニ對シテハ院長中心トナリ家族的ニ取扱ヒ各々親切ト同情トヲ以テ慰安ヲ計リ健康者ニハ夫々適當ナル仕事ヲサセマス朝夕禮拜室ニ集リ精神講話ニ「ラヂオ」ニ耳ヲ傾ケシメ時ニハ活動寫眞演藝會等ヲ催シテ娛樂ヲ與ヘ或ハ讀物ニ耽ル者モアリ靜ニ老ヲ養フテ居ルノデアリマス

病氣ニ罹リマシタ者ハ醫師ノ診斷ヲ受ケ病室ニ入りテ看護ヲ受クルノデアリマス不幸死亡シタル者ハ院內ニ於テ鄭重ナル葬儀ヲ營ミ毎年三回追悼會ヲ營ミソノ冥福ヲ祈ルノデアリマス

本院ノ經費ハ一ヶ年約四千圓ヲ要シマシテ官廳ノ補助金壹千圓救護費七百圓後援會費壹千圓寄附金壹千圓其他參百圓デアリマス

長クモ皇室ニ於カセラレマシテハ昭和三年二月以降年々御内帑ヲ賜リ昭和五年十二月ニハ特ニ 皇后陛下ヨリノ御下賜金ヲモ拜受イタシマシタコトハ有リ難キ極ミデアリマス更ニ昭和六年四月ニハ本事業ヲ代表スル私ヲ觀櫻御會ニ御召ヲ蒙リマシタコトモ思合セマシテ 聖恩ノ優渥ナル恐懼ニ堪ヘザルトコロデアリマス當事者一層淬勵ノ誠ヲ竭シテ御思召ニ御答ヘ奉ラン事ヲ期スル次第御座イマス

謹ンデ以上言上申上ゲマス

七、有限 信用販賣組合交水社

(前橋市榮町)

御使久松侍從には、前橋養老院御發、時刻にして午後三時十七分役員・職員・現業員代表等の奉迎裡に本社玄關に御著あらせられ、直に理事長の御先導にて、講堂に設備せる御休憩室に入らせられたり。斯くて嚮導官の御紹介に依り杉山理事長は御挨拶申上げ、更に理事長の紹介にて、相談役平田健太郎・岡部傳平・常務理事根岸武夫・理事田村作太郎・岡田金次

郎・神山嘉平・岡部彌平・梅澤庫太郎・主事櫻井博等の伺候を受けさせられ、理事長よりの別記業務概況言上を御聴取、御少憩の後理事長の御先導にて、生絲揚返場、生絲束裝室、生絲検査室、生絲秤量室、生絲肉眼検査及結束室等を順次御視察、再び御少憩ありて午後三時四十分奉送の諸員に御會釋を賜ひつつ、前橋工業學校に向ひて御發あらせられたり。

業 務 概 況

(理事長勳七等 杉 山 寅 雄)

一、事務所所在地 前橋市榮町

一、設立年月日 明治十年八月二十三日

一、區 域 前橋市及勢多郡

一、沿 革

明治維新ノ大詔換發セラレ一般士民ノ一大覺醒ヲ要スルノ秋上毛地方ニ於ケル特有物産タル製絲ノ發達ヲ策シテ士族授産ノ基礎ヲ定メムトシ同志三十八名相圖リ明治十年數組聯合シテ精絲會社ヲ組織シ以テ其ノ製造生絲ヲ取纏メ米國向直輸販賣ヲ開始セリ當時本社ハ其ノ第二組ニ屬シ廣瀬組ト稱シテ群馬縣前橋町大字一毛村ニ位置シ營業ヲ開始セリ然ルニ翌十一年廣瀬組ハ獨立シテ精絲交水社ト稱シ株式ノ形態ニ依リ専ラ質實ヲ旨トシテ事業ノ改善ニ腐心シ來リ同二十六年商法ノ施行ト共ニ精絲交水合資會社ニ革メ同三十八年更ニ組織ヲ變更シテ交水株式會社トシ同四十二年産業組合法ノ改正セララルヤ同法ニ據リテ有限責任信用販賣組合交水社(現在)トナレリ爾來組合員ハ一致協力専ラ内容ノ充實ニ努メ遂ニ同四十五年永年ノ釜懸法ヲ全廢シテ工場制ト爲セリ而シテ大正六年揚返工場一切ノ改築ヲ決行スルト共ニ原料滿ノ改善ヲ策シテ蠶種部タル坂東蠶業株式會社ヲ設立シ以テ取引養蠶家ニ優良蠶種ヲ配付シ併セテ桑園其ノ他飼育ノ改善指導ヲ行ヒ且幹部ヲ米國ニ派遣スル等銳意内容ノ充實

ニ努メ以テ今日ニ至ル

一、理事長 杉 山 寅 雄

一、組合員數 三十九名

一、出資口數 八百二十五口

一、出資金 四萬千貳百五拾圓拂込済額四萬千貳百五拾圓

一、設 備

敷 地 七千八百三十三坪六

建 物 二千九百九十一坪六五

揚 返 機 二千二百二十窓

原 動 機 電動機九基、石油發動機二基、蒸汽機關三基

汽 罐 四 基

一、從業員

事 務 員 女 一 八 人

技 術 員 女 一 人

職 工 男 七 十 二 人

一、生 產 女 二 百 六 十 二 人

宮 延

種類	數量	價額
生 絲	一〇四、一一八貫	五、〇四九、五三八圓
副 産 物	五〇五貫	九、六二〇圓

一、事業ノ概況

1、所屬工場

本社ハ組合員生産生絲ノ共同協返及共同販賣ヲ行フヲ目的トシ所屬工場數及釜數左ノ如シ

工場名	所在地	釜數
丸 交 組 製 絲 所	前橋市榮町	五八二釜
丸 交 組 百 軒 町 製 絲 所	前橋市百軒町	三六〇釜
交 水 社 共 同 組 製 絲 所	前橋市向町	七五〇釜
丸 二 製 絲 所	前橋市國領町	六〇〇釜
交 水 社 二 重 丸 組 製 絲 所 第 一 工 場	前橋市一毛町	三〇〇釜
交 水 社 二 重 丸 組 製 絲 所 第 二 工 場	前橋市一毛町	七〇釜
交 水 社 二 重 丸 組 製 絲 所 第 三 工 場	前橋市諏訪町	一五〇釜
丸 六 組 製 絲 所	勢多郡桂萱村	五三二釜

計	八工場	三、三四四釜
---	-----	--------

而シテ所屬工場ノ生産シタル生絲ハ小粋ノ健本社ニ搬入シテ揚返シ輸出生絲検査法ニ則リタル本社生絲検査規程ニ依リ各工場ノ生絲ヲ格付シ所定ノ商標ヲ附シテ荷造シ問屋業者ノ手ヲ經テ内外輸出商ニ共同販賣ヲ施行シツツアリ

ロ、附帶事業

本社ノ附帶事業トシテ坂東蠶業株式會社ヲ經營シ春蠶種五十萬瓦餘秋蠶種五十萬瓦餘計百萬瓦餘ヲ製造シ各所屬工場ノ特約養蠶組合ニ配付シ原料繭ノ統一ト其ノ改良トニ任シ一面副産物處理ノ爲株式會社前橋精練所ヲ經營シ毎年仕上生皮苧約二萬貫餘蛹油百石餘蛹粕七千五百俵餘石鹼千箱餘ヲ製造シ組合員ノ收入増加ニ努メツツアリ

八、前橋工業學校

(前橋市岩神町)

御使御一行の自動車は午後三時四十三分靜々と玄關に御著あり。學校長は玄關に向つて左側に、市長及高等官待遇者、市會正副議長・市會議員・其他職員・生徒代表は同左側後方に於て奉迎す。學校長御先導にて御休憩室に御案内申上げ、嚮導官の御紹介に依り學校長伺候し伺候者名簿を奉呈す。同嚮導官の御紹介を得、前橋市長江原桂三郎御挨拶申上ぐ。次に配屬將校國井英一・教諭石濱正己は學校長の紹介に依り、市會議長羽生田俊次・副議長角田慶助は市長の紹介に依り、順次伺候したる後、學校長は別記校務の概況を言上し、次で學校長御先導御説明の下に、左記の通、専門的實習並授業を御巡覽あらせられたり。

染色實習 染織科三・四・五學年 角田教諭擔任
 製絲實習 製絲科三學年 石濱教諭擔任

製絲仕上及生絲検査實習	製絲科四・五學年	石濱 教諭 擔任
機 織 實 習	染織科三・四・五學年	安田 教諭 擔任
建築製圖實習	建築科三・四・五學年	大野 教諭 擔任
歴 史	全科一學年	橋本 教諭 擔任
代 數	全科二學年	新井 教諭 擔任

此の日御使には、早朝より引續きての御視察にも拘はせられず、御疲勞の御様子もなく、始終御熱心に説明を御聽取あらせられ、製絲實習室に於ては「多條繰機の能率」につき御下問あり、學校長之に御對へ申上ぐ。機織實習室に於て記念寫眞の御撮影を請ひ、斯くて御巡覽を了り、御休憩室に陳列したる生徒製作品・生絲・捻絲・織物等を御覽の上御少憩あり、玄關にて再び記念寫眞拜寫の後、奉送者に御會釋を賜ひつつ午後四時十三分御發車、財團法人上毛孤兒院に向はせられたり。

校務概況言上

(校長正五位勳五等 塚 越 萬 平)

前橋工業學校ノ概況ヲ申上ゲ奉リマス

前橋市ハ夙ニ製絲工業ノ隆盛ヲ以テ世ニ知ラレテ居リマシタガ本市ノ事業調査會ハ更ニ進ンデ之ニ伴フ工業ノ勃興ヲ企畫シ將來染色機織工業ノ必要ナルコトヲ認メマシテ之レニ關スル調査會ヲ組織致シ調査研究ノ結果其ノ基礎的教育ノ工業學校ノ設置ノ必要アルヲ痛感致シマシタ當局ニ於キマシテモ大イニ之レニ賛成セラレマシテ大正十二年四月二十六日認可ノ指令ヲ得テ同年五月十一日群馬縣工業試驗場ノ一部ヲ借り受け開校致シマシタ

本校ハ創立當初ハ染織科製絲科ノ二科ガ設置サレテ御座イマシタガ大正十四年九月カラ木工科ヲ新設シ翌十五年四月カラ生徒ヲ募集致シマシタ昭和六年三月建築科ト改稱致シ現在染織科製絲科建築科ノ三科デ御座イマス

教育方針中特ニ留意致シテ居リマスル所ハ精神教育ニ力ヲ注ギ知識偏重主義ニ流レナイ様實剛健ナル國民精神ノ涵養ニ協力一致努力致シテ居ル次第デ御座イマス常ニ次ノ校訓ヲ標語トシテ生徒ヲ教養致シテ居リマス

校 訓

- 一、教育勅語戊申詔書並ニ國民精神作興ニ關スル詔書ノ聖旨ヲ奉體シ實踐躬行シテ善良ナル國民タルコトヲ期セヨ
- 一、本校教育ノ趣旨ヲ遵奉シ以テ生徒タルノ本分ヲ盡シ協力一致シテ善良ナル校風ヲ發揚センコトヲ期セヨ

在校生徒ハ染織科七二人製絲科五二人建築科八二人總計二一〇人デ御座イマス卒業生ハ染織科製絲科ハ第七回建築科ハ第四回出シマシタ

染織科一二二人製絲科七五人建築科四一人選科一人總計二三九人デ御座イマス卒業生中約三割五分ハ自營ヲ致シテ居リマス約五割ハ會社工場官公衙學校等ニ奉職致シテ居リマス他ハ或ハ上級學校ニ進ミ或ハ兵役ニ服シテ居リマス
今回ハ工業教育御獎勵ノ此ノ有難キ御恩召ヲ戴キマシテ全校職員生徒協力一致益々忠誠ヲ盡シ宏大無邊ノ聖旨ニ答ヘ奉ル覺悟デ御座イマス

九、財團上 毛 孤 兒 院

(前橋市岩神町)

御使久松侍從には役員・職員・院生・附屬幼兒園職員・園兒代表及市助役・市會議員・在郷軍人分會員・青年團員等多數の奉迎者に對し、擧手の禮を賜はりつつ午後四時十五分御到着あり。院長の御先導にて御休憩室に入らせられ、院長以下高橋・關口兩理事・金子院母・藤卷主事(前橋幼兒園)・依田農場主任等の御伺候を受けさせられたる後、院長は別記事業の概況を

言上せり。次で院長御先導にて院内各室を御巡覽の上、南庭に於ける藤卷保姆等指導の附屬幼児園の可憐なる遊戯を御覽あらせられ、「園児收容年齢」其の他につき御下問あり、院長之に奉答し再び休憩室に入らせられて御少憩後、午後四時三十六分諸員奉送程に御機嫌麗しく御發車、同三十九分大本營に御歸著遊ばされたり。尙、御寫眞は御到着の砌と園児遊戯御覽の際との二回拜寫を請ひ、御撮影申上げたり。

事業概況言上

(院長 金子 尙 雄)

畏キ邊ノ優渥ナル思召ニ依リ御差遣アラセラレマシタ

閣下ヲ御迎ヘ申上ゲ當院ノ概況ヲ言上スルヲ得マスコトハ私ノ身ニ取りマシテ誠ニ千載一遇ノ好機老後ノ面目無上ノ光榮タルバカリデナク關係者一同ト共ニ恐懼感激ニ堪ヘナイ所デアリマス

一、沿革

當院ノ沿革ニ就キマシテハ別冊概要書ニ其ノ大略ヲ記シ置キマシタカラ之ヲ省キタイト存ジマス
此光榮ノ席ニオキマシテ思ヒ出サレマスコトハ故院長宮内文作翁ノ事デアリマス翁ガ孤兒院ノ設立ヲ發起サレマシタノハ齡六十歳ノ時デアリマス爾來十七年間外部ニアリテ専ラ資金ノ募集ニ努メ老軀ヲ厭ハズ寒暑ヲ冒シテ東西ニ奔走シ壯者モ尙及バザル熱心サデアリマシタ

本院創立十年ニシテ財團法人ノ設立ハ認可セラレ院舎ノ改築亦成リ堅實ナル發展ノ途ヲ迪リツツアルヲ見翁ハ明治三十六年更ニ小規模ナガラ養老院ヲ設立シテ頼ル邊ナキ老人達ニ救ノ手ヲ延バサレタノデアリマス翁ガ右手ニ孤兒院ヲ支ヘ左手ニ養老院ヲ提ゲテ多忙ナル晩年ヲ過サレタノハ何人モ敬服指カザル所デアツテ當市ニ現存セル基督教主義ノ兩事業即チ孤兒院ト養老院トハ均シク翁ガ心血ヲ凝ギ盡シタ遺業デアリマス

明治四十二年十月七日翁ガ永眠サレタトキ當市一流ノ旅館ノ隱居トシテ衆人ノ羨ム身分デアリナガラ何ノ配ツヘキ遺物ノナカツタ事柄ハ平素已テ持スルコトノ如何ニ簡素デアツタカガ親ハレマス其ノ生前ノ遺言ニ依リ屍體ハ解剖ニ附シ主治醫ト前橋市醫師會トノ研究資料ニ供シタルガ如キハ常人ノ容易ニ企テ及バザル美譽デ生前及死後社會ニ貢獻セラレタコトガ頗ル多カツタノデアリマス併シ翁ノ生前ニ於テハ其功績ハ餘リ認メラレマセンデシテ一度モ表彰ノ光榮ニ浴シマセンデシタ時代ノ推移トハ申シナガラ後繼者タル私ガ數次ノ恩典ニ浴シ身ニ餘ル光榮ヲ荷ヒマシテ私ハ其都度噫乎翁ヲシテ其生前ニ於テセノテ一度ナリトモ斯カル光榮ニ與カラセタカツタト思ハザルコトハアリマセン況ンヤ今回ノ如キ畏キ邊ノ思召ニヨレル御使ヲ迎ヘ奉リ感慨無量ナルモノガアリマス謹テ翁ノ事蹟ノ一端ヲ言上シテ未曾有ノ光榮ヲ翁ガ在天ノ靈ニ頌チタイト思フノデアリマス

二、教養

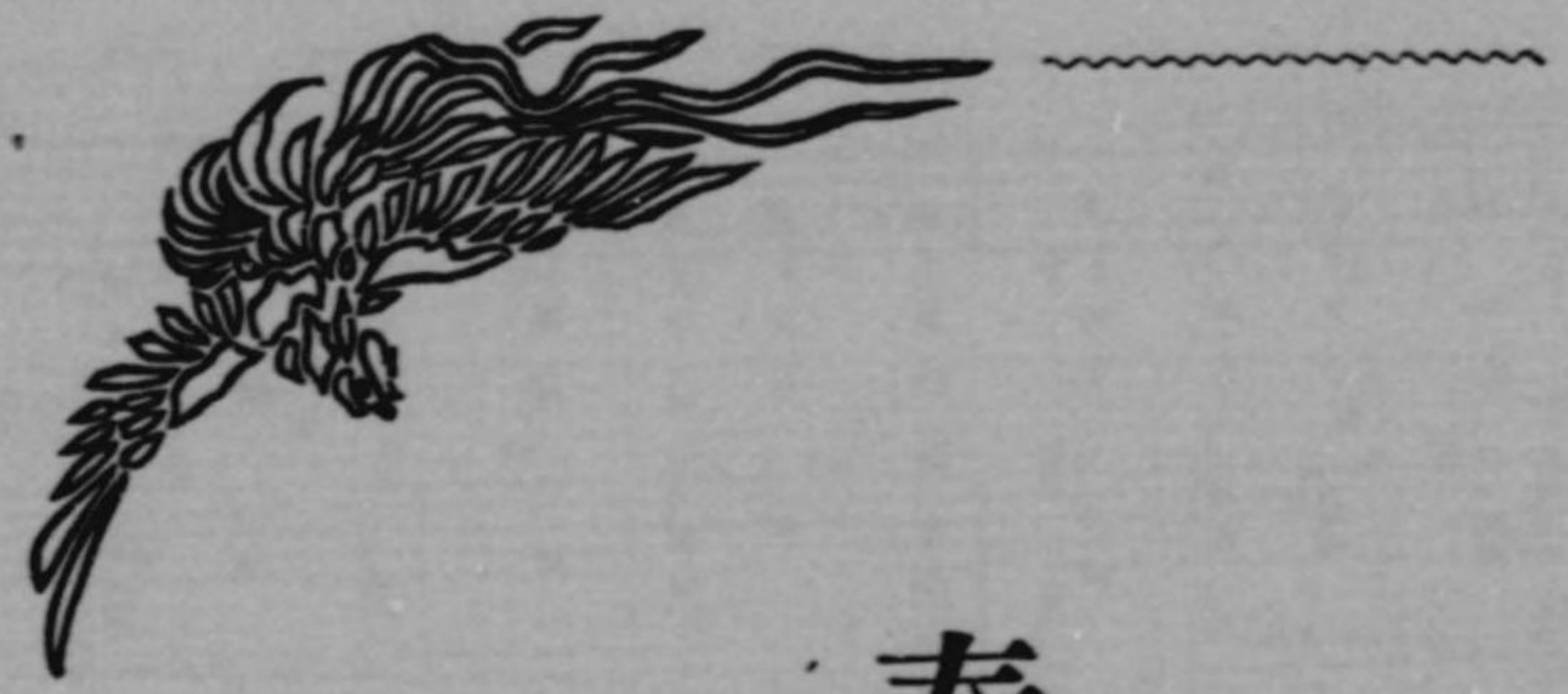
當院ハ基督教主義家族制度ニヨリマシテ兒童ヲ教養致シテ居リマス收容者ノ數ハ成ルベク少ナク家庭ノ情味ハ出來ルダケ濃カニトイフノガ私共ノ方針デアリマス

三、經費

之ハ申上ルマデモナク江湖同情者ノ義捐ニ依リマシテ今日マデ維持經營サレテ來タノデアリマス多年ノ間渝ラザル贊助ヲ與ヘラルル篤志家モアリマス或ハ何か事アル毎ニ一時ニ多額ノ寄附ヲ吝マレザル後援者モアリマス其他官廳ノ補助金宮内省ノ御下賜金等之レラ凡テガ本院ヲシテ今日アラシメタ資源デアリマス私共過去ト現在トヲ顧ミテ感謝感激如何ナル言葉ヲ以テシテモ謝恩ノ衷情ヲ言ヒ現スコトハ出來ナイノデアリマス

四、職員

職員トシテ長年勤績セル筆頭ハ附屬幼児園ノ藤卷主事デアリマス就職後既ニ三十三年今年ノ紀元節ニ縣ノ社會事業功勞



奉
迎
歌



宮
延

者トシテ本縣ヨリ表彰サレタノデアリマス其他短クモ十年若クハ二十年以上ノ勤績者ガ四人アリマス
向後益々協力各自ノ職分ヲ盡シマシテ優渥ナル 聖旨ニ應ヘ奉ランコトヲ期スル覺悟デアリマス
關係者一同ヲ代表シテ謹ミテ御禮ヲ言上致シマス

三一四

ニ ナンザン ヨクハレキクナキニホフ
ニミいくさすべますみはたのかぜに

カミツケタニハラミクルマースーム
ぐんまのあがたのくさきもなびーく

コヨナキハエニヨロコビミチヲ
こよなきはえにじねをばはりて

mp タフトキミカゲヲイマメノマヘニ
mf ぐんまのこころをこゑうちそへ

ア フギマツルモカレコキキハミ
きこえあぐるもかしこききはみ

奉迎歌

聞え上ぐるも	歡喜の情を	こよなき光榮に	群馬の縣の	二、御軍統へます	仰ぎ奉るも	尊き御影を	こよなき光榮に	上野國原	一、三山よく晴れ	菊咲き匂ふ
畏き極み	聲うち揃へ	胸をば張りて	草木も靡く	御旗の風に	畏き極み	今眼の前に	よろこび満ちて	御車進む	御車進む	菊咲き匂ふ

聖駕を奉迎するに方り、本縣に於ては縣下各中等學校、小學校、生徒、兒童、其の他一般縣民をして、奉唱せしむべき歌詞の募集を行ひたるに、應募篇五百五十五を得たり。之を縣の委嘱したる審査員に於て審査したる結果、優秀なるもの十五篇を選定し、更に其の優秀篇を東京女子高等師範學校教授文學博士尾上八郎氏に囑して最後の審査を経て、本歌詞を得たるを以て、歌曲を東京音楽學校に委嘱し、文部省の檢定を経て奉迎歌と決定せり。因に歌詞作者は群馬郡澁川町寄居南雲信彌氏なり

第三篇 奉送迎

第一章 奉送迎心得

第一節 奉送迎心得の公布

本縣知事は、九月十四日縣告示第四百七十八號を以て、今秋本縣下行幸の際に於ける奉送迎心得を公布せり。其の全文左記の如し。

奉送迎心得

- 一 聖上陛下本縣御駐紮中ハ各戸軒頭ニ國旗ヲ掲揚スルコト(此ノ場合特ニ軍馬ノ往來其ノ他通行ニ障礙ヲ與ヘサル様注意スルコト)
- 二 通御ノ際ハ姿勢ヲ正シ前驅通過ノトキ齒簿(御召車)ニ注目シテ最敬禮シ直ニ元ノ姿勢ニ復シ目迎目送スルコト
- 三 通御ニ際シテハ靜肅ヲ旨トシ齒簿ヲ指シ又ハ喫煙私語スル等ノコトハ之ヲ爲ササルコト
- 四 二階其ノ他階下シ得ヘキ高所ヨリ奉拜セサルコト
- 五 奉送迎者ハ「ステッキ」其ノ他不用ノ物品ヲ携帯セサルコト但

奉送迎

- シ高齡者又ハ傷痍軍人等ニシテ杖ヲ使用スルハ妨ケナシ
- 六 敷物アル場合ハ係員ノ指示ニヨリ端坐スルコト
- 七 雨天ノ際ハ雨具ヲ使用スルコト
- 八 御道筋ノ清潔整頓ニ注意シ之ヲ汚損シ若クハ通御ニ先立チテ無斷ニ立入り又ハ横斷セサルコト
- 九 通御ノ御沿道沿線ニアリテハ不體裁ナル乾物等ヲナササルコト
- 一〇 臨御又ハ通御ニ際シ普通寫眞若ハ活動寫眞撮影ヲ爲サムトスルトキハ豫メ警察官吏ノ許可ヲ受ケルコト
- 一一 臨御又ハ通御ニ際シ雙眼鏡等ヲ使用セサルコト
- 一二 演習中ハ煙火ノ類ヲ打揚ケサルコト

奉送迎

一三 御召列車ノ通過又ハ兩海ノ通御ヲ遠方ヨリ奉拜スルトキハ隣人相識メ不敬ニ互ラサル様自然ノ姿ニ於テ奉送迎ヲ爲スコト

一般奉送迎者ニ關スル事項

- 一 一般奉送迎者ハ係員警察官吏又ハ憲兵ノ指揮ニ從ヒ奉拜シ通御後モ係員ノ指示アル迄其ノ位置ヲ保チ解散ニ當リテモ其ノ指圖ニ從ヒ混雜ヲ避クル様注意スルコト
- 二 通御概ネ一時間前ニ一般ノ交通ヲ遮斷セラルヘキヲ以テ其ノ以前ニ堵列スルコト
- 三 屋内ニ於テ奉拜スルモノハ敷居内土間ニ直立スルコト但シ已ムヲ得ス床上ニ於テ奉拜スル場合ハ端坐スルコト
- 四 窓越又ハ隙間目隠アル場所等ヨリ視見セサルコト
- 五 老幼婦女等ハ成ルヘク前列ニ位置セシメ且互ニ押合フコトヲ避ケ秩序ヲ保ツコト
- 六 高齡者其ノ他起立困難ナル者ハ係員ノ指揮ニ從ヒ敷物ヲ用ヒ跪坐スルモ妨ナシ
- 七 老幼者等ニハ適當ナル保護者附添フコト
- 八 小兒ヲ肩車等ニ乗セ奉拜セサルコト
- 九 病弱者酒氣ヲ帶フル者又ハ他人ノ嫌忌スヘキ疾病アル者ハ奉拜ヲ遠慮スルコト
- 一〇 頰冠鉢巻裾カラゲ襟掛ケ尚垂掛ケ其ノ他不法ノ形装ヲナシ或ハ著帽ヲ以テ禮トセサルモノニシテ著帽ノ儀奉拜スル等不敬ニ互ルコトナキ様注意スルコト

三一六

- 一一 狹隘ナル場所又ハ危險ナル場所ニ立入ラサルコト
- 一二 臭氣ヲ發シ又ハ危險性ヲ有スル物其他他人ニ迷惑ヲ及ホスヘキ物品ヲ携帯セサルコト
- 一三 猥リニ他人ノ庭園田畠ヲ踏荒シ又ハ墻壁等ヲ毀損セサル様注意スルコト

特別奉送迎者ニ關スル事項

- 一 特別奉送迎者
 - (一) 十一月十日御著聲ノ際前橋驛構内ニ於テ奉迎スル者(別表第一號)
 - (二) 十一月十八日御還幸ノ際前橋驛構内ニ於テ奉送迎スル者(別表第二號)
 - (三) 地方行幸ノ際御乘降各驛構内ニ於テ奉送迎スル者但シ十一月十日十一月十八日ノ場合ヲ除ク(別表第三號)
 - (四) 御道筋其ノ他指定位置ニ於テ奉送迎スル者(別表第四號)
 - (五) 御通過驛構内ニ於テ奉送迎スル者(別表第五號)
- 二 奉送迎入場申告
 - (イ) 御乘降各驛構内ニ於テ奉送迎ヲ爲サントスル者ハ(資格第一號第二號第三號)
 - 別記第一號様式ニ依リ奉送迎入場申告書ヲ九月三十日迄ニ居住地市町村長又ハ所屬官衙學校長ヲ經テ差出スコト但シ三等郵便局ニ所屬スル者ノ申告書ハ市町村長ヲ經由スルコト
 - 入場證ハ居住地市町村長又ハ所屬官衙學校長ヲ經テ之ヲ交付ス

(ロ) 通御御道筋其ノ他指定位置ニ於テ奉送迎ヲ爲サントスル者ハ(資格第四號該當者)

別記第三號様式ニ依リ奉送迎入場申告書ヲ九月三十日迄ニ居住地市町村長又ハ所屬官衙學校長ヲ經テ差出スコト但シ三等郵便局ニ所屬スル者ノ申告書ハ市町村長ヲ經由スルコト

(ハ) 御通過驛構内ニ於テ奉送迎ヲ爲サントスル者ハ(資格第五號該當者)

別記第二號様式ニ依リ奉送迎入場申告書ヲ九月三十日迄ニ居住地市町村長又ハ所屬官衙學校長ヲ經テ差出スコト但シ三等郵便局ニ所屬スル者ノ申告書ハ市町村長ヲ經由スルコト

三 奉送迎心得

(イ) 同一人ニシテ數回ニ涉リ奉送迎申上クルモノハ別記第一號様式乃至第三號様式記載上ノ注意事項參照ノ上各回毎ニ各申告書ヲ差出スコト

(ハ)(ロ) 係員當該驛長警察官吏憲兵ノ指揮ニ從フコト

驛構内ニ在リテ奉送迎スルモノノ服裝ハ男子ハ通常服「フロックコート」又ハモーニングコート帽子ハシルクハット又ハ黒山高帽「通常服」場合襟飾及手袋ハ白色以外ノモノ靴ハ黒色ノモノヲ用フルコト」制服アルモノハ之ニ相當スル制服女子ハ通常服「ローブ」モンタント又ハゲイヂツチングドレス「袴」袴ノコト男子ハ被付羽織袴白足袋、女子ハ白襟被付白足袋ヲ着用スルモ妨

奉送迎

ナシ

御道筋其ノ他指定位置ニ於テ奉送迎スル者ノ服裝ハ男子ハ通常服、制服アル者ハ之ニ相當スル制服又ハ被付羽織袴白足袋、女子ハ通常服又ハ白襟被付白足袋ヲ着用スルコト

(ニ) 勳章褒章又ハ徽章アルモノハ佩用規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ佩用スルコト

(ホ) 奉送迎ノ日時ハ入場證記載ノ日時ニ依ルコト

(ハ) 御道筋道路ニ在リテハ奉拜者ノ位置定メアルヲ以テ其ノ定メアル場所ニ就キ奉送迎ヲ爲スコト

(ト) 驛構内ニ入場スルモノハ著御又ハ發御一時間前迄ニ、御道筋其ノ他指定位置ニ入場スルモノハ臨御又ハ通御一時間前迄ニ到著スルコト

(チ) 奉送迎希望者收容可能人員ヲ超過シ又ハ其ノ他必要アル場合ハ奉送迎希望日時若クハ場所ヲ變更スル等ノコトアルヘシ

學校並ニ公益團體ニ關スル事項

- 一 學校並ニ公益團體
 - 別表第六號
 - 奉送迎入場申告
- 二 奉送迎御道筋其ノ他指定位置又ハ御通過驛ニ於テ奉送迎ヲ爲サントスル各學校公益團體ノ奉送迎入場申告書方ニ關シテハ該學校又ハ團體ニ對シ別ニ通告ス
- 縣ハ前記申告ニ基キ奉送迎日時場所員數等ヲ定メ之ヲ該學校又ハ

三一七

奉送迎

三 引率及整列

- (イ) 御召列車通過時ニアリテハ係員當該隊長警察官吏憲兵ノ指示ニ基キ指定ノ場所ニ於テ奉送迎ヲ爲スコト
- (ロ) 御召列車通過時ニ在リテハ係員市町村長警察官吏憲兵ノ指示ヲ受ケ適當ノ場所ニ於テ奉送迎ヲ爲スコト
- (ハ) 御召列車通過時ニ在リテハ係員警察官吏憲兵ノ指示ニ從ヒ指定ノ場所ニ於テ奉送迎ヲ爲スコト
- (ニ) 生徒児童各公益團體ニハ其ノ監督上一名乃至數名ノ引率者ヲ附スルコト但シ學校及青年訓練所ニ在リテハ校醫所醫ヲ附添ハシムルヲ便トス
- (ホ) 各學校團體ニアリテハ一定ノ集會所ヲ定メ隊伍ヲ整ヘ臨御ハ通御一時間半前ニ指定ノ位置ニ到著シ靜肅ニスルコト
- (ヘ) 各學校團體ハ部隊到着一時間前迄ニ三名宛ノ世話係ヲ先行セシメ係員ノ指揮ヲ受ケシムルコト
- (ト) 各學校各團體毎ニ一名乃至數名ノ指揮者ヲ定メ敬禮其ノ他ノ指揮ヲナス
- (チ) 指揮者ハ右翼前列ニ位置(左ヨリ通御ノトキハ左翼前列)シ其ノ他ノ代表者職員幹部ハ其ノ後列又ハ部隊ノ背後ニ位置シ監督上遺憾ナキヲ期スルコト
- (リ) 各學校各公益團體ハ通御又ハ御召列車通過後係員ノ指揮ニ從ヒ隊伍ヲ整ヘ他ノ適當ナル場所ニ於テ混雜セサル様解散スルコト

四 敬禮

- (イ) 御召列車ノ場合
敬禮指揮者ハ御召列車ノ五百米前方ニ差懸リタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號合ヲ下シ「齊ニ脱帽セシメ御召列車ヨリ百米前方ノ距離ニ於テ「禮」ノ號合ニテ御召列車ニ對シ敬禮セシメ(上體ヲ約三十度前方ニ屈セシム「直レ」ノ號合ヲ下シ體ヲ元ニ復シ直立不動ノ姿勢ニテ目迎目送セシムルコト
- (ロ) 通御ノ場合
敬禮指揮者ハ報告員通過ノ後ハ通御ノ方向ニ注意シ先乘通過ノトキ「氣ヲ付ケ」ノ號合ヲ下シ「齊ニ脱帽セシメ前驅力指揮者ノ前方ニ差懸リタルトキ「禮」ノ號合ニテ御召列車ニ對シ敬禮セシメ(上體ヲ約三十度前方ニ屈セシム「直レ」ノ號合ヲ下シ體ヲ元ニ復シ正シキ姿勢ニテ目迎目送セシムルコト
- (ハ) 校旗所旗團旗ノ旗手ハ敬禮ノ爲旗ヲ操縦セサルコト
- 五 服裝
一般ニ質素ニシテ清潔ヲ旨トシ敬意ヲ失セサル様注意シ制服アルモノハ其ノ制服ヲ着用スルコト然ラサルモノハ概ネ左ノ標準ニ依ルコト
- (イ) 男子洋服ノ場合ハ成ルヘク「フロックコート」又ハ「モーニ
- (ウ) 生徒児童其ノ他ノ團體員中疾病アル者又ハ身體虛弱ニシテ動靜ニ支障アル者ハ遠慮セシムルコト
- (ル) 通御ニ際シ校旗所旗又ハ團旗ヲ振り動カシ或ハ御乘馬通御ノ場合ニ萬歲ヲ唱フルカ如キコトナキ様注意スルコト
- (ヌ) 敬禮

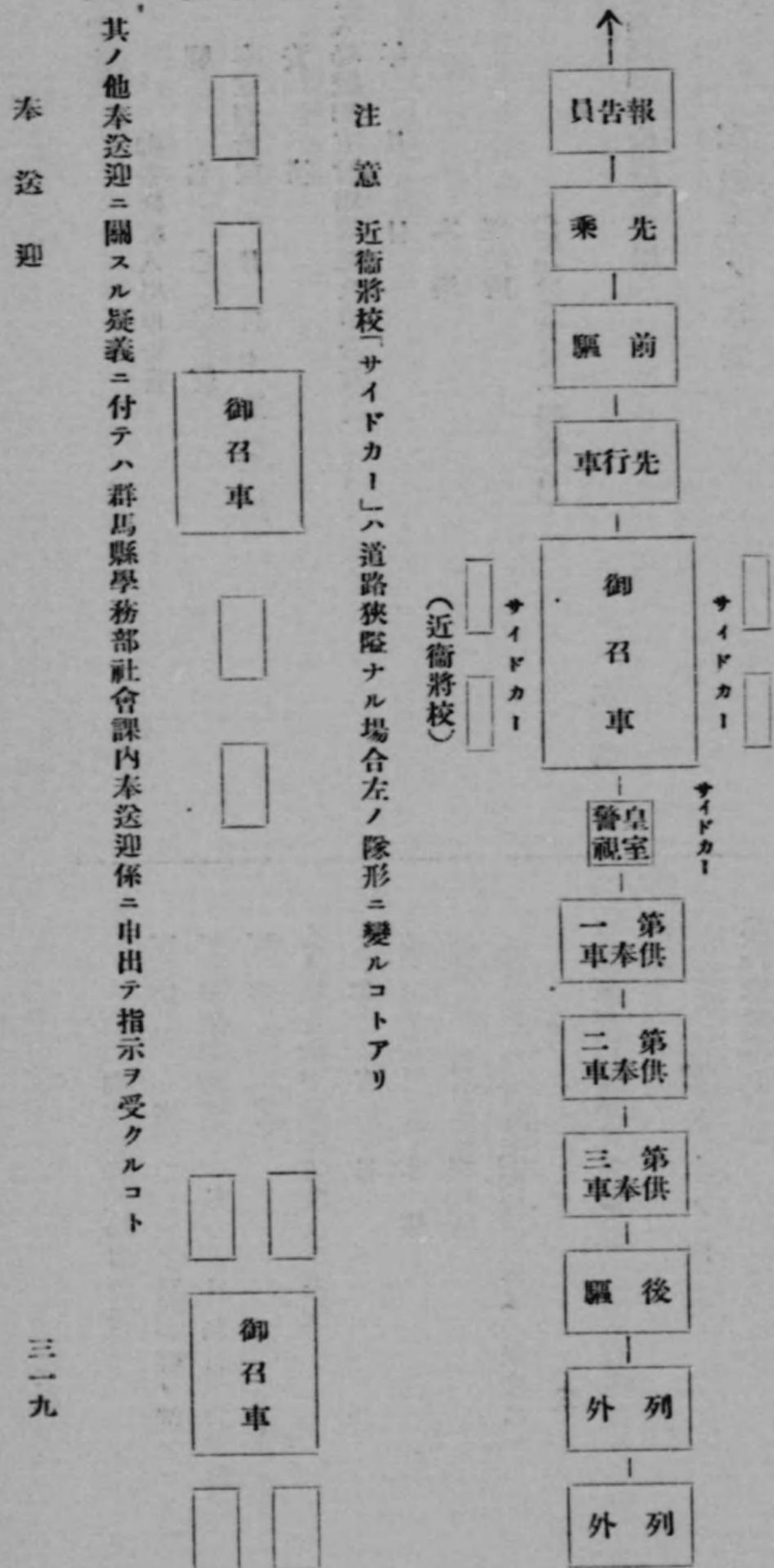
「シルクハット」若クハ黒山高帽(此ノ場合襟飾及手袋ハ白色以外ノモノ)靴ハ黒色ノモノヲ用フルコト但背廣服ヲ用フルモ妨ナシ和服ノ場合ハ紋付羽織袴白足袋トス

(ロ) 女子ハ成ルヘク白襟紋付袴白足袋トス但シ洋服ヲ用フルモ妨ナシ

(ハ) 生徒児童其ノ他ノ團體員
1 和服ノモノハ成ルヘク袴ヲ着用シ洋裝ノモノハ靴又ハ地

下足袋ヲ穿ツコト
2 武裝セサルコト

六 通御ノ次第ト團體敬禮方ニ關スル注意
通御ノ次第ハ時ニヨリ異ナルモ概ネ左記ノ如クニシテ御召車通過ノ約十分前ニ報告員約五分前ニ先乘「サイドカー」ノ通過アリ前驅ヨリ三十米隔テ先行車更ニ二十五米隔テテ 御召車ノ通過アルヲ以テ動モスレハ折角ノ御車ヲ奉拜シ得サルコトヲ保シ難キニ依リ注意ヲ與ヘ置クコト



其ノ他奉送迎ニ關スル疑義ニ付テハ群馬縣學務部社會課内奉送迎係ニ申出テ指示ヲ受クルコト

奉送迎

第一號様式

- 御乘降驛入場申告書
- 一 驛名 ○ ○ 驛
- 一 奉送迎希望 月 日 奉迎(奉送)
- 一 資格
- 右入場證御下附相成度及申告候
- 年 月 日
- 本籍
- 現住所
- (所屬官衙又ハ學校名)
- 氏 名

群馬縣知事金澤正雄殿

記載上ノ注意

- 一 用紙ハ半紙型トス
- 二 附書ヲ以テ明瞭ニ記載スルコト
- 三 資格欄ニハ別記特別奉送迎資格該當事項ヲ成ルヘク詳細ニ記載スルコト
- 四 奉送迎希望欄ニハ月日ノ下ニ奉迎又ハ奉送ノ區別ヲ記載スルコト
- 五 申告書ハ各日各回毎ニ各別ニ認メ差出スコト
- 六 各學校ハ官衙ト同一ノ取扱ヒヲ爲スコト

第二號様式

御通過驛入場申告書

- 一 驛名 驛(一驛ヲ撰フコト)
- 一 奉送迎希望 月 日 奉迎(奉送)
- 一 資格
- 右入場證御下附相成度及申告候
- 年 月 日
- 本籍
- 現住所
- (所屬官衙又ハ學校名)
- 氏 名

群馬縣知事金澤正雄殿

記載上ノ注意

- 第一號様式ニ同シ
- 第三號様式
- 御道筋其ノ他指定位置奉送迎入場申告書
- 一 奉送迎場所 市町村
- 一 奉送迎希望 月 日 奉迎(奉送)
- 一 資格
- 右入場證御下附相成度及申告候
- 年 月 日
- 本籍
- 現住所

(所屬官衙又ハ學校名)

氏 名

群馬縣知事金澤正雄殿

記載上ノ注意

- 第一號様式ニ同シ
- 第一號
- 十一月十日 御著聲ノ際前橋驛構内ニ於テ奉迎スル者
- (一) プラットホーム

- 親任官、同待遇者
- 統監部將官
- 關係各縣知事
- 關係縣會議長
- 前橋市長
- 前橋市會議長
- 外國武官
- 勳任官、同待遇者
- 有爵者
- 貴衆兩院議員
- 奏任官、同待遇者
- 從六位勳六等以上ノ有位有勳者
- 統監部職員
- 地方側演習職員(係長以上)

奉送迎

(二) 本 屋 内

- 奏任官、同待遇者
- 從六位勳六等以上ノ有位有勳者
- 高崎、桐生市長、同市會議長
- 前橋市助役、同收入役
- 高崎市助役、同收入役
- 前橋市會副議長
- 關係縣町村長會長、同副會長
- 關係縣教育會長
- 關係縣農會長
- 前橋商工會議所會頭

第二號

十一月十八日 御還幸ノ際前橋驛構内ニ於テ奉送スル者

- (一) プラットホーム
- 親任官、同待遇者
- 勳任官、同待遇者
- 縣會議長
- 前橋市長
- 前橋市會議長
- 有爵者
- 貴衆兩院議員
- 從六位勳六等以上ノ有位有勳者
- (二) 本 屋 内

奉送迎

- 奏任官、同待遇者(從六位勳六等以上ノ者ハブラットホーム)
 - 縣會副議長
 - 高崎、桐生市長、同市會議長
 - 前橋市助役、同收入役
 - 高崎市助役、同收入役
 - 前橋市會副議長
 - 縣町村長會長、同副會長
 - 縣教育會長
 - 縣農會會長
 - 前橋商工會議所會頭
 - 縣會議員
 - 地方側演習職員(係長以上)
- 第三號
- 地方行幸ノ際御乘降各驛構内ニ於テ奉送迎スル者
- (一) ブラットホーム
- 親任官、同待遇者
 - 勳任官、同待遇者
 - 其ノ地ノ市長
 - 縣會議長
 - 其ノ地ノ市會議長
 - 有爵者
 - 貴衆兩院議員
 - 奏任官、同待遇者

三三二

- 從六位勳六等以上ノ有位有勳者
 - (二) 本屋内
 - 其ノ地ノ市助役、同收入役
 - 縣會副議長
 - 其ノ地ノ市會副議長
 - 縣町村長會長、同副會長
 - 縣教育會長
 - 縣農會會長
 - 縣會議員
 - 其ノ地ノ商工會議所會頭同副會頭
 - 地方側演習職員(係長以上)
 - 其ノ地ノ市會議員
 - 其ノ地ノ商工會議所議員
 - 紅、綠、藍、黃、紺綬褒章拜受者
- 第四號
- 御道筋其ノ他指定位置ニ於テ奉送迎スル者
- 縣會議員
 - 市會議員
 - 市商工會議所會頭、同議員
 - 紅、綠、藍、黃、紺綬褒章拜受者
 - 各官衙長タル判任官
 - 町村長
 - 公立學校長

- 縣社ノ社司
 - 日刊新聞社代表者
 - 縣農會副會長及郡市農會會長
 - 縣養蠶業組合聯合會長及縣蠶絲業組合聯合會長
 - 畜産組合聯合會長及郡市畜産組合會長
 - 縣蠶絲業協會顧問
 - 縣郡市水産會長
 - 縣郡市山林會長
 - 郡市教育會長
 - 縣郡市神職會長
 - 帝國在郷軍人會支部長及郡市聯合分會長
 - 縣聯合國防義會長及郡市國防義會長
 - 辯護士會長
 - 縣郡市醫師、齒科醫師並獸醫師會長
 - 縣藥劑師會長
 - 家畜保險組合長
 - 縣酒造組合聯合會長及酒造組合會長
 - 産業組合群馬支會長
 - 宮内省、内務省、司法省社會事業功勞表彰者(團體ニ在リテハ其ノ代表者)
 - 内務省自治功勞表彰者(團體ニ在リテハ其ノ代表者)
 - 宮内省、内務省、司法省ヨリ助成金又ハ獎勵金ヲ下附セラレタル救済團體ノ代表者
- 奉送迎

- 文部省教育功績狀受領者
- 陸軍省、海軍省ノ表彰シタル功勞者
- 農林省、商工省ヨリ選奨セラレタル實業功勞者(團體ニ在リテハ其ノ代表者)
- 警察官吏及消防官吏功勞徽章ヲ有スル者
- 教育、自治、産業、社會事業、衛生等ノ功勞者トシテ縣ヨリ表彰セラレタル者
- 判任官、同待遇者
- 縣郡市男女聯合青年團長
- 縣學校醫會長及同齒科醫會長
- 學位ヲ有スル者
- 社會事業團體及教化團體代表者
- 郡市養蠶業組合聯合會長
- 信用組合聯合會長
- 購買販賣組合聯合會長
- 重要物産同業組合聯合會長
- 工業組合及商業組合理事長
- 工場協會代表者
- 産業組合郡市部會長
- 縣森林組合聯合會長
- 煙草耕作組合聯合會長
- 縣出品協會會長
- 縣無盡協會會長

縣銀行同盟會長
 日本度量衡協會群馬支部長
 縣耕地協會會長
 縣副業協會會長
 縣商工聯合會會長
 發明協會支部長
 有位有勳者(正七位勳七等以下)
 町村組合長
 內務大臣又ハ文部大臣ヨリ表彰セラレタル青年團ノ長
 帝國在郷軍人會町村分會會長及工場分會會長
 町村男女青年團長
 方面委員
 社會教育委員
 森林會議員
 町村會議員
 日本赤十字社支部役員及特別社員以上ノ者
 有爵者、高等官、同待遇者、貴衆兩院議員、從六位勳六等以上ノ有位有勳者ノ夫人
 愛國婦人會支部役員及有功章佩用者
 市町村ノ區長
 市町村學務委員
 帝國在郷軍人會特別會員以上ノ者
 帝國軍人後援會特別會員以上ノ者

帝國水難救濟會名譽會員以上ノ者
 日本海員救濟會名譽會員以上ノ者
 日本武德會有功章佩用者
 財團濟生會千圓以上ノ離出者
 褒章條例ニ依リ表彰セラレタル千圓以上ノ寄附者
 帝國飛行協會有功會員以上ノ者
 海軍協會維持會員中千圓以上ノ離出者
 消防組頭
 市町村公吏
 縣消防義會役員
 神職僧侶各宗派教師
 縣農會議員
 縣養蠶業組合聯合會議員
 縣蠶絲業協會役員及議員
 縣畜産組合聯合會議員
 辯護士會員
 縣都市醫師、齒科醫師、獸醫師並藥劑師會役員
 縣都市產婆會長
 傷痍軍人
 戰死病歿軍人遺族(家族一名ニ限ル)
 高齡者(八十歳以上)家族一名附添フコト
 孝子、順孫、節婦、義僕、德行者トシテ縣ヨリ表彰セラレタル者

第五號

御通過縣務内ニ於テ奉送迎スル者
 勳任官、同待遇者
 有爵者
 貴衆兩院議員
 奏任官、同待遇者
 從六位勳六等以上ノ有位有勳者
 縣會議員
 市町村長
 前各號ニ該當スル者ノ夫人
 市町村會議員
 商工會議所會頭、同議員
 紅、綠、藍、黃、紺綬褒章拜受者
 各官衙長タル列任官
 公私立學校長
 縣社ノ社司
 日刊新聞社代表者
 縣農會會長、同副會長及郡市農會會長
 縣養蠶業組合聯合會會長及縣養蠶業組合聯合會會長
 畜産組合聯合會會長及郡市畜産組合會長
 縣蠶絲業協會顧問
 縣都市水産會會長
 縣都市山林會會長

縣都市教育會長
 縣都市神職會長
 帝國在郷軍人會支部長及郡市聯合分會會長
 縣聯合國防義會會長及郡市國防義會會長
 辯護士會長
 縣都市醫師、齒科醫師、獸醫師會會長
 縣藥劑師會會長
 家畜保險組合會長
 縣酒造組合聯合會會長及酒造組合會長
 產婆組合群馬支會會長
 宮内省、內務省、司法省社會事業功勞表彰者(團體ニ在リテハ其ノ代表者)
 內務省自治功勞表彰者(團體ニ在リテハ其ノ代表者)
 宮内省、內務省、司法省ヨリ助成金又ハ獎勵金ヲ下附セラレタル救濟團體ノ代表者
 文部省教育功績狀受領者
 陸軍省海軍省ノ表彰シタル功勞者
 農林省商工省ヨリ選奨セラレタル實業功勞者(團體ニ在リテハ其ノ代表者)
 警察官吏及消防官吏功勞徽章ヲ有スル者
 教育、自治、産業、社會事業、衛生等ノ功勞者トシテ縣ヨリ表彰セラレタル者
 列任官、同待遇者

- 縣都市男女聯合青年團長
- 縣學校醫會長及同商科醫會長
- 學位ヲ有スル者
- 社會事業團體及教化團體代表者
- 那市養蠶業組合組長
- 信用組合聯合會長
- 購買販賣組合聯合會長
- 重要物產同業組合組長
- 工業組合及商業組合長
- 工場協會代表者
- 産業組合那市部會長
- 縣森林組合聯合會長
- 煙草耕作組合聯合會長
- 縣出品協會長
- 縣無盡協會長
- 縣銀行同盟會長
- 日本度量衡協會群馬支部長
- 縣耕地協會長
- 縣副業協會長
- 縣商工聯合會長
- 發明協會支部長
- 有位有勳者(正七位勳七等以下)
- 町村組合長

- 內務大臣又ハ文部大臣ヨリ表彰セラレタル青年團ノ長
- 帝國在郷軍人會町村分會及工場分會長
- 町村男女青年團長
- 方面委員
- 社會教育委員
- 森林會議員
- 日本赤十字社支部役員及特別社員以上ノ者
- 愛國婦人會支部役員及有功章佩用者
- 市町村ノ區長
- 市町村學務委員
- 帝國在郷軍人會特別會員以上ノ者
- 帝國軍人後援會特別會員以上ノ者
- 帝國水難救濟會特別會員以上ノ者
- 日本海員救濟會特別會員以上ノ者
- 日本武德會有功章佩用者
- 恩賜濟生會二百圓以上ノ離出者
- 財團濟生會ニ依リ表彰セラレタル千圓以上ノ寄附者
- 帝國飛行協會有功會員以上ノ者
- 海軍協會維持會員中千圓以上ノ離出者
- 消防組頭
- 市町村公吏
- 縣消防義會役員
- 神職僧侶各宗派教師

- 縣農會議員
- 縣養蠶業組合聯合會議員
- 縣蠶絲業協會役員及議員
- 縣畜産組合聯合會議員
- 辯護士會員
- 縣那市醫師、齒科醫師、獸醫師並藥劑師會役員
- 縣那市産婆會長
- 傷痍軍人
- 戰死病歿軍人遺族(家族一名ニ限ル)
- 高齢者(八十歳以上)家族一名附添フコト
- 孝子、順孫、節婦、義僕、德行者トシテ縣ヨリ表彰セラレタル者
- 第六號
- 各學校並各公益團體奉送迎ノ範圍
- 小學校兒童

- 中等學校生徒
- 高等工業學校生徒
- 實業補習學校生徒
- 盲啞學校生徒兒童
- 青年道場修練生
- 各種學校生徒
- 青年訓練所生徒
- 帝國在郷軍人會員
- 男女青年團員
- 消防組員
- 日本赤十字社員
- 愛國婦人會員
- 大日本武德會員
- 帝國軍人後援會員
- 其ノ他公益團體員ニシテ縣ニ於テ適當ト認メタルモノ

第二節 市民への周知

前節に掲出せる縣告示第四百七十八號奉送迎心得の公布せらるるや、本市は直に之に左記前文を附し印刷の上、各區長の手を経て全市毎戸に配布し、以て全市民をして奉送迎に關し萬遺憾なからしめむことを期したり。

今秋本縣下ニ御舉行アラセラルル陸軍特別大演習ニ際シ本市ハ特ニ大本營所在地トシテ 聖駕御駐轡ヲ仰キ奉リ千載一
 遇ノ光榮ヲ擔フ次第ニ有之依テ市民ハ誠心誠意奉迎ノ誠ヲ致スヤウ特ニ左記事項ニ付深甚ノ注意ヲ拂ハレ度
 昭和九年九月二十日 前橋市長

記

一、奉送迎心得

別記群馬縣告示並左記事項ニ付心得ラレタシ

- (1) 聖上陛下 御駐轡中ハ晴雨ニ拘ハラズ國旗ト奉迎提燈ヲ晝夜トモ掲揚スルコト
- (2) 御道筋ハ特ニ清掃ニ努ムルコト
- (3) 各宮殿下ノ奉送迎モ之ニ倣ヒ不敬ニ互ラサルヤウ注意スルコト
- (4) 火氣ノ取扱ヒニ十分注意シテ火鉢、竈、湯殿ハ勿論喫煙等堅ク用心スルコト

二、一般奉送迎者ニ關スル事項

一般市民ニ對シテハ特ニ市ニ於テ適當ナル奉送迎場所ヲ定期日ヲ指定シ各區長ヲ經テ入場證ヲ交付奉送迎ヲ爲シ得
 ル様取計フヘシ

三、特別奉送迎者ニ關スル事項

- (4) 別記縣告示ニ付自己ノ資格ヲ知悉シ左記ニ依リ奉送迎入場申告書(様式別記)ヲ提出スルコト
 - (1) 官衙學校勤務者及同資格者夫人ハ夫々官衙長又ハ學校長經由(但三等郵便局長ハ市長經由)
 - (2) 其ノ他ノ者ハ市長經由ノコト
- 但シ此ノ場合ハ各關係區長ニ於テ取纏一括提出ノコト

(ロ) 同一人ニシテ數回ニ涉リ奉送迎申上クル者ハ十一月十日御著轡並十一月十八日御還幸ノ際ニ於ケル奉送迎ノ外本
 市ニ於ケル奉送迎ハ大體左記ノ通ニ付奉送迎ヲ爲サムトスル希望期日ヲ申告書中ニ記入希望各回(奉送又ハ奉迎)毎
 ニ申告書ヲ差出スコト

十一月十日	御著轡	奉送迎	一回
十一月十一日	午前奉送	午後奉迎	二回
十一月十二日	午前奉送	午後奉迎	二回
十一月十三日	午前奉送	午後奉迎	二回
十一月十四日	午前奉送	午後奉迎	二回
十一月十五日	午前奉送	午後奉迎	二回
十一月十六日	午前奉送	午後奉迎	二回
十一月十七日	午前奉送	午後奉迎	二回
十一月十八日	御還幸	奉送	一回

(ハ) 御道筋其ノ他指定位置ニ於テ奉送迎ヲ爲シ得ル資格者中ニハ二種以上ノ資格ヲ有スル者(奉送迎心得、別表第一
 號乃至第三號)可有之モ何レカ一方ヲ選ヒテ奉送迎ノ希望ヲ申出テ同一人ニシテ同一時期ノ奉送迎ニ二ツ以上ノ申
 告ヲ爲ササルコト

(ニ) 御著轡當日及御還幸當日ヲ除キタル日ニ於テ御道筋其ノ他指定位置ニテ奉送迎セムトスル者ニシテ何レノ日ニ拘
 ハラス一回奉送迎ヲ爲サムトスル者ニ對シテハ努メテ斡旋可致ヲ以テ斯カル希望者ハ「御道筋其ノ他指定位置奉送
 迎入場申告書」中奉送迎希望月日欄ニ「縣ノ指定スル日」(此ノ場合指定セラルルモ出席不能ノ日アラハ)但シ何月

何日ヲ除ク」ノ如ク記入スルコトヲ得ト記入セラレタキコト

(尤モ右ノ場合御著警當日又ハ御還幸當日ノ奉送迎希望ヲ申告スルコトハ毫モ差支ナシ)

(ホ) 奉送迎入場申告書用紙ハ區長及市役所第二課奉送迎係ヨリ受領セラレタシ

但シ別記様式ニ依リ各自作製スルモ妨ナシ

(ハ) 入場申告書提出期限 九月三十日 期日ニ提出無之場合ハ奉送迎不能ト相成ルヤモ計リ難キニツキ特ニ注意セラレタシ

四、其ノ他不明ノ點ハ前橋市役所第二課奉送迎係ニツキ照合セラレ度

奉送迎心得(省略)

(縣公布奉送迎心得中本市に全然關係なき部分を削除したる外其の全文を掲出せり)

第二章 事務の大要

第一節 特別奉送迎希望者

九月十四日縣奉送迎心得の公布と共に、同日演奉第二四號學務部長名を以て、「特別奉送迎資格者ノ奉送迎ニ關スル件」並演奉第二五號同學務部長名を以て、「御道筋其ノ他指定位置ニ於ケル特別奉送迎者ノ奉送迎ニ關スル件」通牒あり。右は孰れも奉送迎位置の決定其の他設備・準備の必要上、有資格者の出席確實なる奉送迎希望申告書を徴送すべき指示に付、

豫め判明せる特別奉送迎有資格者には、直接本人に對し別記文書を發送し申告書の提出を慫慂すると共に、各區長に對しては左記通牒に依り、部内有資格者の申告方勸奨を依頼せり。

演發第二八〇號

昭和九年九月二十日

各區長宛

前橋市長

奉送迎ニ關スル件

今秋本縣下ニ於テ行ハセラルル陸軍特別大演習ニ當リ行幸ノ際ニ於ケル奉送迎心得ハ九月十四日群馬縣告示第四七八號ヲ以テ公布相成候處右ハ市民一般ニ周知セシメ遺憾ナキヲ期スルノ要有之特ニ特別奉送迎資格者ハ規定ノ奉送迎入場申告ノ手續ヲ行ヒ入場證ノ交付ヲ受ケ指定位置ニ於テ奉送迎ヲ爲スコトト相成居リ萬一入場申告ヲ爲ササル場合ハ其ノ資格ヲ喪失スルニ至ルヘク斯クテハ本人終世ノ恨事ト相成ルヘキ義ト存シ市ニ於テハ萬全ヲ期スル爲別紙印刷物ヲ全市毎戸ニ配布シ有資格者ヲシテ申告セシムルコトト相成候ニ就テハ趣旨御諒承ノ上貴區内全戸ニ對シ洩レナク御配布申告方御勸奨相成度

追テ特別奉送迎資格者ニシテ市ニ於テ判明セル者ニ對シテハ別途送達置候條御含ミ置相成度又入場申告書用紙送付置候條希望者ニ對シ御交付相成度

尙右入場申告書ノ縣へ進達期限ハ本月末日ニ付可及的速ニ取纏メ市役所内第二課奉送迎係宛一括御提出相煩シ度

記

奉送迎

- 一、奉送迎心得 枚 (区内世帯数ト同数)
- 一、御道筋其ノ他指定位置入場申告書用紙 枚 (区内世帯数ノ十分ノ一)

三三二

(別紙印刷物)

- 一、奉送迎心得 (本篇第一章第二節記載)
- 一、入場申告書用紙 (左記第三號様式)

(第三號様式)

御道筋其ノ他指定位置奉送迎入場申告書

- 一、奉送迎場所 前橋市
- 一、奉送迎希望 十一月 日奉迎(奉送)

一、資格

右入場證御下附相成度及申告候

昭和九年 月 日

本籍

現住所

(所屬官衙又ハ學校名)

(氏名印)

群馬縣知事 金澤正雄殿

記載上ノ注意

- 一、用紙ハ半紙型トス
- 二、楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルコト
- 三、資格欄ニハ別記特別奉送迎資格該當事項ヲ成ルヘク詳細ニ記載スルコト
- 四、奉送迎希望欄ニハ月日ノ下ニ奉迎又ハ奉送ノ區別ヲ記載スルコト
- 五、申告書ハ各日各回毎ニ各別ニ認メ差出スコト
- 六、各學校ハ官衙ト同一ノ取扱ヒヲ爲スコト

演發第二八一號

昭和九年九月二十日

特別奉送迎有資格者殿

前橋市長 江原桂三郎

奉送迎ニ關スル件

今秋本縣下ニ於テ行ハセラルル陸軍特別大演習ニ當リ行幸ノ際貴下ニハ特別奉送迎有資格者トシテ前橋驛構内又ハ御道筋其ノ他指定位置ニ於テ奉送迎ヲ爲シ得ルコトト相成居候ニ就テハ別紙奉送迎心得中特別奉送迎者ニ關スル事項御参照奉送迎入場申告書本月末日迄各區長ヲ經由御提出相成度

奉送迎

三三三

追テ入場申告ハ希望各回毎ニ別紙ニヨリ提出ノコトニ相成居候條御了知相成度萬一期日迄ニ御提出無之場合ハ特別奉送迎ノ資格ヲ喪失スルコト相成ルヘク豫メ御了知相成度申添候

(別紙)

- 一、奉送迎心得 (本篇第一章第二節記載) 一枚
- 一、御道筋其ノ他指定位置奉送迎入場申告書用紙 (前記第三號様式) 一二枚
- 一、御乗降驛入場申告書用紙 (左記第一號様式) 一二枚

(第一號様式)

御乗降驛入場申告書

- 一、驛名 前橋驛
 - 一、奉送迎希望 十一月 日奉迎(奉送)
 - 一、資格 格
- 右入場證御下附相成度及申告候
昭和九年 月 日

本籍
現住所
(所屬官衙又ハ學校名)

(氏名印)

群馬縣知事 金澤正雄殿

記載上ノ注意 (御道筋其ノ他指定位置奉送迎入場申告書と同一につき省略)

右區長及特別奉送迎有資格者本人宛通牒に基き、各區長を経由して提出せる申告書は、九月末日を以て完了せしにつき各係員は協力して嚴密なる資格調査を行ひ、左記様式に依る特別奉送迎者名簿に登録の上一括し十月六日縣奉送迎係長宛進達せり。其の資格別有資格者數及有資格者奉送迎希望日別申告者數別表の如し。

(様式其ノ一)

特別奉送迎者名簿

十一月十日御著輦ノ際前橋驛構内ニ於テ奉迎スル者

資格	住所	氏名	申告ノ有無	入場券交付月日
				月 日

(様式其ノ二)

特別奉送迎者名簿

御道筋其ノ他指定位置ニ於テ奉送迎スル者

奉送迎

資格別	住所	氏名	入場申告(○印)並入場證交付(×印)																
			縣ノ指定 スル日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日									
香地	町		○																
				×															

資格別有資格者數

資格別	人員
前橋市市長	一
前橋市會議長	一
勅任官待遇者	一
貴衆兩院議員	一
奏任官待遇者	一
從六位勳六等以上ノ有位有勤者	一五
縣會副議長	四八
前橋市助役同收入役	一
前橋市會副議長	二
前橋商工會議所會頭	一
縣會議員	三
市會議員	三
市商工會議所副會頭同議員	二
紅・綠・藍・黃・紺綬褒章拜受者	三
各官衙長タル判任官	二
縣社ノ社司	二
日刊新聞社代表者	二
郡市教育會長	一
官內省・內務省・司法省社會事業功勞表彰者	三

文部省教育功績狀受領者	二	日本武德會有功章佩用者	一
警察官吏及消防官吏功勞徽章ヲ有スル者	一	恩賜財團濟生會千圓以上ノ離出者	一
判任官待遇者	五	市町村公吏	四五
縣學校醫會長及同齒科醫會長	一	神職・僧侶・各宗派教師	八三
學位ヲ有スル者	六	縣養蠶業組合聯合會議員	一
重要物產同業組合組長	二	辯護士會員	三
有位有勤者(正七位勳七等以下)	一八一	縣郡市醫師・齒科醫師・獸醫師並藥劑師會役員	一四
方面委員	七三	傷痕軍人	三五
日本赤十字社支部役員及特別社員以上ノ者	五一	戰死病歿軍人遺族(家族一名ニ限ル)	三三
有爵者・高等官・待遇者・貴衆兩院議員	二一	高齢者(八十歳以上)家族一名附添フコト	二六〇
從六位勳六等以上ノ有位有勤者ノ夫人	八七	合計	一、〇七二
愛國婦人會支部役員及有功章佩用者	二四		
市町村ノ區長			

有資格者奉送迎希望日別申告者數

御著輩ノ際前橋驛構内ニ於ケル奉送迎申告者	七一	十一月十七日前橋驛構内ニ於ケル奉送迎申告者	四七
十一月十六日前橋驛構内ニ於ケル奉送迎申告者	六九	御還幸ノ際前橋驛構内ニ於ケル奉送迎申告者	六七
十一月十六日前橋驛構内ニ於ケル奉送迎申告者	六八	計	三六七
十一月十七日前橋驛構内ニ於ケル奉送迎申告者	四五	御著輩ノ際前橋市内指定位置ニ於ケル奉送迎申告者	五八一

奉送迎

十一月十一日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	七九	十一月十五日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	一八七
十一月十一日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	八二	十一月十六日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	二一六
十一月十二日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	七一	十一月十六日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	三七
十一月十二日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	八三	十一月十七日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	二二
十一月十三日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	六一	十一月十七日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	二七
十一月十三日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	七八	縣指定ノ日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	四〇
十一月十四日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	六三	縣指定ノ日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	五
十一月十四日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	七六	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	(但シ十日・十五日・十八日ヲ除ク)	四四四
十一月十五日	前橋市方面指定位置ニ於ケル奉送申告者	一六八	御還幸ノ際	前橋市内指定位置ニ於ケル奉送申告者	二、一三〇
			計		二、四九七
			合計		

十月十二日學務部長名を以て、十一月十一日及十三日の奉送は之を取止め、且つ高齢者、傷痍軍人にして十一月十一日乃至十七日の奉送迎希望申告は、總て十一日の奉送迎に變更の旨通達あり。斯くて、十月二十五日演奉第二四號學務部長名を以て、特別奉送迎者の御道筋其の他指定位置入場證の送付あり。次で十一月二日兵務部長名を以て御乗降驛入場證の送付ありたり。依て直に特別奉送迎者名簿に記入、左記「選付票」を貼付し直接各申告本人に交付したり。

(選付票様式)

選付票	受領證
下記特別奉送迎入場證交付候補御查收相成度	一、驛構内奉送迎入場證 一、御道筋其の他指定位置入場證 右受領候也
昭和九年 月 日 前橋市長 殿	昭和九年 住所 前橋市 町 番地 月 日 氏名 前橋市長 殿

先之、團體奉送迎に關しては九月十四日演奉第二四號を以て、本縣學務部長より「指定位置ニ於ケル特別奉送迎者ノ奉送迎ニ關スル件」照會ありたるに付、各種團體長に移牒して希望申告を徴し縣に回答せしに、之に對し「團體奉送迎ニ關スル通知書」を送付せられしに依り、夫れぞれ當該團體に交付したり。右奉送迎入場證及通知書等の様式左記の如し。

奉送迎

(裏)

注 意

- 一、本證ハ當日表記時刻ノ一時間前(時間厳守)迄ニ受付所ニ差出し、係員ノ指揮ヲ受テテ入場スルコト
- 二、場内ニ於テハ凡テ係員、常設隊長、警察官吏、憲兵ノ指揮ニ従フコト
- 三、本證ハ一枚一人ニ限り且ツ記名者以外ノ者ハ絕對ニ使用スルコトヲ得ズ
- 四、場内ニハ「スツキ」手荷物等不用ノ物品ハ一切携帯セザルコト
- 五、本證ヲ所持スル者ト雖、人員ノ都合ニ依リ奉送迎ノ位置ヲ變更シ又ハ入場ヲ拒絶スルコトアルシ
- 六、當日ノ服装ハ男子ハ通常服「フロックコート」又ハ「エミネンツグロイト」、帽子ハシルクハット又ハ黒山高帽(通常服ノ場合襟飾及手袋ハ白色以外)ノモノ靴ハ黒色ノモノヲ用フルコト(服制アルモノハ之ニ相當スル制服)又ハ紋付羽織袴白足袋(女子ハ通常服「ロリーア」モント又ハ「ワイヂ」ツ)ヲ着用スルコト
- 七、通御後ハ係員ノ指揮ニ従ヒ徐々ニ退散スルコト
- 八、其ノ他昭和九年九月十四日公布ノ群馬縣告示第四百七十八號奉送迎心得ヲ遵守スルコト

(表)

昭和九年十一月十日御養養ノ際(午後三時三十五分)

高橋驛構内(本屋内)ニ於テ奉迎

驛前受付所

群馬 馬 縣

奉送迎入場證

資格 住所

(所屬官衙又ハ學校名)

氏 名

群馬 馬 縣

其ノ一(驛構内)

(「アラットホーム」の場合は高橋驛構内の下に「アラットホーム」と記載ありたり。)

(奉送迎入場證様式)

(裏)

注 意

- 一、本證ハ當日表記時刻ノ一時間前迄ニ指定ノ區域ニ到リ係員ノ指揮ヲ受テテ其ノ位置ニ著クコト
- 二、場内ニ於テハ係員、警察官吏、憲兵ノ指揮ニ従フコト
- 三、本證ハ一枚一人ニ限り且ツ記名者以外ノ者ハ絕對ニ使用スルコトヲ得ズ
- 四、本證ヲ所持スル者ト雖、人員ノ都合ニ依リ奉送迎ノ位置ヲ變更シ又ハ入場ヲ拒絶スルコトアルシ
- 五、當日ノ服装ハ男子ハ通常服「フロックコート」又ハ「エミネンツグロイト」、帽子ハシルクハット又ハ黒山高帽(通常服ノ場合襟飾及手袋ハ白色以外)ノモノ靴ハ黒色ノモノヲ用フルコト(服制アルモノハ之ニ相當スル制服)又ハ紋付羽織袴白足袋(女子ハ通常服「ロリーア」モント又ハ「ワイヂ」ツ)ヲ着用スルコト
- 六、通御後ハ係員ノ指揮ニ従ヒ徐々ニ退散スルコト
- 七、其ノ他昭和九年九月十四日公布ノ群馬縣告示第四百七十八號奉送迎心得ヲ遵守スルコト

(附記) 指定區域左ノ如シ

第一指定區域 前橋驛商工會議所前側歩道

第二指定區域 三角公園及群馬會館南門側歩道

(表)

昭和九年十一月十一日大本營還御ノ際(午後零時三十五分前橋驛御養軍)

前橋市御道筋ニ於テ奉迎

指定區域

群馬 馬 縣

奉送迎入場證

資格 住所

(所屬官衙又ハ學校名)

氏 名

群馬 馬 縣

其ノ二(御道筋其ノ他指定位置)

(裏)

- 注意
- 一、御行列東御通過場所に於て奉送照を爲すに於ては、警察官、警務長、常設隊長、警察官吏、憲兵ノ指示ニ従ひて指定場所へ御送照ノ他指定位置に在リテハ、人員、警察官吏、憲兵ノ指示ニ従ひて指定場所に於て奉送照ヲ爲スコト
 - 二、凶徒児童各公益團體ニ於て奉送照ヲ爲スルニ其ノ監督上一名乃至数名ノ引導者ヲ附スコト
 - 三、但し奉送照及青年團體所ニ在リテハ、校庭所等ヲ附送ハシムルヲ便トス
 - 四、各學校團體ニ於てハ、一定ノ集合所ヲ定メ隊伍ヲ整ヘ當日表記時刻ノ
 - 五、一時前哨ニ指定ノ位置ニ到着シ静坐スルコト
 - 六、各學校團體ニ部隊到着ニ三名校ノ世話係ヲ先行セシメ人員ノ指示ヲ受ケシムルコト
 - 七、各學校各團體毎ニ一名乃至数名ノ指揮者ヲ定メ敬禮其ノ他ノ指揮ヲナスルコト
 - 八、指揮者ハ右翼前列ニ位置（左ヨリ進歩ノトキハ左翼前列）シ其ノ他ノ代表者、職員幹部ハ其ノ後列又ハ部隊ノ背後ニ位置シ監督上遺憾ナキヤ
 - 九、各學校、各公益團體ハ御行列東御通過後隊員ノ指揮ニ従ヒ隊伍ヲ整ヘ他ノ適當ナル場所ニ於テ混雜セサル様附散スルコト
 - 十、生徒、児童其ノ他ノ團體員中疾病アル者又ハ身體虛弱ニシテ動靜ニ支障アル者ハ遠慮セシムルコト
 - 十一、通脚ニ際シ校庭、所旗又ハ團旗ヲ振リ動カシ或ハ御乗馬園隣ノ場合ニ
 - 十二、十歳以上ノ児童ノ場合ハ如キコトナキ様注意スルコト
 - 十三、男子洋服ノ場合ハ成ルル「フロックコート」又ハ「セーミン」シヨック以外ノモノハ黒色ノモノヲ用フルコト
 - 十四、女子ハ成ルル白襟、白足袋トス但し洋服ヲ用フルモ
 - 十五、和服ノモノハ成ルル袴ヲ着用シ洋装ノモノハ靴又ハ地下足袋ヲ穿
 - 十六、武装セサルコト

(別紙圖面名称)

- 團體奉送迎ニ關スル通知書
- 一、團體名
 - 二、奉送迎日時 昭和九年十一月 日午時 分 御發
 - 三、奉送迎場所 前橋市御道筋（別紙圖面ノ通）
 - 四、團體員數
- 群馬縣 馬縣 群馬縣 馬縣
- 注 意
- 一、當日ハ必ず本通知書ヲ持參ノ上隊員ニ提示シ其指揮ヲ受ケルコト
 - 二、裏面注意事項ニ留意ノコト

三四二 (表)

共二三(團體)

第二節 高齢者及傷痍軍人

七月十三日演奉第一四號を以て特別大演習事務兵務部長より、管内に現住せる八十歳以上の高齢者及傷痍軍人にして、御著聲當日前橋市指定位置に於て奉迎希望者の調査方通牒あり。依て本市に於ては、同月十八日各區長宛左記依頼狀を發送して之が調査に着手し、越えて九月五日、別記の如く縣に回答せり。但し右の内高齢者調査に關しては、六月二十六日演祕宮第八號を以て、總務部長より高齢者（九十歳以上）及篤行者調査方の件照會に際し、豫め八十歳以上の調査（第二篇第十一章第二節参照）を遂げありたるを以て、本調査に多大の便益を得たり。

演發第一六四號
 昭和九年七月十八日
 前橋市長
 各區長宛

奉迎希望高齢者及傷痍軍人調査方ノ件依頼
 陸軍特別大演習ニ關スル標記調査用紙送付候條御部内毎月ニ配布ノ上乍御手数數來ル八月五日迄ニ取纏メ御回送相成度
 追テ同日迄ニ未提出ノ分ハ該當者無之モノトシテ處理可致候ニ付申添候

(調査用紙)

奉迎希望高齢者調査

奉送迎

奉送迎

三四四

現住	所	戸主ト又ハ 主ノ続柄	氏名	生年月日	備考
----	---	---------------	----	------	----

前橋市長殿

奉迎希望傷痍軍人調書

現住	所	軍人傷痍記章 拜受年月日	位階勳等功級	氏名	備考
----	---	-----------------	--------	----	----

前橋市長殿

備考

特別大演習ニ關シ奉迎希望ノ高齢者並傷痍軍人ヲ調査スルモノニ付希望ノ向ハ左記参照ノ上該當欄ニ記入ノ上至急所屬區長ニ提出セラレ度

- 一、高齢者奉迎資格
 1. 年齢ハ數ヘ年八十歳以上ノ者
 2. 位階勳等功級アルモノハ調査書ノ備考欄ニ附記スルコト
- 二、傷痍軍人奉迎資格
 1. 傷痍軍人ノ範圍ハ軍人傷痍記章令ニ依リ當該記章ヲ所持シ居ル者及之ヲ受クル資格アル者
 - 前二項奉迎希望者ハ左ノ事項ニ留意セラレ度

- 一、高齢者ニハ適當ナル保護者一人附添フコト
- 一、服装ハ男子ハ通常服、服制アルモノハ制服、又ハ紋付、羽織、袴、白足袋、女子ハ通常服又ハ白襟紋付白足袋ヲ着用スルコト
- 一、通御概ネ一時間前ニ一級ノ交通ヲ遮斷セラルヘキヲ以テ其ノ以前ニ指定位置ニ入場スルコト
- 一、高齢者及傷痍軍人ハ杖ヲ使用スルモ差支ナキコト
- 一、雨天ノ際ハ雨具ヲ使用スルコト

演發第一六四號

昭和九年九月五日

前橋市長

特別大演習事務兵務部長殿

奉迎希望高齢者及傷痍軍人調査方ノ件回答
七月十三日付演發第一四號御照會標記ノ件左記ノ通ニ有之候

記

- 一、高齢者奉迎希望調
 - 高齢者總數 二百五十八人
 - 奉迎希望者數 百八十人 左記ノ通(省略)
- 一、傷痍軍人奉迎希望調
 - 傷痍軍人總數 三十四人

奉送迎

三四五

奉迎希望者數

三十三人 左記ノ通(省略)

右回答提出後、高齢者に於ては死亡に依る六人の減、追加奉迎希望者七十七人(内二十五人は調査後の來住者)の増あり。傷痍軍人に於ては總數に於て三人の増加あり、奉迎希望者に於て二人を追加せり。

斯くて、十月二十五日右奉迎希望高齢者に對し縣より入場證を下附せられたるにつき、左記通知と共に本人に交付せり。傷痍軍人に關しては其後前橋金鷄會長より、統制ある團體奉迎を行ひ度き趣の申請ありたるを以て、之を縣に進達し別途の取扱ひを爲したり。

演發第四四六號

昭和九年十一月三日

前橋市長

奉迎希望高齢者宛

高齢者ノ奉送迎ニ關スル件

巽ニ御提出相成候奉送迎入場申告ニ基キ別紙ノ通本縣ヨリ入場證送付越シ有之候ニ就テハ回付候條御查收相成度尙特ニ左記事項傳達方申越シ有之候ニ就テハ御了知置相成度

記

一、高齢者(附添人ヲ除ク)ハ當日座蒲團其ノ他ノ敷物ヲ持參シ使用スルモ妨ナキコト(奉送迎場所ニハ蒲ゴザヲ用意ス)

二、高齢者ハ當日身體狀況等ニ十分注意シ奉迎ニ際シ故障ヲ生スル虞アル者ハ遠慮スルコト

第三節 一般市民

前節記載の通、特別奉送迎有資格者に關しては縣に於て特定の位置を指定し、奉送迎を爲さしむることとなりしも、一般市民に對しては別段の指示なく且つ御道筋は御警衛其の他の關係上、到底其餘地の存せざることを考慮し、市に於ては特に一般市民の奉送迎場三箇所を設備し、人員整理の爲入場證を交付して、左記日割表に依り全市民に漏れなく、鹵簿を奉拜するの光榮に浴せしむることとし、入場證六萬二千六百五十枚を一日毎に「奉送」「奉迎」の別を色別に調製し、別記通牒に所要入場證を添へ各區長宛發送せり。尙、市民の家事上等の關係を思料し、各町別日割は二回に分ちて配當せり。又、設備せる奉送迎場三箇所の内、第一奉送迎場は主として市名譽職、名望家等の家族及日本赤十字社社員、愛國婦人會會員等の奉送迎場に充用せり。

奉送迎日割表

第一奉送迎場(前橋市役所前庭)

月日	奉送迎別	日赤會員	市議族	區長及代 理者家族	方面委員 家族	常設委員 家族	名望家 家族	市吏員 家族	其他	計
十一月	奉送迎	一	七二	八六	一三八	一六	一〇	一二〇	五〇	四九二